

【対比表・ひな型】標準仕様書(帳票)_06_滞納管理

利用区分				No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	機能No.	統一根拠となる様式	根拠法令等	WTの論点・確認事項	事務局見解				事前回答集計									
#	内/外	大分類	小分類								要否区分に関する事務局見解				要否区分	専用紙	EUC	外/内	帳票の要否		外部帳票		票内内部帳票 運代行替	
											必須	不要	専用紙	不可					確認(画面)	(EUC)可				
7	外部	通知書	充当	1	充当通知書	差押財産の換価時等に、充当先を通知する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 国税の運用に準じるため(H市) ・必須: 国税徴収法第133条第1項関係(I市) ・必須: (K市)	必須	汎用紙	-	外部	3	0	0	0	0	0			
7	外部	通知書	充当	2	充当通知書明細	充当先の期別、金額の内訳と、充当後の滞納額を記載	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・S社、R社のように1枚に統合するか、R社のように分離するかは、システムベンダに委ねることいたします。	・必須: 1が必要のため(H市) ・必須: 国税徴収法第133条第1項関係(I市) ・必須: (K市)	必須	汎用紙	-	外部	3	0	0	0	0	0			
7	外部	通知書	充当	3	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			・充当通知書に未納明細を添付する必要性は高いでしょうか。No.2「充当通知書明細」にて、充当金額の内訳、充当後の滞納金額が出力されればよいと考えております。	・※ケースによる。システムで充当先が自動で計算できるなら不要、そうでなければ議決書の資料として必要(H市) ・不要: 未使用(E市) ・不要: (F市) ・不要: 当市では添付していない。ただし、例えば給与などの継続債権差押えにおける配当・充当の場合、残額がいくらであるのかを知りたい場合(特に第三債務者に多く、その場合は滞納者を通じての案内となるか。)には有用と思われる。(I市) 【回答】充当後の滞納金額については、No.2「充当通知書明細」で定義済み。 ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 充当通知書に付属し、充当後の滞納明細を滞納者が確認する。(J市) ・必須: 残りの未納市税を記載し知らせることで、今後も続く滞納整理事務に必須である。(K市) 【確認】充当後の滞納金額はNo.2「充当通知書明細」で定義されているが、通常の未納明細(充当前の明細)が必要とする理由を確認。 【提案】(No.2「充当通知書明細」で充足できる場合)本帳票は不要とする。	確認	-	-	外部	4	4	0	0	0	0			
7	外部	通知書	充当	4	配当計算書※滞納者用	差押財産の換価時等に、配当先、配当金額等を示す際、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・名称は配当計算書(贈本)が適当※配当計算書自体の項目がないので追加が必要(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 【確認】S,U社は「配当計算書(贈本)」、R社は「配当計算書」のみ具備しているように見受けられるが、構成員において、どのように運用しているか。配当計算書/配当計算書(贈本)の両方が具備されていないと業務に支障をきたすか。 ※以降の贈本の整理については、本帳票の決定にて統一する。(No.10、16、30、35)	確認	-	-	外部	2	0	0	0	0	0			

7	外部	通知書	充当	5	配当計算書※権利者用	差押財産の換価時等に、配当先、配当金額等を示す際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：国税徴収法第131条(I市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・名称は配当計算書(謄本)が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
7	外部	通知書	充当	6	債権者別紙	配当先の債権者のリスト	2.7. 滞納処分処理			・配当計算書の配当先は、S社、U社ともにNo.4、5「配当計算書」上で記載されているため、必須帳票として定義いたします。 ・S社、U社のように1枚に統合するか、R社のように分離するかは、システムベンダに委ねることいたします。	・必須：現システムでは配当先が4つ以上あると別紙になる。帳票の仕様次第で不要。(E市) ・不要：7に集約できるため(H市) ・必須：(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	1	0	0	0	0
7	外部	通知書	充当	7	配当計算書付属書類	配当順位・配当金額の内訳が記載された帳票	2.7. 滞納処分処理			・配当計算書の配当順位・配当金額は、S社、U社ともにNo.4、5「配当計算書」上で記載されているため、必須帳票として定義いたします。 ・S社、U社のように1枚に統合するか、R社のように分離するかは、システムベンダに委ねることいたします。	・不要：未使用(E市) ・必須：4が必要なため(H市) ・必須：(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	8	差押書(不動産)※滞納者用	不動産を差し押える際、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：業務上必須(E市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：国税徴収法第68条第1項(I市)	必須	汎用紙	-	外部	3	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	9	差押書(不動産)※権利者用	不動産を差し押える際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・名称は差押通知書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 ・必須：国税徴収法第55条(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	10	差押書(不動産)※登記囑託用	不動産を差し押える際、登記囑託用に法務局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要：登記囑託書、登記原因証明情報は送付しているが、差押書は送付していない。(I市) ・必須：登記に必要なため(H市) ・名称は差押調書(謄本)が適当 ※差押調書自体の項目がないので追加が必要(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 ※謄本の整理については、No.4「配当計算書※滞納者用」の決定にて統一する。	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	11	差押書(不動産)※保険会社用	差し押える不動産が損害保険等の対象となっている場合、生命保険会社に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第(C市) ・不要: 利用頻度が少ないため、システムからの出力を要さない(A市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要: 9に集約できるため(H市) ・不要: 保険会社が権利者であれば、権利者用で対応。(J市) ・必須: (F市) ・必須: 国税徴収法第53条(I市) ・件数は多くないが、保険金に効力を及ぼすためには必要。(K市) 【確認】No.9「差押書(不動産)※権利者用」の帳票概要に、権利者の例として、「生命保険会社、質問権者等」等を例示すれば対応可能と考えるが、問題ないか。 【提案】(上記で問題ない場合)本帳票はNo.9「差押書(不動産)※権利者用」に統合する。 	確認	-	-	外部	2	5	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	12	差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用	強制競売の開始決定があった不動産を差し押える際、執行機関(裁判所)に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・名称は差押(通知)書及び交付要求書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	13	差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理	<ul style="list-style-type: none"> ・要否について、ご教示ください。 返送用の差押通知書は、到達確認のために必要性が高いと理解しています。 ※本帳票以降の滞納処分(差押等)の返送用帳票については、本帳票での要否結果を踏まえて統一する想定です。個別に返送用帳票が不要という意見がある場合、理由を併せてご教示ください。 ※返送用の基となる帳票が不要と整理された場合は、返送用帳票についても不要として整理いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 利用頻度が少ないため、システムからの出力を要さない(A市) ・不要: 通知書の趣旨が不明(J市) ・不要: 返送用には使わない取扱としている。(K市) 【確認】返送用に使わない取扱について、具体的に確認(K市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 使用頻度が低いため正・副本を手作りで作成(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため。本来は必要だが送達確認できれば無くても実務上は問題ない。(H市) ・必須: 法律上求められている ※すみません、帳票にも記載されていますし、以降は具体的な条文は示さず、この表現を多用します。(I市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。本帳票以降の「返送用」については、全て必須として統一する。 ・名称は差押(通知)書及び交付要求書(副本)が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 	確認	-	-	外部	5	4	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	14	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理	<ul style="list-style-type: none"> ・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 8で必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市) ・帳票名称に何の未納明細が分かるようしたほうがよい。(以下、他の差押・参加差押・交付要求については、同様)(H市) 【事務局】本帳票のようにNo.559「未納明細(単独出力)」を除いた未納明細の帳票概要欄については、元となる帳票に地続きとなるよう修正/別項目が必要な場合は、その項目を追加する。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	15	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理	<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 8で必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市) ・差押書等の表紙にある程度の記載欄を設け、そこに入りきらない場合に出力する。帳票名称に何の財産目録が分かるようしたほうがよい。(以下、他の差押については同様)(H市) 【事務局】全ての財産目録の帳票概要欄については、元となる帳票に地続きとなるよう記載を修正する。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	16	差押調書（債権）※滞納者用	債権を差し押える際、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は差押調書(謄本)が適当 ※差押調書自体の項目がないので追加が必要(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 ※謄本の整理については、No.4「配当計算書※滞納者用」の決定にて統一する。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	17	差押調書（債権）※権利者用	債権を差し押える際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・要否についてご回答ください。権利者宛での債権差押通知書は、交付要求者がいる場合等に必要となるため、必須帳票と考えております。 ・構成員において、権利者用の必要性と使途(具体的な権利者)をご教示ください。	・不要：現在は交付要求書に差押日を付記して送付。使用頻度が低いため現在は手作り(E市) ・不要：債権に権利者は基本的に無いと考えらるため(H市) ・不要：具体的な権利者に思い当たらない。(J市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：X列と同意見(C市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(I市) 【提案】必須とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。質権者への送付は、国税徴収法55条にも記載があるため、必要性は高いと考える。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	18	差押調書（債権）※第三債務者用	債権を差し押える際、第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は債権差押通知書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	19	差押調書（債権）※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要：コピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：当市では副本として利用せず、債券確認書を用いている。(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	20	差押調書（債権）※交付要求36条執行機関用	強制執行による差押があった債権を差押えた際、執行機関(裁判所)に差押を通知する	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は債権差押通知書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	21	差押調書(債権)※交付要求36条執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須: 副本(I市)	保留	-	-	外部	1	1	1	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	22	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 16で必要なため(H市) ・必須: すみません、No.14と重複するので、割愛します。以下、同じ。(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	23	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理				・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 16で必要なため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	24	差押調書(電話加入権)※滞納者用	電話加入権を差し押える際、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・電話加入権については無体財産の一つと考えているが、電話加入権を無体財産に統合し、比較表上からは削除してもよいか。事務局においては、電話加入権の差押件数は減少の一途であると理解している。	・不要: 電話加入権は、差押えが発生していないため(A市) ・不要: 電話加入権の差押実績がない。(J市) ・不要: 新たな電話加入権の差押は行っていない(K市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【確認】法令で決まっているものの、件数が少ない場合はシステム外からの出力でも問題ないように思えるが、システムから出力する必要性は高いか。 【提案】(必要性が高い場合、)本帳票を必須とする。 【提案】(必要性が低い場合、)電話加入権の差押に関する帳票(不要でないもの)をオプションに統一する。(No.24、25、26、52、53、55、56、58、86、87、88、396、587、589、591、627、649、659、740、741)	確認	-	-	外部	5	4	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	25	差押調書(電話加入権)※権利者用	電話加入権を差し押える際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	26	差押調書(電話加入権)※NTT用	電話加入権を差し押える際、NTTに送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	27	差押調書(電話加入権)※NTT用返送用	NTTの到達確認の際、NTTが自治体に返送する帳票	2.7.滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う ・不要:送達確認で事足りるため(H市) ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	28	差押調書(電話加入権)※執行機関用	電話加入権を差し押える際、執行機関に送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・執行機関について、ご存じの構成員がいれば、具体的な執行機関について、必要性と併せてご教示ください。 ・不要:電話加入権は、差押えが発生していないため(A市) ・不要:執行機関は存在しないため(H市) ・不要:電話加入権の差押実績がない。(J市) ・不要:新たな電話加入権の差押は行っていない(K市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) 【確認】執行機関について、具体的な例はあるか。 【提案】必要性が低い場合、本帳票を不要として定義する。 【提案】必要性が高い例がある場合、No.25「差押調書(電話加入権)※権利者用」と統合し、権利者等用と修正する想定。(帳票概要にも例を追記する)	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	29	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7.滞納処分処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 ・必須:24で必要なため(H市) ・必須:割愛(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	30	差押調書(無体財産)※滞納者用	無体財産を差し押える際、滞納者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・不要:件数が非常に少ないため、調書編集機能で代用(A市) ・不要:頻度(小)WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須:使用が見込まれるため。頻度は稀でも、現行システムに実装(C市) ・必須:(F市) ・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市) ・必須:出資金の差押に使用。頻度は、年により差が大きく、年0件~多くて年7件。(J市) ・必須:件数は少ないが現行システムである(第三債務者ありとなしの2パターン)例 ホテル会員権(K市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 名称は差押調書(謄本)が適当 ※差押調書自体の項目がないので追加が必要 【事務局】帳票名称については、第2回WT後に事務局で検討する。 ※謄本の整理については、No.4「配当計算書※滞納者用」の決定にて統一する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	31	差押調書(無体財産)※権利者用	無体財産を差し押える際、権利者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・無体財産の差押の頻度をご教示ください。特許権、実用新案権等あると思いますが、件数は少ない認識です。 ・無体財産差押えが少なく、また、機能要件2.7.1「財産・権利者情報管理」で差押調書の文書を編集できる機能を設けていることから、新規に項目立てせずともよいと考えております。 ・必須:使用が見込まれるため。頻度は稀でも、現行システムに実装(C市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている(I市) ・必須:(K市) ・不要:件数が非常に少ないため、調書編集機能で代用(A市) ・不要:頻度(小)WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要:無体財産に権利者は基本的に無いと考えられるため(H市) ・不要:具体的な権利者に思い当たらない。(J市) 【確認】権利者としては質権者があげられるが、その場合必要性は高いか。(H,J市) 【提案】必要という意見が多い場合、本帳票を必須として定義する。	確認	-	-	外部	5	4	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	32	差押調書(無体財産) ※第三債務者用	無体財産を差し押える際、 第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・無体財産の差押の頻度をご教示ください。特許権、実用新案権等ありますが、件数は少ない認識です。 ・無体財産差押えが少なく、また、機能要件2.7.1.「財産・権利者情報管理」で差押調書の文書を編集できる機能を設けていることから、新規に項目立てせずともよいと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：件数が非常に少ないため、調書編集機能で代用(A市) ・不要：頻度(小)WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須：使用が見込まれるため。頻度は稀でも、現行システムに実装(C市) ・必須：(F市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：出資金の差押に使用。頻度は、年により差が大きく、年0件～多くて年7件。(J市) ・必須：件数は少ないが現行システムである(第三債務者ありとなしの2パターン)例 ホテル会員権(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8あるため、本帳票は必須とする。 ・名称は差押通知書が適当 ※無体財産は第三債務者等になります。(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	33	差押調書(無体財産) ※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、 第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市) 	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	34	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」 と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：30で必要なため(H市) ・必須：割愛(I市) 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	35	差押調書(動産)※滞納者用	動産を差し押える際、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は差押調書(謄本)が適当 ※差押調書自体の項目がないので追加が必要(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 ※謄本の整理については、No.4「配当計算書※滞納者用」の決定にて統一する。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	36	差押調書(動産)※権利者用	動産を差し押える際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は差押通知書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	37	差押調書(動産)※立会人用1	動産を差し押える際、立会人に手交する帳票	2.7.滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市) ・名称は差押調書(謄本)が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	38	差押調書(動産)※立会人用2	動産を差し押える際、立会人に手交する帳票	2.7.滞納処分処理		・立会人2名分の帳票を用意する必要性は高いでしょうか。使用頻度や必要性についてご教示ください。 ※本帳票以降の立会人用2の帳票については、本帳票での要否結果を踏まえて統一する想定です。個別に立会人用2帳票が不要という意見がある場合、理由を併せてご教示ください。	・不要:立会人の氏名を手書きすれば1件作成可能であれば事足るため(H市) ・不要:立会人名を記載しない仕様であれば同じ通知を複数用意すれば足りる。(J市) ・2名の立会人とする場合(成人2名の場合)は想定されます。システム対応しないのであればコピーで代用すると思われる。(K市) ・必須:業務で利用(A市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため。頻度等は不明(C市) ・必須:使用頻度(小)(E市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている。さほどないが、立会人交替はあり得る。(I市) 【提案】コピーでも可能という意見もあるが、必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。本帳票以降の「立会人用2」については、全て必須として統一する。(No.38、99、202、207、218、223、233、238) 振替社債等の差押関係の帳票の記載がありませんが、必要ですので上記同様に追加してください。(送付先として「発行者」と「振替機関等」が必要です。)(H市) 【回答】振替社債の差押えについては、動産及び有価証券の差押えに含まれると理解している。そのため、帳票名称について、「差押調書(動産)」→「差押調書(動産及び有価証券)」に修正することで、振替社債の差押えを実現する想定。 送付先の発行者と振替機関等については、No.36「差押調書(動産)※権利者用」で対応する想定。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	39	差押調書(動産)※占有者用	動産を差し押える際、占有者に手交する帳票	2.7.滞納処分処理		・占有者用の帳票を具備する必要性は高いでしょうか。使用頻度や必要性についてご教示ください。	・不要:利用頻度が少ないため、システムからの出力を要さない(A市) ・不要:占有者の動産差押は行ったことがない。使用頻度(小)(E市) ・不要:占有者に通知する理由がないから。(権利者としては36で定義)(H市) ・不要:滞納者以外が占有する動産を差し押えたことがない。(J市) ・少ない(K市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため。頻度等は不明(C市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている(I市) 【確認】占有者宛での差押調書は頻度が低いとの意見が多い。法令で決まっているものの、件数が少ない場合はシステム外からの出力でも問題ないように思えるが、システムから出力する必要性は高いか。 【提案】(必要性が高くない場合、)本帳票を不要として定義する。	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	40	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7.滞納処分処理		・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須:35で必要なため(H市) ・必須:割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	41	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7.滞納処分処理		・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須:35で必要なため(H市) ・必須:割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	42	差押調書(自動車)※ 滞納者用	自動車を差し押える際、滞 納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・自動車は一般的な業務と 考えておりますが、必須帳票 でよろしいでしょうか。	・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: WTの論点・確認事項 のとおり(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっている ため(H市) ・必須: 法律上求められている (I市) ・必須: 一般的な業務(J市) ・必須: 当市では少ないです が、多い団体もあるのでは。 (K市) 【提案】全構成員が必須とし ているため、本帳票は必須と して定義する。 ・名称は差押通知書が適当、 船舶等もあるので自動車等 の方が適当(H市) 【事務局】名称については、 第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	43	差押調書(自動車)※ 権利者用	自動車を差し押える際、権 利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・自動車は一般的な業務と 考えておりますが、必須帳票 でよろしいでしょうか。	・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: WTの論点・確認事項 のとおり(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっている ため(H市) ・必須: 法律上求められている (I市) ・必須: 同上(K市) ・不要: 権利者のある自動 車を差し押さえたことがな い。(J市) 【提案】必須とする構成員 が7/8団体あるため、本帳 票は必須として定義する。 ・名称は差押通知書が適当 (H市) 【事務局】名称については、 第2回WT後に検討する想 定。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	44	差押調書(自動車)※ 陸運局用	自動車を差し押える際、陸 運局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・自動車は一般的な業務と 考えておりますが、必須帳票 でよろしいでしょうか。	・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: WTの論点・確認事項 のとおり(E市) ・必須: (F市) ・必須: 登記に必要なため (H市) ・必須: 法律上求められてい る(I市) ・必須: 一般的な業務(J市) ・必須: 同上(K市) 【提案】全構成員が必須と しているため、本帳票は必 須として定義する。 ・名称は差押調書(謄本)が 適当、船舶等もあるので登 記機関用が適当(H市) 【事務局】名称については、 第2回WT後に検討する想 定。	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	45	差押調書(自動車)※ 陸運局(返送)用	陸運局の到達確認の際、 陸運局が自治体に返送す る帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産) ※交付要求29条執行機 関用(返送用)」の要否に 従う	・不要: 送達確認又はコピ ーの返送で事足りるため (H市) ・必須: 副本運用している (I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	46	参加差押通知書(不動 産)※滞納者用	不動産を参加差押する際 に、滞納者に送付する帳 票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、 必須帳票として定義いた します。	・必須: 法令で決まっている ため(H市) ・必須: 法律上求められて いる(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	47	参加差押通知書(不動産)※権利者用	不動産を参加差押する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	48	参加差押通知書(不動産)※登記囑託用	不動産を参加差押する際に、登記囑託の際に法務局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・不要: (I市) ・名称は参加差押書(謄本)が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	49	参加差押通知書(不動産)※執行機関用	不動産を参加差押する際に、執行機関(先行差押権者)に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・名称は参加差押書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	50	参加差押通知書(不動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須: 副本運用している(I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	51	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 46で必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	52	参加差押通知書(電話加入権)※滞納者用	電話加入権を参加差押する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	53	参加差押通知書（電話加入権）※権利者用	電話加入権を参加差押する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書（電話加入権）※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	54	参加差押通知書（電話加入権）※NTT用	電話加入権を参加差押する際に、NTTに送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は参加差押書（謄本）が適当（H市） 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	55	参加差押通知書（電話加入権）※NTT（返送）用	NTTの到達確認の際、NTTが自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書（不動産）※交付要求29条執行機関用（返送用）」の要否に従う	・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書（電話加入権）※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	56	参加差押通知書（電話加入権）※執行機関用	電話加入権を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は参加差押書が適当（H市） 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。 ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書（電話加入権）※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	57	参加差押通知書（電話加入権）※執行機関返送用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書（不動産）※交付要求29条執行機関用（返送用）」の要否に従う	・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	58	参加差押通知書(電話加入権)※差押機関連送用	電話加入権を参加差押する際に、後発の差押権者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			<p>【事務局】帳票名称の「※差押機関連送用」を「差押機関用」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要: 利用頻度が少ないため、システムからの出力を要さない(A市) 不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) 不要: 電話加入権の差押実績がない。(J市) 不要: 新たな電話加入権の差押は行っていない(K市) 必須: 使用が見込まれるため(C市) 必須: 電話加入権の差押は現在0件(E市) 必須:(F市) 必須: もともと、運用したことがない。(I市) <p>【確認】No.53「参加差押通知書(電話加入権)※権利者用」に統合しても問題ないと思えるが、本帳票を独立する必要性は高いか。</p> <p>【提案】(独立する必要性が低い場合)No.53「参加差押通知書(電話加入権)※権利者用」に統合する。以後、差押機関用については、全て権利者用に統合し、帳票概要に後発の差押権者を含められるよう記述する。(No.58、78、85、91、101、111、118、123)</p> <p>※(統合しない場合)電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。</p>	確認	-	-	外部	4	5	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	59	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	60	参加差押通知書(動産)※滞納者用	動産を参加差押する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	61	参加差押通知書(動産)※権利者用	動産を参加差押する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	62	参加差押通知書(動産)※執行機関用	動産を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	63	参加差押通知書(動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	64	参加差押通知書(動産)※立会人用	動産を参加差押する際に、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理			・要否についてご教示ください。 ・参加差押通知書を立会人に手交するケースについて、システムから出力する必要性は高いでしょうか。	・不要: 利用頻度が少ないため、システムからの出力を要さない(A市) ・不要: 参加差押に立会人は存在しないため(H市) ・不要: 動産の参加差押実績がない。(J市) ・システムから出力する機会はあるのではない。(K市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている。経験はない(I市) 【確認】法令で決まっているものの、件数が少ない場合はシステム外からの出力でも問題ないように思えるが、システムから出力する必要性は高いか。 【提案】(システム外での対応が可能な場合)本帳票は不要とする。	確認	-	-	外部	4	4	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	65	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 60に必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	66	参加差押通知書(自動車)※滞納者用	自動車を参加差押する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・自動車の参加差押は一般的な業務と考えておりますが、必須帳票でよろしいでしょうか。	・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 一般的な業務(J市) ・当市では少ないですが、多い団体があると思われます。(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	67	参加差押通知書(自動車)※権利者用	自動車を参加差押する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・自動車の参加差押は一般的な業務と考えておりますが、必須帳票でよろしいでしょうか。	・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・当市では少ないですが、多い団体があると思われます。(K市) ・不要: 権利者のある自動車を差し押さえたことがない。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	68	参加差押通知書(自動車)※陸運局用	自動車を参加差押する際に、陸運局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・自動車の参加差押は一般的な業務と考えておりますが、必須帳票でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 一般的な業務(J市) ・当市では少ないですが、多い団体があると思われます。(K市) 【提案】全構成員が必須としているため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	69	参加差押通知書(自動車)※陸運局(返送)用	陸運局の到達確認の際、陸運局が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須: (I市) 	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	70	参加差押通知書(自動車)※執行機関用	自動車を参加差押する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・自動車の参加差押は一般的な業務と考えておりますが、必須帳票でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 一般的な業務(J市) ・当市では少ないですが、多い団体もあると思われます。(K市) 【提案】全構成員が必須としているため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	71	参加差押通知書(自動車)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須: (I市) 	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	72	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> ・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 66に必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市) 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	73	差押解除通知書(不動産)※滞納者用	不動産の差押を解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	74	差押解除通知書(不動産)※権利者用	不動産の差押を解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	75	差押解除通知書(不動産)※登記嘱託用	不動産の差押を解除する際に、登記嘱託のため、法務局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・不要：(I市) ・名称は差押解除通知書(謄本)が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	76	差押解除通知書(不動産)※交付要求29条執行機関用	交付要求29条において、不動産の差押を解除する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は差押え及び交付要求書解除(通知)書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	77	差押解除通知書(不動産)※交付要求29条執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	78	差押解除通知書(不動産)※差押機関用	不動産の差押を解除する際に、後発の差押機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・必須：業務で利用(A市) ・必須：使用が見込まれるため(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・必須：文書としては必要だが、権利者用で対応可能なら不要。(J市) ・不要の場合権利者等用で代用するのでしょうか？(K市) ・不要：74に集約できるため(H市) ・不要：(I市) 【提案】差押機関用の帳票を権利者用の帳票に統合する場合は、No.58「参加差押通知書(電話加入権)※差押機関用」に従う。 ・二重差押の場合の使用を想定しているのでしょうか？(K市) 【回答】参加差押を受けているケースを想定。	保留	-	-	外部	5	3	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	79	差押解除通知書(債権)※滞納者用	債権の差押を解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	80	差押解除通知書（債権）※権利者用	債権の差押を解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要：債権に権利者は基本的に無いと考えらるため(H市) ・不要：具体的な権利者に思い当たらない。(J市) ・二重差押の場合？(K市) 【回答】権利者は、質権者等を想定。 ・必須：業務で利用(A市) ・必須：使用が見込まれるため(C市) ・必須：現在は差押解除交付要求解除を作成して送付(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(I市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	81	差押解除通知書（債権）※第三債務者用	債権の差押を解除する際に、第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	82	差押解除通知書（債権）※第三債務者（返送）用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	83	差押解除通知書（債権）※交付要求36条執行機関用	交付36条において、債権の差押を解除する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・要否についてご回答ください。滞調法第36条の10における裁判所宛での差押解除通知書は、執行機関である裁判所に送付する必要があるため、必須帳票と考えております。 ・必須：業務で利用(A市) ・必須：X列と同意見(C市) ・必須：現在は差押解除交付要求解除を作成して送付(E市) ・必須：(F市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：必要(J市) ・必須：法令上必要(K市) 【提案】全構成員が必須としているため、本帳票は必須として定義する。 ・名称は差押え及び交付要求書解除(通知)書が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	9	0	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	84	差押解除通知書（債権）※交付要求36条執行機関（返送）用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	

8	外部 通知書	処分（差押／差押解除）	85	差押解除通知書(債権)※差押機関用	債権の差押を解除する際に、後発の差押権者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要：差押機関は存在しないため(H市) ・不要：(I市) ・不要：二重差押の実績がない。(J市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・必須：法令上必要(K市) 【提案】差押機関用の帳票を権利者用の帳票に統合するかは、No.58「参加差押通知書(電話加入権)※差押機関用」に従う。	保留	-	-	外部	5	3	0	0	0	0
8	外部 通知書	処分（差押／差押解除）	86	差押解除通知書(電話加入権)※滞納者用	電話加入権の差押を解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部 通知書	処分（差押／差押解除）	87	差押解除通知書(電話加入権)※権利者用	電話加入権の差押を解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部 通知書	処分（差押／差押解除）	88	差押解除通知書(電話加入権)※NTT用	電話加入権の差押を解除する際に、NTTに送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部 通知書	処分（差押／差押解除）	89	差押解除通知書(電話加入権)※NTT(返送)用	NTTの到達確認の際、NTTが自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理		・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	90	差押解除通知書（電話加入権）※執行機関用	電話加入権の差押を解除する際に、裁判所に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要：利用頻度が少ないため、システムからの出力を要さない(A市) ・不要：執行機関は存在しないため(H市) ・不要：電話加入権の差押実績がない。(J市) ・不要：電話差押中のものがほとんどない(K市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(I市) 【確認】執行機関について、どのような例があるか。必要性も併せて確認。 【提案】(必要性が高い場合、)No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	確認	-	-	外部	4	5	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	91	差押解除通知書（電話加入権）※差押機関用	債権の差押を解除する際に、後発の差押機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要：利用頻度が少ないため、システムからの出力を要さない(A市) ・不要：87に集約できるため(H市) ・不要：(I市) ・不要：電話加入権の差押実績がない。(J市) ・不要：電話差押中のものがほとんどない(K市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：業務上必要。電話加入権の差押は現在0件(E市) ・必須：(F市) 【提案】差押機関用の帳票を権利者用の帳票に統合するかは、No.58「参加差押通知書(電話加入権)※差押機関用」に従う。 ※後発は参加差押(H市) 【事務局】帳票概要を参加差押機関に修正する。	保留	-	-	外部	3	6	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	92	差押解除通知書（無体財産権）※滞納者用	無体財産を差押解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				No.30「差押調書(無体財産)※滞納者用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	93	差押解除通知書（無体財産権）※権利者用	無体財産を差押解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				No.31「差押調書(無体財産)※権利者用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	94	差押解除通知書（無体財産権）※第三債務者用	無体財産を差押解除する際に、第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				No.32「差押調書(無体財産)※第三債務者用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	95	差押解除通知書（無体財産権）※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う ・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	96	差押解除通知書（動権）※滞納者用	動産を差押解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	97	差押解除通知書（動権）※権利者用	動産を差押解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	98	差押解除通知書（動権）※立会人用1	動産を差押解除する際に、立会人に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・不要：解除に立会人は不存在のため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) 【確認】全構成員において、本帳票を使用するケースはあるか。 【提案】(解除時に立会人の存在が不要となる場合)処分解除における立会人用の帳票は、全て不要とする。 【提案】(必要となる場合)必須として定義する。	確認	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	99	差押解除通知書（動権）※立会人用2	動産を差押解除する際に、立会人に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No. 38「差押調書（動産）※立会人用2」の要否に従う ・不要：解除に立会人は不存在のため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	100	差押解除通知書（動権）※占有者用	動産を差押解除する際に、占有者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため。頻度は不明(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：法令上必要(K市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：占有者には差押通知書自体ないため(H市) ・不要：滞納者以外が占有する動産を差し押さえたことがない。(J市) 【事務局】No.39「差押調書（動産）※占有者用」を必須とした場合、本帳票を必須とする。	保留	-	-	外部	5	4	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	101	差押解除通知書（動権）※差押機関用	動産を差押解除する際に、参加差押機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要：差押機関は存在しないため(H市) ・不要：動産の参加差押の実績がない。(J市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：法令上必要(K市) 【提案】差押機関用の帳票を権利者用の帳票に統合するかは、No.58「参加差押通知書（電話加入権）※差押機関用」に従う。	保留	-	-	外部	6	3	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	102	差押解除通知書（自動車）※滞納者用	自動車を差押解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.42「差押調書（自動車）※滞納者用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	103	差押解除通知書（自動車）※権利者用	自動車を差押解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.43「差押調書（自動車）※権利者用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	104	差押解除通知書（自動車）※陸運局用	自動車を差押解除する際に、陸運局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.44「差押調書（自動車）※陸運局用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・名称は差押解除通知書（謄本）が適当（H市） 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	105	差押解除通知書（自動車）※陸運局（返送）用	陸運局の到達確認の際、陸運局が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.45「差押調書（自動車）※陸運局（返送）用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須：(I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	106	参加差押解除通知書（不動産）※滞納者用	不動産を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	107	参加差押解除通知書（不動産）※権利者用	不動産を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	108	参加差押解除通知書(不動産)※登記嘱託用	不動産を参加差押解除する際に、登記嘱託用に法務局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・不要: (I市) ・名称は参加差押解除通知書(謄本)が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	109	参加差押解除通知書(不動産)※執行機関用	不動産を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	110	参加差押解除通知書(不動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要: (I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	111	参加差押解除通知書(不動産)※差押機関用	不動産を参加差押解除する際に、後発の差押権者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・不要: 107に集約できるため(H市) ・不要: (I市) ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 文書としては必要だが、権利者用で対応可能なら不要。(J市) 【提案】差押機関用の帳票を権利者用の帳票に統合するかは、No.58「参加差押通知書(電話加入権)※差押機関用」に従う。 ・必須: 後発ではなく先行の差押庁あてでは。そうであれば必要な書類。(K市) 【回答】先行の差押庁はNo.109の執行機関用を想定。	保留	-	-	外部	6	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	112	参加差押解除通知書(電話加入産)※滞納者用	電話加入権を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	113	参加差押解除通知書(電話加入産)※権利者用	電話加入権を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	114	参加差押解除通知書(電話加入産)※NTT用	電話加入権を参加差押解除する際に、NTTに送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	115	参加差押解除通知書(電話加入産)※NTT(返送)用	NTTの到達確認の際、NTTが自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	116	参加差押解除通知書(電話加入産)※執行機関用	電話加入権を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	117	参加差押解除通知書(電話加入産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	118	参加差押解除通知書(電話加入産)※差押機関用	電話加入権を参加差押解除する際に、後発の差押権者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：107に集約できるため(H市) ・不要：(I市) ・不要：電話加入権の差押実績がない。(J市) ・不要：(K市) 【提案】差押機関用の帳票を権利者用の帳票に統合するかは、No.58「参加差押通知書(電話加入権)※差押機関用」に従う。	保留	-	-	外部	3	6	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	119	参加差押解除通知書(動産)※滞納者用	動産を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	120	参加差押解除通知書(動産)※権利者用	動産を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	121	参加差押解除通知書(動産)※執行機関用	動産を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	122	参加差押解除通知書(動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う ・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	123	参加差押解除通知書(動産)※差押機関用	動産を参加差押解除する際に、後発の差押権者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須: 後発ではなく先行の差押申立てでは。そうであれば必要な書類。(K市) ・不要: 120に集約できるため(H市) ・不要:(I市) ・不要: 動産の参加差押の実績がない。(J市) 【提案】差押機関用の帳票を権利者用の帳票に統合するかは、No.58「参加差押通知書(電話加入権)※差押機関用」に従う。	保留	-	-	外部	5	3	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	124	参加差押解除通知書(動産)※利害関係人用	動産を参加差押解除する際に、立会人に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不明(K市) ・不要: 動産の参加差押の実績がない。(J市) ・不要: 解除に立会人は不存在のため(H市) ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】帳票概要の立会人については、質権者等の利害関係人である理解。 【提案】利害関係人宛ての帳票については、No.120「参加差押解除通知書(動産)※権利者用」に統合する。	統合	-	-	外部	5	3	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分(差押/差押解除)	125	参加差押解除通知書(自動車)※滞納者用	自動車を参加差押解除する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.66「参加差押通知書(自動車)※滞納者用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。 ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須:(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0

8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	126	参加差押解除通知書 (自動車)※権利者用	自動車を参加差押解除する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.67「参加差押通知書(自動車)※陸運局用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	127	参加差押解除通知書 (自動車)※陸運局用	自動車を参加差押解除する際に、陸運局に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.68「参加差押通知書(自動車)※陸運局用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・名称は参加差押解除通知書(謄本)が適当(H市) 【事務局】名称については、第2回WT後に検討する想定。	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	128	参加差押解除通知書 (自動車)※陸運局(返送)用	陸運局の到達確認の際、陸運局が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須: (I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	129	参加差押解除通知書 (自動車)※執行機関用	自動車を参加差押解除する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.70「参加差押通知書(自動車)※執行機関用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0
8	外部	通知書	処分（差押／差押解除）	130	参加差押解除通知書 (自動車)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・必須: (I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	131	(82)交付要求通知書 (不動産)※滞納者用	国税徴収法82条に基づき、不動産を交付要求する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: (I市) ※国徴法82条の交付要求について財産の別で帳票を分ける必要がない。どうしても分けるのであれば差押帳票と同じだけ財産分離が必要(H市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。(現時点でNo.132、133、136、137、138、139、140、142、143、144、145、147、148、149、150、152、154、178、179、180、182、183、184を想定)	統合	-	-	外部	2	0	1	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	132	(82)交付要求通知書(不動産)※権利者用	国税徴収法82条に基づき、不動産を交付要求する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	133	(82)交付要求通知書(不動産)※執行機関用	国税徴収法82条に基づき、不動産を交付要求する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	134	(82)交付要求通知書(不動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要: (I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	135	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と見えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 131で必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	136	(82)交付要求通知書(債権)※滞納者用	国税徴収法82条に基づき、債権を交付要求する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	137	(82)交付要求通知書(債権)※権利者用	国税徴収法82条に基づき、債権を交付要求する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	138	(82)交付要求通知書(債権)※執行機関用	国税徴収法82条に基づき、債権を交付要求する際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・※131のその他ご意見等のおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	139	(82)交付要求通知書(債権)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・※131のその他ご意見等のおり(H市) ・不要:(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	-	-	外部	0	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	140	(82)交付要求通知書(債権)※第三債務者用	国税徴収法82条に基づき、債権を交付要求する際に、第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・不要: 実務としては二重差押の上、先差押機関に交付要求している。(J市) ・不明(K市) ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 国徴法82条の交付要求について財産の別で帳票を分ける必要がない。どうしても分けるのであれば差押帳票と同じだけ財産分離が必要(H市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【事務局】条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、財産で分離していた帳票の統合を検討する。	必須	-	-	外部	5	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	141	(82)交付要求通知書(債権)※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・※131のその他ご意見等のおり(H市) ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	142	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・※131のその他ご意見等のおり(H市) ・必須: 割愛(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	143	(10)交付要求通知書(不動産)※滞納者用	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、滞納者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ※滞調法10条の交付要求について財産の別で帳票を分ける必要がない。どうしても分けるのであれば差押帳票と同じだけ財産分離が必要(H市) ・必須:法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	144	(10)交付要求通知書(不動産)※権利者用	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、権利者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	145	(10)交付要求通知書(不動産)※執行機関用	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、執行機関に送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	146	(10)交付要求通知書(不動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7.滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送)用」の可否に従う	【事務局】帳票名称「(不動産)」→「(債権)」に修正する。 ・不要:送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	147	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7.滞納処分処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須:131が必要なため(H市) ・必須:割愛(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	148	(10)交付要求通知書(不動産)※滞納者用	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、滞納者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	【事務局】帳票名称「(不動産)」→「(債権)」に修正する。 ・不要:143と同一(H市) ・必須:法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	保留	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	149	(10)交付要求通知書(不動産)※権利者用	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	<p>【事務局】帳票名称「(不動産)」→「(債権)」に修正する。</p> <p>・不要: 144と同一(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)</p> <p>【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。</p>	保留	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	150	(10)交付要求通知書(不動産)※執行機関用	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	<p>【事務局】帳票名称「(不動産)」→「(債権)」に修正する。</p> <p>・不要: 145と同一(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)</p> <p>【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。</p>	保留	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	151	(10)交付要求通知書(不動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	<p>【事務局】帳票名称「(不動産)」→「(債権)」に修正する。</p> <p>・不要: 146と同一(H市) ・不要: (I市)</p>	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	152	(10)交付要求通知書(債権)※第三債務者(返送)用	滞調法10条に基づき交付要求を行う際、第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<p>・不要: 事例がない(J市)</p> <p>・必須: 業務で利用(A市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 現行システムにないが法令上必用(K市)</p> <p>【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。</p> <p>・滞調法10条の交付要求について財産の別で帳票を分ける必要がない。どうしても分けるのであれば差押帳票と同じだけ財産分離が必要(H市)</p> <p>【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。</p>	保留	-	-	外部	6	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	153	(10)交付要求通知書(債権)※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	<p>・※143のその他ご意見等のとおり(H市) ・不要: (I市)</p>	保留	-	-	外部	0	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	154	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			<p>・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。</p> <p>・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。</p>	<p>・※143のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 割愛(I市)</p> <p>【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。</p>	保留	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	155	(29)交付要求通知書(不動産)※滞納者用	滞調法29条に基づき交付要求を行う際、滞納者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法律上求められている(I市) ・不要:12と同一、以下159まで同じ(H市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	156	(29)交付要求通知書(不動産)※権利者用	滞調法29条に基づき交付要求を行う際、権利者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法律上求められている(I市) ・不要:12と同一、以下159まで同じ(H市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	157	(29)交付要求通知書(不動産)※執行機関用	滞調法29条に則った交付要求を行う際、執行機関に送付する帳票	2.7.滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法律上求められている(I市) ・不要:12と同一、以下159まで同じ(H市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	158	(29)交付要求通知書(不動産)※執行機関返送用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7.滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要:(H市) ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	159	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7.滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・不要:(H市) ・必須:割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	160	(36)交付要求通知書(債権)※滞納者用	滞調法36条に基づき交付要求を行う際、滞納者に送付する帳票	2.7.滞納処分処理			・要否についてご教示ください。滞調法36条による交付要求は、一般的な業務であると考えております。	・不要:(J市) ・必須:業務で利用(A市) ・必須:X列と同意見(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている(I市) ・必須:現行システムにないが法令上必用(K市) ・不要:20と同一、以下166まで同じ(H市) 【回答】市町村によって、交付要求を送る団体もあるという理解。なお、国徴法上交付要求通知を送付する必要がない点は事務局も承知済。 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分（差押以外）	161	(36)交付要求通知書 (債権)※権利者用	滞調法36条に基づき交付要求を行う際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・要否についてご教示ください。滞調法36条による交付要求は、一般的な業務と考えております。	・不要:(H市) ・不要:(J市) ・必須:業務で利用(A市) ・必須:X列と同意見(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている(I市) ・必須:現行システムにないが法令上必用(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	162	(36)交付要求通知書 (債権)※第三債務者用	滞調法36条に基づき交付要求を行う際、第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・要否についてご教示ください。滞調法36条による交付要求は、一般的な業務と考えております。	・不要:(H市) ・不要:(J市) ・必須:業務で利用(A市) ・必須:X列と同意見(C市) ・必須:WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている(I市) ・必須:現行システムにないが法令上必用(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	163	(36)交付要求通知書 (債権)※第三債務者返送用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要:(H市) ・不要:(I市) ・必須:現行システムにないが法令上必用(K市)	保留	-	-	外部	1	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	164	(36)交付要求通知書 (債権)※執行機関用	滞調法36条に基づき交付要求を行う際、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・要否についてご教示ください。滞調法36条による交付要求は、一般的な業務と考えております。	・不要:(H市) ・不要:(J市) ・必須:業務で利用(A市) ・必須:X列と同意見(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている(I市) ・必須:現行システムにないが法令上必用(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	165	(36)交付要求通知書 (債権)※執行機関返送用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要:(H市) ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	166	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・不要:(H市) ・必須:割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	167	交付要求通知書(財団債権)※滞納者用	破産交付要求を行う際、財団債権について滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	168	交付要求通知書(財団債権)※破産管財人用	破産交付要求を行う際、財団債権について執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	169	交付要求通知書(財団債権)※破産管財人(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要:送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	170	交付要求通知書(破産債権)※滞納者用	破産交付要求を行う際、破産債権について滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	171	交付要求通知書(破産債権)※裁判所用	破産交付要求を行う際、破産債権について執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	172	交付要求通知書(破産債権)※裁判所(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・不要: 送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要: (I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	173	交付要求通知書(財団・破産債権)※権利者用	破産交付要求を行う際、財団・破産債権について執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。破産時は権利者への通知を要しないと、国税徴収法施行令第三十六条第四項に規定があるため、使用するケースは少ないと想定しております。	・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: (F市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 未使用(E市) ・不要: 執行機関は存在しないため(H市) ・不要: (I市) ・不要: 破産時は権利者へ通知していない。(J市) ・不要: 現行システムにない(K市) 【提案】不要とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	174	(交付破産)財団債権(税額未確定分)にかかる租税債権について	不明	2.7. 滞納処分処理			・ご存じの構成員がいれば、本帳票の用途を、必要性和併せてご教示ください。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (F市) ・不要: 用途不明のため(H市) ・不要: (J市) ・他市の状況次第(C市) ・1月1日現在で課税は決まっているが、賦課されていないものに対して財団債権分として交付要求をするということか?(E市) ・不要: 不明。たとえば、固定資産税において、賦課期日たる1月1日時点で固定資産を所有していたところ、4月1日に破産手続き開始決定がされたが、5月の納税通知書発付までの間に行うものか?(I市) ・必須: 現行システムにないが法令上必用(K市) 【確認】帳票概要を上記のとおり更新し、再度要否を確認。	確認	-	-	外部	1	5	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	175	未納明細	優先的破産債権を記載した未納明細	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 170で必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	176	未納明細	劣後的破産債権を記載した未納明細	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 170で必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	177	未納明細	財団債権を記載した未納明細	2.7. 滞納処分処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 167で必要なため(H市) ・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部		2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	178	交付要求解除通知書(不動産)※滞納者用	交付要求の解除の際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	必須	-	-	外部		1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	179	交付要求解除通知書(不動産)※権利者用	交付要求の解除の際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	必須	-	-	外部		1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	180	交付要求解除通知書(不動産)※執行機関用	交付要求の解除の際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	必須	汎用紙	-	外部		1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	181	交付要求解除通知書(不動産)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・不要: (I市)	保留	-	-	外部		0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	182	交付要求解除通知書(債権)※滞納者用	交付要求の解除の際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	必須	汎用紙	-	外部		1	1	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	183	交付要求解除通知書(債権)※権利者用	交付要求の解除の際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	184	交付要求解除通知書(債権)※執行機関用	交付要求の解除の際に、執行機関に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【事務局】交付要求については、条文ごとに帳票を用意するのがよいと考えられるため、第2回WT後に財産で分離していた帳票の統合を検討する。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	185	交付要求解除通知書(債権)※執行機関(返送)用	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・不要: (I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	186	交付要求解除通知書(債権)※第三債務者用	交付要求の解除の際に、第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.140「(82)交付要求通知書(債権)※第三債務者用」と対応する帳票と考えられるため、そちらの可否に従う。	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	保留	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	187	交付要求解除通知書(債権)※第三債務者(返送)用	第三債務者の到達確認の際、第三債務者が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の可否に従う	・不要: ※131のその他ご意見等のとおり(H市) ・不要: (I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	188	破産交付要求解除通知書(財団債権)※滞納者用	財団債権について、破産交付要求の解除をする際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分（差押以外）	189	交付要求解除通知書 (財団債権)※破産管 財人用	財団債権について、破産交 付要求の解除をする際に、 破産管財人に送付する帳 票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたしま す。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	190	交付要求解除通知書 (財団債権)※破産管 財人(返送)用	破産管財人の到達確認の 際、破産管財人が自治体に 返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用 (返送用)」の可否に従う ・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	191	交付要求解除通知書 (破産債権)※滞納者 用	破産債権について、破産交 付要求の解除をする際に、 滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたしま す。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	192	交付要求解除通知書 (破産債権)※裁判所 用	破産債権について、破産交 付要求の解除をする際に、 裁判所に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたしま す。 ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	193	交付要求解除通知書 (破産債権)※執行機 関(返送)用	裁判所の到達確認の際、 裁判所が自治体に返送す る帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用 (返送用)」の可否に従う ・不要：送達確認又はコピーの返送で事足りるため(H市) ・不要：(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	194	債権現在額申立書	差押権者や裁判所に対し、 自治体の債権現在額を申し 立てる帳票	2.7. 滞納処分処理			・全て同様の様式でよいと考えられるため、帳票を統 合しております。 ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたしま す。 ・参加差押、国税徴収法82条、滞納処分と強制執行 等との手続の調整に関する法律10条、29条、36条に ついて、各財産(不動産、動産、電話加入権、債権 等)の債権現在額申立書が出力できればよいと考え ております。 ・必須：配当を得るために必要なため(H市) ・必須：法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

23	外部 お知らせ・案内	195	債権現在額申立書 注意事項	債権現在額申立書の提出にあたっての注意事項を記載した帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: 未使用(E市) 不要: 194又は196に記載すれば事足るため(H市) 不要: (I市) 不要: 出力していない。(J市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行では無(C市) 必須: (F市) 必須: 現行はパソコン(K市) <p>【確認】システム外からの出力、あるいは債権現在額申立書に記載することで問題ないか。 【提案】(上記の対応で充足できる場合)本帳票は不要とする。</p>	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
9	外部 通知書	196	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理		・全て同様の様式でよいと考えられるため、帳票を統合しております。 ・債権現在額が債権現在額申立書に記載しきれない場合など、別紙出力が必要な場合があるため、必要と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> 必須: 194に必要のため(H市) 必須: 割愛(I市) 必須: (K市) 	必須	汎用紙	-	外部	3	0	0	0	0	0
9	外部 通知書	197	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理		・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	<ul style="list-style-type: none"> 必須: (I市) 必須: (K市) <p>・※何のための財産目録か不明のため判断できず(H市) 【回答】No.194「債権現在額申立書」に添付する想定。</p>	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部 通知書	198	差押債権の取立通知書(債権)	・差押中の債権の取立権行使の際に第三債務者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		・システムから出力する必要性は高いでしょうか。エクセルやワード等、システム外で対応可能であると考えており、削除を想定しております。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) 不要: (H市) 不要: 取立通知書を使用していない。(J市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。ただし必要性は不明(C市) 必須: (F市) 必須: 現行システムであり(K市) 必須: 通常業務のため必須。(I市) <p>【提案】必須とする構成員が4/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。</p> <p>・「エクセルやワード等、システム外で対応可能である」といいただせば、差押調書やこれまで検討してきたものも同様であり、要否の判断で考慮すべきなのでしょう…。もちろん、システムで対応できないが、ワードなどで対応できるから必須としないというのとは別です。議論が逆な気がします。(I市) 【回答】システム外で対応可能というより、システムから出力する必要性が高くない場合、コストをかけてベンダに具備してもらわず、システム外で対応する方が良いという趣旨。</p>	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
9	外部 通知書	199	搜索調書(動産)※滞納者用	滞納者の自宅等を搜索する際に、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 必須: 業務で利用(A市) 必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) 必須: 使用頻度(小)(E市) 必須: (F市) 必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) 必須: 搜索の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。(J市) 必須: 現行システムでは作成していない。システム外で作成している。(K市) <p>【提案】全構成員が必須としているため、本帳票は必須として定義する。</p> <p>・必須: 法令で決まっているため(H市) ※搜索調書は差押されないときに作成されることから財産の区分は必要ありません。(H市) 【事務局】搜索調書について、財産の区分で分かれている帳票を統合する。(現時点でNo.200、201、203、204、205、206、208を想定)</p>	統合	-	-	外部	8	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分（差押以外）	200	検索調書(動産)※権利者用	滞納者の自宅等を検索する際に、権利者に送付あるいは手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要：(F市) ・不要： 検索に権利者は存在しないため(H市) ・不要： 検索調書作成の際は差押動産無い場合のため、権利者用は不要と思われる。(J市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【確認】検索時の権利者について、不要との意見があるが、どのようなケースが考えられるか。 【提案】(必要性が高い場合)必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【事務局】検索調書について、財産の区分で分かれている帳票を統合する。	確認	-	-	外部	5	3	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	201	検索調書(動産)※立会人用1	滞納者の自宅等を検索する際に、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須：業務で利用(A市) ・必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須：検索の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。(J市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】全構成員が必須としているため、本帳票は必須として定義する。 【事務局】検索調書について、財産の区分で分かれている帳票を統合する。	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	202	検索調書(動産)※立会人用2	滞納者の自宅等を検索する際に、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No. 38「差押調書(動産)※立会人用2」の要否に依る ・不要：法令で決まっているため(H市) ・必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	2	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	203	検索調書(動産)※占有者用	滞納者の自宅等を検索する際に、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要：現状出力していない(A市) ・不要： 検索に占有者は存在しないため(H市) 【回答】親族などを想定している。 ・必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須：検索の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。(J市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/6あるため、オプション帳票として定義する。 【事務局】検索調書について、財産の区分で分かれている帳票を統合する。	オプション	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	204	検索調書(自動車)※滞納者用	滞納者の自宅等を検索する際に、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須：業務で利用(A市) ・必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要： 検索調書作成の際は差押物件無い場合のため、不要と思われる。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 ※検索調書は差押されないときに作成されることから財産の区分は必要ありません。(H市) 【事務局】検索調書について、財産の区分で分かれている帳票を統合する。	必須	-	-	外部	6	2	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分（差押以外）	205	検索調書(自動車)※ 権利者用	滞納者の自宅等を検索する際に、権利者に送付あるいは手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 必須：業務で利用(A市) 必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) 必須：使用頻度(小)(E市) 必須：(F市) 必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) 必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 不要：検索調書作成の際は差押物件無い場合のため、不要と思われる。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	-	-	外部	6	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	206	検索調書(自動車)※ 立会人用1	滞納者の自宅等を検索する際に、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 必須：業務で利用(A市) 必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) 必須：使用頻度(小)(E市) 必須：(F市) 必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) 必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	必須	-	-	外部	6	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	207	検索調書(自動車)※ 立会人用2	滞納者の自宅等を検索する際に、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No. 38「差押調書(動産)※立会人用2」の要否に従う	<ul style="list-style-type: none"> ※199のその他ご意見等のとおり(H市) 必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) 必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	208	検索調書(自動車)※ 占有者用	滞納者の自宅等を検索する際に、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) 必須：使用頻度(小)(E市) 必須：(F市) 必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) 必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	必須	-	-	外部	5	3	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	209	財産の引渡命令書 (動産)※滞納者用	自動車等を差押えた際、それを徴税吏員が占有するため、引渡しを命じるために、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要：現状出力していない(A市) 不要：使用頻度(小)(E市) 不要：動産の差押は占有により行われるため、滞納者に交付することがないため(H市) 	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	210	財産の引渡命令書(動産)※占有者用	自動車等を差押えた際、それを徴税吏員が占有するため、引渡しを命じるために、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 使用頻度が少なくワード等の作成でも問題ないため(H市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 差押の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。(J市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、現状システム外出力が3/6あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	211	財産の引渡命令書(動産)※58条	国税徴収法58条に基づき、占有者に対して引渡し命令を发布了たことを、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 使用頻度が少なくワード等の作成でも問題ないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	212	財産の引渡命令書(自動車)※滞納者用	自動車等を差押えた際、それを徴税吏員が占有するため、引渡しを命じるために、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 使用頻度が少なくワード等の作成でも問題ないため(H市) ・不要: No.209で足りる。(J市) 【事務局】財産の詳細が異なるのみで同一のレイアウトに見受けられるため、No.209「財産の引渡命令書(動産)※滞納者用」へ統合する。統合先ではオプションを想定。(現時点でNo.213、214も同様に統合を想定)	統合	-	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	213	財産の引渡命令書(自動車)※占有者用	自動車等を差押えた際、それを徴税吏員が占有するため、引渡しを命じるために、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 使用頻度が少なくワード等の作成でも問題ないため(H市) ・不要: No.210で足りる。(J市) 【事務局】No.212「財産の引渡命令書(自動車)※滞納者用」が統合となる場合、本帳票もNo.210「財産の引渡命令書(動産)※占有者用」と統合する。統合先ではオプションを想定。	オプション	-	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	214	財産の引渡命令書(自動車)※58条	国税徴収法58条に基づき、占有者に対して引渡し命令を发布了たことを、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 使用頻度が少なくワード等の作成でも問題ないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) 【事務局】No.214「財産の引渡命令書(自動車)※58条」が統合となる場合、本帳票もNo.211「財産の引渡命令書(動産)※58条」と統合する。統合先ではオプションを想定。	オプション	-	-	外部	5	4	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	215	占有調書(自動車)※滞納者用	自動車を差押えた際、それを徴税吏員が占有する際に、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> 不要: 現状出力していない(A市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: 事例がない。(J市) 必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) 必須: 使用頻度(小)(E市) 必須: (F市) 必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) 必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <p>【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/5あるため、オプション帳票として定義する。</p>	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	216	搜索・占有調書(自動車)※滞納者用	自動車の搜索調書と、占有を同時に行う際に、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> 不要: 現状出力していない(A市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: 別々に作成すればよいのでは…(I市) 不要: 搜索調書に占有の旨も記載。(J市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 使用頻度(小)(E市) 必須: (F市) 必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <p>【確認】搜索調書と占有調書を別々に作成することで充足するか。本帳票が必要な場合は、別々では対応できない事象を具体的に確認。 【提案】(充足する場合)本帳票を不要として定義する。</p>	確認	-	-	外部	4	5	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	217	搜索・占有調書(自動車)※立会人1	自動車の搜索調書と、占有を同時に行う際に、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> 不要: 現状出力していない(A市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: (I市) 不要: 搜索調書に占有の旨も記載。(J市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 使用頻度(小)(E市) 必須: (F市) 必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <p>【事務局】No.216「搜索・占有調書(自動車)※滞納者用」が不要となった場合、本帳票も不要となる。</p>	保留	-	-	外部	4	5	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	218	搜索・占有調書(自動車)※立会人2	自動車の搜索調書と、占有を同時に行う際に、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> 不要: (I市) 必須: (K市) <p>・No. 38「差押調書(動産)※立会人用2」の要否に従う</p>	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	219	搜索・占有調書(自動車)※占有者用	自動車の搜索調書と、占有を同時に行う際に、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 使用頻度(小)(E市) 必須: (F市) 必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: (I市) 不要: 搜索調書に占有の旨も記載。(J市) 不要: 現状出力していない(A市) <p>【事務局】No.216「搜索・占有調書(自動車)※滞納者用」が不要となった場合、本帳票も不要となる。</p>	保留	-	-	外部	4	5	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	220	取上調書※滞納者用	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを徴税吏員が取り上げる際、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 現状出力していない(A市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 差押の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。差押調書にその旨記載があれば不要。(J市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	221	取上調書※権利者用	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを徴税吏員が取り上げる際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	222	取上調書※立会人1	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを徴税吏員が取り上げる際、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 現状出力していない(A市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 差押の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。差押調書にその旨記載があれば不要。(J市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	223	取上調書※立会人2	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを徴税吏員が取り上げる際、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No. 38「差押調書(動産)※立会人用2」の要否に依る ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	2	0	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	224	取上調書※占有者用	債権証書、動産等の差押えにあたり、それらを徴税吏員が取り上げる際、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 占有者には引き渡し命令になるため(H市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 差押の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。差押調書にその旨記載があれば不要。(J市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分（差押以外）	225	取上証書引渡書	差押えた債権証書、動産等について、滞納者に引き渡す際に合わせて手交する帳票	2.7. 滞納処分処理			・不要：現状出力していない(A市) ・不要：法的な根拠がないため(H市) ・不明：同様の帳票はない。(I市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) ・必須：使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須：(F市) ・必須：返還の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。(J市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部		5	3	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	226	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理			・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 ・必須：割愛(I市) ・必須：(K市)	必須	汎用紙	-	外部		2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	227	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 ・必須：割愛(I市) ・必須：(K市)	必須	汎用紙	-	外部		2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	228	差押財産搬出調査(動産)※滞納者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出したものについて、徴税吏員に引き渡すよう命令する際に滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理			・不要：現状出力していない(A市) ・不要：法的な根拠がないため(H市) ・不要：事例がない。(J市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(C市) ・必須：使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須：(F市) ・必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部		5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	229	差押財産搬出調査(自動車)※滞納者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出したものについて、徴税吏員に引き渡すよう命令する際に滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理			・不要：現状出力していない(A市) ・不要：法的な根拠がないため(H市) ・不要：事例がない。(J市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須：使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須：使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須：(F市) ・必須：通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部		5	4	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	230	検索・搬出調査(動産) ※滞納者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理					・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	231	検索・搬出調査(動産) ※権利者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、権利者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理					・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	232	検索・搬出調査(動産) ※立会人用1	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理					・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: (I市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須と不要が4:4だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/4あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	4	5	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	233	検索・搬出調査(動産) ※立会人用2	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理					・No. 38「差押調査(動産)※立会人用2」の要否に従う	・不要: (I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	234	検索・搬出調査(動産) ※占有者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理					・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(使用実績は無)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	235	検索・搬出調査(自動車)※滞納者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、滞納者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	236	検索・搬出調査(自動車)※権利者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、権利者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 通常業務。ただし、システムからは出力していない。(I市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	237	検索・搬出調査(自動車)※立会人用1	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: (I市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須と不要が4:4だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/4あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	4	5	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	238	検索・搬出調査(自動車)※立会人用2	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、立会人に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・No. 38「差押調査(動産)※立会人用2」の要否に従う	・不要: (I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	239	検索・搬出調査(自動車)※占有者用	捜索中に差押した財産のうち、保管命令を出さず、即座に搬出の必要があるものがある際、占有者に手交する帳票	2.7. 滞納処分処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 現状出力していない(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで使用(動産・自動車で一元化の仕様)(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: (I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	240	公売財産一覧表	公売財産の目録リスト	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要：差押のうち一部のみ公売する場合等もありシステムの登録から正確に打ち出すことができないため(H市) ・必須：(I市) ・必須：(K市)	必須	-	○	内部	2	1	0	0	0	0
23	外部	お知らせ・案内	241	受領証	売却決定された公売財産の受領証	2.9. 公売管理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・他市の状況次第。現行システムに実装無(C市) ・不要：現状出力していない(A市) ・不要：使用頻度が少なくワード等の作成でも問題ないため(H市) ・不要：現行システムで帳票出力していない。不要。(J市) ・必須：使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須：(F市) ・必須：トラブル回避のため必要ではあるが、システムから出力していない。(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/4あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0	0
9	外部	通知書(差押以外)	242	公売公告兼見積価格公告	公売情報を公告するために用いられるまた、見積価格を決定した場合、公告する際に用いられる	2.9. 公売管理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・U社は電話加入権について、公売公告と見積価格公告を分離して具備していますが、分離して出力するか、統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・不要：243のとおり(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	1	0	0	0	0	
9	外部	通知書(差押以外)	243	公売公告(別紙)	入札に関する事項、売却決定に関する事項が記載された、公売条件を示す帳票	2.9. 公売管理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要：現状出力していない(A市) ・不要：見積もり価格の公告も兼用するか自治体により判断が異なり、差押のうち一部のみ公売もありシステムで正確に対応することが難しいうえ、ワード等の作成でも問題ないため(H市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：使用頻度(小)現システム未対応帳票使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須：(F市) ・必須：(I市) ・必須：公売の際に必要。現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。システムで出力できた方がよい。(J市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0	
9	外部	通知書(差押以外)	244	公売通知書※滞納者用	国税徴収法96条に基づき、公売公告がなされた場合に、利害関係者に通知する帳票	2.9. 公売管理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
9	外部	通知書(差押以外)	245	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.9. 公売管理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須：割愛(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	

9	外部	通知書	処分(差押以外)	246	公売通知書兼債権現在額申立催告書※権利者用	公売通知と、公売財産への債権現在額申立催告を権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	247	最高価申込者の決定※公告用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、公告する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	248	最高価申込者の決定※滞納者用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、滞納者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	249	最高価申込者の決定※権利者用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	
9	外部	通知書	処分(差押以外)	250	最高価申込者の決定※最高価申込者用	国税徴収法106条に基づき、入札価格が最も高い申込者が決定した場合、最高価申込者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。最高価申込者の決定通知を最高価申込者に送付するのは一般的な業務であると考えております。	・不要：通知していない(J市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：X列と同意見(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	251	次順位買受申込者の決定※公告用	国税徴収法106条に基づき、最高価申込者の次点となる申込者が決定した場合、公告する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0	

9	外部	通知書	処分（差押以外）	252	次順位買受申込者の決定※滞納者用	国税徴収法106条に基づき、最高価申込者の次点となる申込者が決定した場合、滞納者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	253	次順位買受申込者の決定※権利者用	国税徴収法106条に基づき、最高価申込者の次点となる申込者が決定した場合、権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	254	次順位買受申込者の決定※次順位申込者用	国税徴収法106条に基づき、最高価申込者の次点となる申込者が決定した場合、最高価申込者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	255	売却決定通知書※最高価申込者用	国税徴収法118条に基づき、買受人がその買受代金を納付したときに、最高価申込者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	256	売却決定通知書※次順位買受申込者用	国税徴収法118条に基づき、次順位の買受人がその買受代金を納付したときに、次順位買受申込者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。滞納者へ次順位買受人を売却決定通知を送付するのは一般的な業務であると考えております。	・不要：通知していない(J市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：X列と同意見(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	257	売却決定通知書※滞納者用	国税徴収法118条に基づき、次順位の買受人がその買受代金を納付したときに、滞納者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。滞納者へ売却決定通知に送付するのは一般的な業務であると考えております。	・不要：法的な根拠がないため(H市) ・不要：事例がない(J市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：X列と同意見(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	258	売却決定通知書※権利者用	国税徴収法118条に基づき、次順位の買受人がその買受代金を納付したときに、権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。権利者へ売却決定通知を送付するのは一般的な業務であると考えております。 ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 事例がない(J市) ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	259	売却決定通知書※第三債務者用	国税徴収法118条に基づき、次順位の買受人がその買受代金を納付したときに、第三債務者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。第三債務者へ売却決定通知に送付するのは一般的な業務であると考えております。 ・不要: 事例がない(J市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	260	公売結果通知	買受人がつかず公売が不成立となった場合に、滞納者に通知する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。法律上通知が規定されていること、3度公売が不調となった場合、差押解除通知が送付されることから、必須帳票ではないと想定しております。 ・必須: (F市) ・不要: 出力機会が少ないため対応不要(A市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: (I市) ・不要: 通知していない(J市) ・不要: 送付していない(K市) ・不要: X列と同意見(C市) 【提案】不要とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	2	7	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	261	売却決定取消通知書※買受人	国税徴収法117条に基づき、買受代金の納付前に完納が確認された場合、買受人に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	262	売却決定取消通知書※滞納者用	国税徴収法117条に基づき、買受代金の納付前に完納が確認された場合、滞納者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	263	売却決定取消通知書 ※権利者用	国税徴収法117条に基づき、買受代金の納付前に完納が確認された場合、権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	264	最高価申込者決定の取消通知書※滞納者用	国税徴収法基本通達117条等、最高価申込者決定を取り消す際に、滞納者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	265	最高価申込者決定の取消通知書※権利者用	国税徴収法基本通達117条等、最高価申込者決定を取り消す際に、権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	266	最高価申込者決定の取消通知書※最高価申込者用	国税徴収法基本通達117条等、最高価申込者決定を取り消す際に、最高価申込者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法律上求められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	267	次順位申込者決定の取消通知書※滞納者用	国税徴収法基本通達117条等、次順位申込者決定を取り消す際に、滞納者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。滞納者へ次順位申込者決定の取消通知書を送付するのは一般的な業務であると考えております。	・不要: 法的な根拠がないため、最高価も同様に不要(H市) ・不要: 出力機会が少ないため対応不要(A市) ・不要: 事例がない(J市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 使用頻度(小)使用頻度が低いためExcel・Wordで手作りシステムから出力はしていない(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	268	次順位申込者決定の取消通知書※権利者用	国税徴収法基本通達117条等、次順位申込者決定を取り消す際に、権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理				・要否についてご回答ください。権利者へ次順位申込者決定の取消通知書を送付するのは一般的な業務であると考えております。	・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 出力機会が少ないため対応不要(A市) ・不要: 事例がない(J市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 使用頻度(小)使用頻度が低いためExcel・Wordで手作りシステムから出力はしていない(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	269	次順位申込者決定の取消通知書※次順位申込者用	国税徴収法基本通達117条等、次順位申込者決定を取り消す際に、次順位申込者に送付する帳票	2.9. 公売管理					・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 出力機会が少ないため対応不要(A市) ・不要: 事例がない(J市)	・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 使用頻度(小)使用頻度が低いためExcel・Wordで手作りシステムから出力はしていない(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/5あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部		5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	270	財産目録	財産情報が記載された目録	2.9. 公売管理					・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部		1	0	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	271	公売取下げ公告	公売を取り下げる際公告する帳票	2.9. 公売管理					・他市の状況次第(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市)	・不要: 出力機会が少ないため対応不要(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: たとえば、東京税務協会発行『公売事務の手引』34ページによれば、「その『公売広告』に記載されている該当部分を朱抹するとともに『公売中止』と朱書きし、予定した公売期日等までの間掲示しておきます。」とあるので、新たな公告は不要と考えている。(I市) ・不要: 事例がない(J市) ・不要: 公売公告に中止の旨朱書き。換価事務提要(K市) 【提案】不要とする構成員が5/7団体あり、必須の団体においても使用頻度が低いことから、本帳票は不要として定義する。I,K市のとおり、公売公告に中止の朱書きで充足可能と判断。	不要	-	-	外部		2	6	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	272	公売中止通知書※滞納者用	公売手続き途中で、公売を中止する際に、滞納者に送付する帳票	2.9. 公売管理					・本帳票の使用頻度についてご教示ください。法定の業務ではない認識ですが、中止時は通知をさせていただきますでしょうか。(差押解除通知で代用しているでしょうか) ・現行運用において、公売中止の通知は、システムから出力しているでしょうか。 ・頻度が低く、団体によって必要とされない機能であれば、定義しないことを検討しています。	・不要: 解除通知で代用(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 通知していない。(J市) ・必須: 使用頻度(小)使用頻度が低いためExcel・Wordで手作りシステムから出力はしていない(E市) ・必須: (F市) ・必須: これに限らずではあるが、システムからは出力していない。(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・他市の状況次第。システム外で年数回作成している。(C市) 【提案】必須意見が4/7であるが、必須の構成員においても使用頻度が少ない、システム外で出力が3/4あり、必要性が高いとは言えないため、オプションとして定義する。	オプション	汎用紙	-	外部		4	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	273	公売中止通知書※権利者用	公売手続き途中で、公売を中止する際に、権利者に送付する帳票	2.9. 公売管理					・本帳票の使用頻度についてご教示ください。法定の業務ではない認識ですが、中止時は通知をさせていただきますでしょうか。(差押解除通知で代用しているでしょうか) ・現行運用において、公売中止の通知は、システムから出力しているでしょうか。 ・頻度が低く、団体によって必要とされない機能であれば、定義しないことを検討しています。	・不要: 解除通知で代用(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 通知していない。(J市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: これに限らずではあるが、システムからは出力していない。(I市) ・他市の状況次第。システム外で年数回作成している。(C市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須意見が3/6であるが、必須の構成員においても使用頻度が少ない、システム外で出力等が多く、必要性が高いとは言えないため、オプションとして定義する。	オプション	汎用紙	-	外部		3	4	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分(差押以外)	274	組合員等の持分の払戻等請求の予告※組合等用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請求の予告を行う際、組合等に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 出資金の換価時に使用。現行システムではなくワードにて作成。頻度は、少なく、ヒューマンエラーも可能性低。(J市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムでも使用(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(国税徴収法第74条第2項、国税徴収法施行令第33条第2項。以下同じ)(I市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	275	組合員等の持分の払戻等請求の予告※権利者用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請求の予告を行う際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 不勉強で自信がないのですが、徴収実務研究会『徴収関係書類の作り方』107頁には「この通知書は2枚(組合等用と徴収官庁(原議)用)複写により作成します。」とあるので、不要と考えます。(I市) ・不要: 事例がない。(J市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムでも使用(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須と不要が4:4だが、必須とする構成員において、件数も少なく、現状システム外出力が2/4あるため、オプション帳票として定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	276	組合員等の持分の払戻等請求※組合等用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請求を行う際、組合等に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 出資金の換価時に使用。現行システムではなくワードにて作成。頻度は、少なく、ヒューマンエラーも可能性低。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムでも使用(C市) ・必須: 使用頻度(小)(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(国税徴収法第74条第2項、国税徴収法施行令第33条第2項。以下同じ)(I市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	277	組合員等の持分の払戻等請求※権利者用	信用金庫等の出資金を差押えたのち、払い戻し請求を行う際、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 法的な根拠がないため(H市) ・不要: 同109頁(I市) ・不要: 事例がない。(J市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムでも使用(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) 【提案】必須多数だが、必須とする団体においても、使用頻度が少なく、システム外作成が2/3団体あるため、本帳票はオプションとして定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	278	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 ・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

9	外部	通知書	処分（差押以外）	279	生命保険解約請求通知書	差押えた生命保険の解約請求書の送付を依頼する際の帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要：未使用のため(A市) ・不要：ワード等での作成で事足りるため(H市) ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・必須：使用が見込まれるため。現行システムでも使用(C市) ・必須：使用頻度(小)(E市) ・必須：(F市) ・必須：通常業務。なお、システム出力していない。(I市) ・必須：現行システムでは出力せず、エクセルにて作成。件数が多く、システム出力の方がよい。(J市) ・必須：システム作成(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	280	質権の解除依頼通知書	差押えた生命保険の解約請求書の送付を依頼するにあたり、質権が設定されていた場合、質権者に解約依頼をする際の帳票	2.7. 滞納処分処理				・不明(I市) ・現行システムになし(K市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：未使用(E市) ・不要：ワード等での作成で事足りるため(H市) ・不要：事例がない(J市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムで使用無(C市) ・必須：(F市) 【確認】使用の例が少なく、システム外でも対応可能という意見があるが、システムで対応する必要があるか確認。 【提案】(システム外で対応可能な場合)不要とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	2	5	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分（差押以外）	281	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理				・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
4	外部	通知書	減免／軽減	282	延滞金減免決定通知書	延滞金減免申請に対し、減免決定／却下を通知する帳票	6.3. その他				・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・必須：業務で利用(A市) ・必須：使用が見込まれるため(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・必須：通常業務。(I市) ・不要：ワード等での作成で事足りるため(H市) ・不要：現行システムでは出力していない。事例が少ない。(J市) ・現行システムになし。必要な場合パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	283	徴収猶予申請書	徴収猶予を自治体に申請する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理				・要否についてご教示ください。猶予の申請書は猶予期別の明細書出力等、システムから出力することが効率的と考えます。 ・必須：業務で利用(A市) ・必須：X列と同意見(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(地方税法第15条の2第1項)(I市) ・不要：申請者が提出するものでシステムから印刷するものではないため(H市) ・不要：現行システムでは出力していない。事例が少ない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	284	徴収猶予期間延長申請書	徴収猶予期間延長を自治体に申請する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理	・要否についてご教示ください。猶予の申請書は猶予期別の明細書出力等、システムから出力することが効率的と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(地方税法第15条の2第3項)(I市) ・不要: 申請者が提出するものでシステムから印刷するものではないため(H市) ・不要: 現行システムでは出力していない。事例が少ない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	285	未納明細(徴収猶予対象分)	徴収猶予において、猶予される期別を示した明細書	2.5. 徴収(換価)猶予処理	<ul style="list-style-type: none"> ・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 割愛(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	286	未納明細(猶予対象以外)	徴収猶予において、猶予されない期別を示した明細書と思われる	2.5. 徴収(換価)猶予処理	<ul style="list-style-type: none"> ・No.285「未納明細(徴収猶予対象分)」と、別途No.559「未納明細(単独出力)」を出力すれば充足できると考え、削除を想定しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未納明細で代用可能(A市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要: 個別に明細を印刷すれば事足りるため(H市) ・不要: (I市) ・不要: 現行システムでは出力していない。事例が少ない。(J市) ・他市の状況次第(C市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) 【確認】No.285「未納明細(徴収猶予対象分)」と、別途No.559「未納明細(単独出力)」を出力すれば充足できると考えるが、必要性はあるか。 【提案】(必要性が低い場合)本帳票を不要として定義する。	確認	-	-	外部	1	6	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	287	徴収猶予対象者の財産目録	本人から聴取した資産を記載する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理	<ul style="list-style-type: none"> ・システムから出力する必要があるでしょうか。システム外で帳票を作成することで対応可能と考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 必要に応じて作成で充足(A市) ・不要: 未使用(E市) ・不要: 利用目的がないため(H市) ・不要: 現行システムでは出力していない。事例が少ない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムでも使用(C市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【確認】システム上で作成する必要があるでしょうか。財産状況を記載いただくなら、システム外でも対応可能であると考えます。 【提案】(システム外の出力でよい場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	288	徴収猶予対象者の収支明細書	本人から聴取した収支状況を記載する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理	<ul style="list-style-type: none"> ・システムから出力する必要があるでしょうか。システム外で帳票を作成することで対応可能と考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 必要に応じて作成で充足(A市) ・不要: 未使用(E市) ・不要: 利用目的がないため(H市) ・不要: 現行システムでは出力していない。事例が少ない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムでも使用(C市) ・必須: (F市) ・必須: (I市) 【提案】No.287「徴収猶予対象者の財産目録」に基づく帳票と考えられるため、No.287の要否に従う。	保留	-	-	外部	3	5	0	0	0	0

10	外部	通知書	猶予／猶予取消	289	徴収猶予の許可通知書	徴収猶予の申請に対し、許可決定を通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／猶予取消	290	徴収猶予取消通知書	徴収猶予の取消をする際に、送付する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
5	外部	通知書	却下／不許可／否認	291	徴収猶予の不許可通知書	徴収猶予申請に対し、不許可決定を通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		・機能要件で定義済みであり、必須帳票として定義いたします。	・必須：法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／猶予取消	292	徴収猶予の期間延長許可通知書	徴収猶予期間延長申請に対し、許可決定を通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		・No.289「徴収猶予の許可通知書」で充足できるでしょうか。	・必須：業務で利用(A市) ・必須：充足は不明も、現行システムで実装(C市) ・必須：(F市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・不要：WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要：事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／猶予取消	293	徴収猶予期間延長取消通知書	徴収猶予期間延長の取消をする際に、送付する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		・No.290「徴収猶予取消通知書」で充足できるでしょうか。	・必須：業務で利用(A市) ・必須：充足は不明も、現行システムで実装(C市) ・必須：(F市) ・必須：法令で決まっているため(H市) ・必須：法律上求められている(I市) ・不要：WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要：事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0

5	外部	通知書	却下／不許可／否認	294	徴収猶予の期間延長不許可通知書	徴収猶予期間延長申請に対し、不許可決定を通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: 充足は不明も、現行システムで実装(C市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・WTの論点・確認事項。No.291で必須帳票として定義済(E市) 【提案】充足に対する回答なく、必須とする回答が多いため、本帳票は必須として定義する。 	必須	汎用紙	-	外部	5	2	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／猶予取消	295	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.5. 徴収(換価)猶予処理		<ul style="list-style-type: none"> ・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	296	徴収猶予の抵当権設定登記承諾書	徴収猶予を受けるため提供された担保に抵当権の設定を承諾することを証明する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	297	徴収猶予の納税保証書	徴収猶予を受けるため、保証人が納税を保証することを証明する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 	確認	-	-	外部	4	4	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	298	弁明要求書	徴収猶予取消の際、滞納者に弁明を要求する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	299	弁明書	徴収猶予取消に対して弁明する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・不要:未使用のため(A市) ・不要:未使用(E市) ・不要:申請者が提出するものでシステムから印刷するものではないため(H市) ・不要:事例がない(J市) ・不要:事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須:使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) ・必須:(F市) ・必須:法律上求められている(I市) 【確認】申請者が提出するものであるため、システム外で作成して、提出を求める運用でも可能か 【提案】(システム外の出力でよい場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0	
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	300	職権による換価猶予許可通知書	職権による換価猶予を許可する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須:法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・※職権に許可はありません(H市) 【事務局】帳票概要を、「職権による換価猶予の通知書」に修正する。	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	301	職権による換価猶予取消通知書	職権による換価猶予を取消する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須:法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	302	職権による換価猶予期間延長許可通知書	職権による換価猶予の期間延長を許可する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・No.300「職権による換価猶予許可通知書」で充足できるでしょうか。 ・不要:未使用のため(A市) ・不要:WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要:事例がない(J市) ・他市の状況次第(C市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須:(F市) ・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市) 【提案】必須と不要が3:3であるが、類似帳票であるNo.292「徴収猶予の期間延長許可通知書」が必須と定義された場合、本帳票も併せて必須とする。 ・職権なので許可ではない(H市) 【事務局】帳票名称、帳票概要から「許可」について削除する。	必須	汎用紙	-	外部	3	4	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	303	職権による換価猶予期間延長取消通知書	職権による換価猶予の期間延長を取消する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・No.301「職権による換価猶予取消通知書」で充足できるでしょうか。 ・不要:未使用のため(A市) ・不要:WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要:事例がない(J市) ・他市の状況次第(C市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須:(F市) ・必須:法令で決まっているため(H市) ・必須:法律上求められている(I市) 【提案】類似帳票であるNo.293「徴収猶予期間延長取消通知書」の要否に従う。	保留	-	-	外部	3	4	0	0	0	0	

10	外部	通知書	猶予／猶予取消	304	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須：割愛(1市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	305	職権による換価猶予の抵当権設定登記承諾書	職権による換価猶予を受けのため提供された担保に抵当権の設定を承諾することを証明する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			No.296「徴収猶予の抵当権設定登記承諾書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須：法律上求められている(1市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	306	職権による換価猶予の納税保証書	職権による換価猶予を受けのため、保証人が納税を保証することを証明する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			No.297「徴収猶予の納税保証書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須：法律上求められている(1市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	307	申請による換価猶予申請書	換価猶予の申請書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			No.283「徴収猶予申請書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須：法律上求められている(1市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	308	申請による換価猶予期間延長申請書	換価猶予の延長申請書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			No.284「徴収猶予期間延長申請書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須：法律上求められている(1市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	309	未納明細(申請による換価猶予対象分)	申請による換価猶予において、猶予される期別を示した明細書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須：割愛(1市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	310	未納明細(猶予対象以外)	申請による換価猶予において、猶予されない期別を示した明細書と思われる	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・No.309「未納明細(申請による換価猶予対象分)」と、別途No.559「未納明細(単独出力)」を出力すれば充足できると考え、削除を想定しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: X列と同意見(C市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要: 個別に明細を印刷すれば事足りるため(H市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・必須: 割愛(I市) <p>【確認】No.559「未納明細(単独出力)」で不足する理由を確認 【提案】(充足可能の場合)、本帳票を不要と定義する。</p>	確認	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	311	申請による換価猶予対象者の財産目録	本人から聴取した資産を記載する資料	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・システムから出力する必要があるでしょうか。システム外で帳票を作成することで対応可能と考えております。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	オプション	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	312	申請による換価猶予対象者の収支明細書	本人から聴取した収支状況を記載する資料	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・システムから出力する必要があるでしょうか。システム外で帳票を作成することで対応可能と考えております。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 申請者が提出するものでシステムから印刷するものではないため(H市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) ・必須: 申請用の添付書類として(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) <p>【提案】類似帳票であるNo.288「徴収猶予対象者の収支明細書」が必須と定義された場合、本帳票も併せて必須とする。</p>	確認	-	-	外部	4	4	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	313	申請による換価猶予の許可通知書	申請による換価猶予を許可する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	314	申請による換価猶予取消通知書	申請による換価猶予を取消する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

5	外部	通知書	却下／不許可／否認	315	申請による換価猶予の不許可通知書	申請による換価猶予に対し、不許可決定を通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			・機能要件で定義済みであり、必須帳票として定義いたします。 ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 業務で利用(A市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0	
10	外部	通知書	猶予／猶予取消	316	申請による換価猶予の期間延長許可通知書	申請による換価猶予の期間延長を許可する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理		No.292「徴収猶予の期間延長許可通知書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0	
10	外部	通知書	猶予／猶予取消	317	申請による換価猶予の期間延長取消通知書	申請による換価猶予の期間延長を取消する際の通知書	2.5. 徴収(換価)猶予処理		No.293「徴収猶予期間延長取消通知書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0	
5	外部	通知書	却下／不許可／否認	318	申請による換価猶予の期間延長不許可通知書	申請による換価猶予期間延長に対し、不許可決定を通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		No.294「徴収猶予の期間延長不許可通知書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須: 業務で利用(A市) ・必須: (F市) ・必須: 法令で決まっているため(H市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・不要: 事例がない(J市) ・他市の状況次第。(C市) ・WTの論点・確認事項。No.291で必須帳票として定義済(E市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】類似帳票であるNo.294「徴収猶予の期間延長不許可通知書」が必須と定義された場合、本帳票も併せて必須とする。	保留	汎用紙	-	外部	4	2	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／猶予取消	319	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.5. 徴収(換価)猶予処理		・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 割愛(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	320	申請による換価猶予の抵当権設定登記承諾書	申請による換価猶予を受けため提供された担保に抵当権の設定を承諾することを証明する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理		No.296「徴収猶予の抵当権設定登記承諾書」と類似の帳票と考えられるため、そちらの要否に従う。	・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	321	申請による換価猶予の納税保証書	申請による換価猶予を受け ため、保証人が納税を保 証することを証明する帳票	2.5. 徴収(換価)猶 予処理		No.297「徴収猶予の納税保証書」と類似の帳票と考え られるため、そちらの要否に従う。	・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	322	猶予の担保提供書※ 申請者用	徴収猶予の申請手続きに おいて担保を提供する際 に、申請者に提出を求め る帳票	2.5. 徴収(換価)猶 予処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示くだ さい。件数は少ない認識しております。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 申請者が提出するものでシステムから印刷するものではないため(H市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【確認】システム上で作成する必要はあるでしょうか。申請者が提出する帳票のため、収支状況を記載い ただくなら、システム外でも対応可能であると考えます。 【提案】(システム外の出力でよい場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	4	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	323	猶予の担保提供書※ 法務局用	徴収猶予の申請手続きに おいて担保提供された際、 法務局に提出する帳票	2.5. 徴収(換価)猶 予処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示くだ さい。件数は少ない認識しております。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 申請者が提出するものでシステムから印刷するものではないため(H市) ・不要: 事例がない(J市) ・不明(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) 【提案】類似帳票であるNo.322「猶予の担保提供書※申請者用」の要否に従う。	保留	-	-	外部	3	3	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	324	猶予における納付計 画書	猶予の際の分割納付の計 画書	2.4. 分納管理		・機能要件において本帳票を出力することをオプショ ン機能として定義したため、本帳票はオプション帳票 として定義いたします。	・略(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	オプション	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予/猶予取消	325	猶予における納付計 画明細書	猶予の際の分割納付計画 明細書	2.4. 分納管理		・機能要件において本帳票を出力することをオプショ ン機能として定義したため、本帳票はオプション帳票 として定義いたします。	・略(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	オプション	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0

10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	326	担保設定通知書	猶予にあたり担保の提供を受けた際、担保設定した旨を通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: 事例がない(J市) 不明(I市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 業務上必要。現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) <p>【確認】システム外からの出力で代用は困難か。 【提案】(代用可能の場合)本帳票はオプションとして定義する。また、関連する帳票については、本帳票の要否に従う。(現時点で、No.327、328、329を想定)</p>	確認	-	-	外部	3	4	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	327	担保解除通知書※申請者用	担保を解除したことを、申請者に通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: 事例がない(J市) 不明(I市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) 必須: 業務上必要(E市) 必須: (F市) <p>【提案】類似の帳票であるNo.326「担保設定通知書」の要否に従う</p>	保留	-	-	外部	3	4	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	328	担保解除通知書※法務局用	担保を解除したことを、法務局に通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: 事例がない(J市) 不明(I市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) 必須: 業務上必要(E市) 必須: (F市) <p>【提案】類似の帳票であるNo.326「担保設定通知書」の要否に従う</p>	保留	-	-	外部	3	4	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	329	担保解除通知書※保証人用	担保を解除したことを、保証人に通知する帳票	2.5. 徴収(換価)猶予処理			<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: 法的な根拠がないため(H市) 不要: 事例がない(J市) 不明(I市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 業務上必要(E市) 必須: (F市) <p>【提案】類似の帳票であるNo.326「担保設定通知書」の要否に従う</p>	保留	-	-	外部	3	4	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	330	滞納処分の停止通知書	執行停止をした際に、滞納者に送付する帳票	2.10. 執行停止処理			<ul style="list-style-type: none"> 必須: 法律上求められている(I市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	331	滞納処分の停止解除 通知書	執行停止の解除をする際 に、滞納者に送付する帳票	2.10. 執行停止処 理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたしま す。	・必須：法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	332	滞納処分の停止通知 書※即時欠損	執行停止・即時欠損をした 際に、滞納者に通知する帳 票	2.10. 執行停止処 理			・機能要件2.12.8「欠損処分関連帳票作成」で、本帳 票は不要と判断したこと、即時消滅は送付相手が不 在であることから、不要と判断して削除します。	・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須：サンプルにある不能欠損処理通知なら送付していないが、即落にも死亡以外の場合があり、かな らずしも送付相手が不在とは限らないのでは。(I市) 【提案】No.330「滞納処分の停止通知書」のみで対応する自治体も多いと想定しているため、本帳票はオ プションとして定義する。	オプション	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
10	外部	通知書	猶予／ 猶予取消	333	未納明細	No.559「未納明細(単独出 力)」と同一の帳票を、同時 の様式に出力	2.10. 執行停止処 理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合など に必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合し て出力するかは、システムベンダによることといたし ます。	・必須：割愛(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定 通知	334	競売続行決定通知書 (不動産)※政令12条	競売続行が決定した場合、 滞調法政令第9条において 準用する国税徴収法第81 条に基づき、権利者宛てに 送付する帳票	2.7. 滞納処分処 理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示くだ さい。件数は少ない認識しております。	【事務局】帳票概要を、No.335「競売続行決定通知書※政令9条」とNo.334「競売続行決定通知書(不動 産)※政令12条」を入れ替える。 ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：事例がない(J市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている。正直よくわからない。(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成。作成漏れが発生しやすいので、システム対応が望 ましい(K市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定 通知	335	競売続行決定通知書 ※政令9条	競売続行が決定した場合、 滞調法政令第12条におい て準用する国税徴収法第8 1条に基づき、権利者宛て に送付する帳票	2.7. 滞納処分処 理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示くだ さい。件数は少ない認識しております。	【事務局】帳票概要を、No.335「競売続行決定通知書※政令9条」とNo.334「競売続行決定通知書(不動 産)※政令12条」を入れ替える。 ・不要：未使用のため(A市) ・不要：事例がない(J市) ・不要：(B市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：業務上必要。No.334の帳票に9条(12条)と記載してある。(E市) ・必須：(F市) ・必須：法律上求められている(I市) ・必須：現行システムで作成していない。パソコン作成。作成漏れが発生しやすいので、システム対応が望 ましい(K市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定 通知	336	求意見等に対する回 答	裁判所の求意見書に対して 回答する帳票	2.7. 滞納処分処 理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたしま す。	・必須：通常業務(I市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0

11	外部	通知書	337	換価執行決定に関する求意見書(執行機関用)	先行差押権者に対し、換価執行の意思を確認する帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: (B市) 不要: 未使用(E市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 業務で利用(A市) 必須: (F市) 必須: 法律上求められている。システム出力していない(I市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムで使用無(C市) <p>【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/4あるため、オプション帳票として定義する</p>	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
11	外部	通知書	338	換価執行に関する意見	換価執行決定に関する求意見書に対する回答書	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 未使用(E市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) 必須: (F市) 必須: 法律上求められている。システムから出力していない(I市) <p>【提案】件数も少なく、現状システム外出力の団体もあるため、オプション帳票として定義する</p>	オプション	汎用紙	-	外部	3	5	0	0	0	0
20	外部	催告	339	参加差押財産換価催告書	参加差押した財産について、先行差押権者に換価を催告する帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) 必須: 業務上必要。現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) 必須: 法律上求められている。システム出力していない(I市) <p>【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が2/4あるため、オプション帳票として定義する。</p>	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
20	外部	催告	340	差押債権支払催告書	差押財産の徴収に応じない第三債務者等に、債権の支払を催告する帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 未使用(E市) 不要: 通知していない(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) 必須: (F市) 必須: 取立に係る通常業務。:システム出力していない(I市) <p>【提案】件数も少なく、現状システム外出力の団体もあるため、オプション帳票として定義する</p>	オプション	汎用紙	-	外部	3	5	0	0	0	0
20	外部	催告	341	換価催告について(回答)	差押財産換価催告書に対する回答書	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) 必須: 業務上必要。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り。※様式要綱によりシステム外帳票(E市) 必須: (F市) 必須: システム出力していない(I市) <p>【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/4あるため、オプション帳票として定義する。</p>	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0

16	外部 照会文書	342	参加差押等の状況に関する照会書	他の執行機関の参加差押状況について、先行差押権者に照会する帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 実態調査関係書類で対応(E市) 不要: 実態調査で代替できるのではない(I市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。必要な場合/パソコン作成予定(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) 必須: (F市) <p>【確認】実態調査で代替する構成員があるが、代替可能か。 【提案】(代替可能である場合)本帳票は不要として定義する。</p>	確認	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
11	外部 通知書 その他法定通知	343	参加差押等の状況に関する回答書	参加差押等の状況に関する照会に対する回答書	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 実態調査関係書類で対応(E市) 不要: 実態調査で代替できるのではない(I市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。必要な場合/パソコン作成予定(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) 必須: (F市) <p>【確認】実態調査で代替する構成員があるが、代替可能か。 【提案】(代替可能である場合)本帳票は不要として定義する。</p>	確認	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
11	外部 通知書 その他法定通知	344	換価執行決定通知書(副本)(執行機関返送用)	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理		・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 実績ないが、おそらく副本運用しないと思われる。(I市) 現行システムで作成していない。必要な場合/パソコン作成予定(K市) 	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
11	外部 通知書 その他法定通知	345	換価執行決定告知書	参加差押をした自治体が換価を執行する際に、執行機関(先行差押権者)に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。必要な場合/パソコン作成予定(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) 必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) 必須: 法律上求められている。システム出力していない(I市) <p>【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/4あるため、オプション帳票として定義する。</p>	オプション	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
11	外部 通知書 その他法定通知	346	換価執行決定通知書	参加差押をした自治体が換価を執行する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 事例がない(J市) 現行システムで作成していない。必要な場合/パソコン作成予定(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) 必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) 必須: 法律上求められている。システム出力していない(I市) <p>【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が3/4あるため、オプション帳票として定義する。</p>	オプション	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0

11	外部	通知書	その他法定通知	347	換価執行決定通知書(権利者用)	参加差押をした自治体が換価を執行する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市) ・すみません。不勉強のため、権利者にまで通知が必要が存じ上げません。(I市)	オプション	汎用紙	-	外部	4	3	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	348	換価執行決定取消通知書(執行機関用)	参加差押をした自治体が換価を取り消す際に、執行機関(先行差押権者)に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市)	オプション	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	349	換価執行決定取消通知書(滞納者用)	参加差押をした自治体が換価の取消しをする際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市)	オプション	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	350	換価執行決定取消通知書(権利者用)	参加差押をした自治体が換価の取消しをする際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市)	オプション	汎用紙	-	外部	4	3	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	351	換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書(滞納者用)	参加差押をした自治体が換価を取り消し、公売を続行する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理				・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市)	オプション	汎用紙	-	外部	3	4	0	0	0	0

11	外部	通知書	その他法定通知	352	換備執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書(権利者用)	参加差押をした自治体が換備を取り消し、公売を続行する際に、権利者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 事例がない(J市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムは無(C市) ・必須: 使用頻度(小)現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) ・必須: (F市) 【提案】件数も少なく、現状システム外出力の団体もあるため、オプション帳票として定義する	オプション	汎用紙	-	外部	3	4	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	353	納期限変更告知書	納期限を変更する際に、滞納者に送付する帳票	2.7. 滞納処分処理	あり(省令)	地方税法施行規則第二号様式	・政令で様式が定まっているため、必須帳票といたします。 ・S社「履行期限繰上通知書」は、納期限変更告知書で充足可能であるため、統合しております。	・必須: 法令で求められている(I市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	354	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 割愛(I市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市) ・納期限変更告知書に対する未納明細なら「変更後納期限」の項目の記載が必要なためNO559同一の明細は不要です。(H市) 【事務局】No.14「未納明細」同様、帳票概要を、「No.559「未納明細(単独出力)」と同一」でなく、「元となる帳票の期別を記載しきれない場合に出力される明細」と修正する。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	355	相続による納付義務承継通知書	納税義務承継について、相続人に送付する帳票	2.1. 滞納情報管理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法律上求められている(I市) ・現行システムで作成していない。必要な場合パソコン作成予定(K市)	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
11	外部	通知書	その他法定通知	356	納付(納入)責任通知書	相続の納付責任について、相続人に送付する帳票	2.1. 滞納情報管理			・No. 355「相続による納付義務承継通知書」との違いについて、ご存じの構成員がいれば、具体的な用途、タイミングと併せてご教示下さい。 ・統合の可否についても、ご教示ください。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・他市の状況次第。本市では使用なし(C市) ・不明(E市) ・違いがわからない(I市) ・不要: 使用していない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする意見がないため、本帳票は不要とする。	不要	-	-	外部	0	4	0	0	0	0

11	外部 通知書	357	納付義務承継変更通知書	納税義務承継金額を変更する際に、相続人に送付する帳票	2.1. 滞納情報管理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。件数は少ない認識しております。	<ul style="list-style-type: none"> 不要:(B市) 不要:事例がない(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 必須:業務で利用(A市) 必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須:使用頻度(小)(E市) 必須:(F市) 必須:(I市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
11	外部 通知書	358	納付すべき金額(相続)	未納明細 No.559「未納明細」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.1. 滞納情報管理			<ul style="list-style-type: none"> 未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とされます。 別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 必須:割愛(I市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 必須:実際の承継額の未納明細を出力するので張れば、承継の延滞金の計算は特殊であるため559と同一の未納明細では機能不足です。(H市) 【事務局】帳票概要を、承継の延滞金計算に対応できるよう修正する。	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
11	外部 通知書	359	相続人内訳	相続人ごとの承継された納付責任額、相続財産の評価額等を記載した帳票	2.1. 滞納情報管理			<ul style="list-style-type: none"> 本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。相続財産の評価額や納付責任額は、示す必要性は高いでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 必須:(F市) 必須:承継決議書の資料として必要です。承継決議書が別に必要です。(H市) 【回答】No.683「相続による納付義務承継決議書(決裁用)」で充足すると想定。 <ul style="list-style-type: none"> 不要:未使用のため(A市) 不要:(B市) 他市の状況次第(C市) 不要:未使用(E市) 不要:システム外でまとめればよい(I市) 不要:他の相続人の内訳は記載していない。(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	2	5	0	0	0	0
20	外部 催告書	360	催告書(相続)	相続人に送付する催告書	2.1. 滞納情報管理			<ul style="list-style-type: none"> 本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。件数は少ない認識しております。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要:(B市) 不要:通常の催告書で代用可能と考える(I市) 不要:使用していない(J市) 他市の状況次第(C市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 必須:業務で利用(A市) 必須:業務上必要。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須:(F市) 【確認】通常の催告書で代用は可能か。または、システム外でも問題ないという理解。 【提案】(通常の催告書あるいはシステム外で問題ない場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	3	4	0	0	0	0
20	外部 催告書	361	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.1. 滞納情報管理			<ul style="list-style-type: none"> 未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とされます。 別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 必須:割愛(I市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 必須:実際の承継額の未納明細を出力するので張れば、承継の延滞金の計算は特殊であるため559と同一の未納明細では機能不足です。(H市) 【事務局】No.14「未納明細」同様、帳票概要を、承継の延滞金計算に対応できるよう修正する。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0

11	外部 通知書	その他法定通知	362	第二次納税義務通知書	第二次納税義務が発生した際、第二次納税義務者に送付する帳票	2.1. 滞納情報管理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。件数は少ない認識しております。	・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要:(B市) ・必須: 利用用途は少ないので、なくても問題はない(A市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 未使用(E市) ・必須:(F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・必須: 事例はないが、システム対応が望ましいと思われる。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
11	外部 通知書	その他法定通知	363	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.1. 滞納情報管理		・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
20	外部 催告書	-	364	納付(納入)催告書(第二次)	第二次納税義務者に送付する催告書	2.1. 滞納情報管理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。件数は少ない認識しております。	・不要:(B市) ・不要: 通常の催告書で対応可能と思われる。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 利用用途は少ないので、なくても問題はない(A市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 未使用(E市) ・必須:(F市) ・必須: 法律上求められている(I市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
20	外部 催告書	-	365	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.1. 滞納情報管理		・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 割愛(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
11	外部 通知書	その他法定通知	366	連帯納税義務納付通知書	連帯納税義務が発生した場合、連帯納税義務者に送付する帳票	2.1. 滞納情報管理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。件数は少ない認識しております。	・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 利用用途は少ないので、なくても問題はない(A市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 未使用(E市) ・必須:(F市) ・必須: 法律上求められている(I市) ・不要:(B市) ・不要: 内容が課税であり、課税システムで対応がよい。(J市) 【事務局】No.366「連帯納税義務納付通知書」、No.368「催告書(連帯)」の整理について、ベンダ確認中。	保留	-	-	外部	5	3	0	0	0	0

11	外部	通知書	その他法定通知	367	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.1. 滞納情報管理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とされます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 割愛(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
20	外部	催告		368	催告書(連帯)	連帯納税義務者に送付する催告書	2.1. 滞納情報管理				・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。件数は少ない認識しております。	・不要: (B市) ・不要: 通常の催告書で代用可能と考える(I市) ・不要: 通常の催告書で対応可能と思われる。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: 利用用途は少ないので、なくても問題はない(A市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(G市) ・必須: 未使用(E市) ・必須: (F市) 【事務局】No.366「連帯納税義務納付通知書」、No.368「催告書(連帯)」の整理について、ベンダ確認中。	保留	-	-	外部	4	4	0	0	0	0
20	外部	催告		369	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.1. 滞納情報管理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とされます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須: 割愛(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
12	外部	納付書		370	再発行納付書	納付書	3.1. 納付書等発行(再発行)	あり(業界標準)			・機能要件で、本帳票を必要と判断したため、必須帳票として定義いたします。 ・R社「分納納付書」は、再発行納付書は同一の様式を使用すると機能要件で定義したため、統合しております。	・必須: (I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	専用紙 (マルチ ペイメント 統一様 式)	-	外部	1	0	1	0	0	0
12	外部	納付書		371	払込取扱票	郵便局用の振込納付書	3.1. 納付書等発行(再発行)	あり(業界標準)			・機能要件で、本帳票を必要と判断したため、必須帳票として定義いたします。	・必須: (I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	専用紙 (払込取 扱票)	-	外部	1	0	1	0	0	0
12	外部	納付書		372	滞納整理用納付書	充当用に用いる納付書	2.7. 滞納処分処理				・機能要件で、本帳票を必要と判断したため、必須帳票として定義いたします。	・必須: (I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市)	必須	専用紙 (マルチ ペイメント 統一様 式)	-	外部	1	0	1	0	0	0

13	外部	証明書	法定	373	領収書	領収書	-				・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須:たとえば給与差押えの第三債務者から求められる場合があり、滞納側でもよく利用する。(I市) 【確認】具体的にどのようなケースで第三債務者から領収書を求められるか。 【提案】(必要性がある場合)オプションとして定義する。	確認	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
13	外部	証明書	法定	374	金融機関の預貯金等の調査証	金融機関に差押等で臨場した際、調査権を証明する帳票	2.8. 財産調査処理				・本帳票の必要性と用途をご教示ください。 ・本帳票は金融機関臨店用であり、No. 379「預貯金等の調査(照会、回答)」は郵送用という整理と理解しております。 ・不要:(B市) ・不要:用途が不明。(J市) ・必須:臨店用に使用(A市) ・必須:X列と同意見。使用が見込まれるため(C市) ・必須:業務上必要。郵送でも臨店の場合でもNO379は使用する。臨店の場合はNO374も使用する。(E市) ・必須:調査時以外の簡易な照会にも使用(F市) ・必須:通常業務(I市) ・必須:現行システムで作成。他に印刷様式も以前からあり。差押等で銀行臨場時に使用。使用頻度は極めて高い(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
13	外部	証明書	法定	375	金融取引等の調査証	金融機関に差押等で臨場した際、複数の照会を一括で行うための帳票	2.8. 財産調査処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。件数は少ない認識のため、削除を想定しております。 ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・不要:用途が不明。(J市) ・現行システムではない。上記374の派生的様式(K市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) 【提案】No.374「金融機関の預貯金等の調査証」で基本的に対応可能であるため、オプションとして定義する。	オプション	-	-	外部	2	5	0	0	0	0
13	外部	証明書	法定	376	保険契約等の調査証	保険会社に差押等で臨場した際、複数の照会を一括で行うための帳票	2.8. 財産調査処理				・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。件数は少ない認識のため、削除を想定しております。 ・必須:(F市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:保険会社への臨場は行っていない。(E市) ・不要:(I市) ・不要:用途が不明。(J市) ・現行システムではなし。保険会社には基本は臨場しない(K市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	1	6	0	0	0	0
13	外部	証明書	法定	377	納付(納入)受託証明書	納付受託による分割納付を受け付ける際に用いられる	2.8. 財産調査処理	あり(省令)	地方税法施行規則第一号の様式		・法令様式があるため、必須帳票として定義いたします。 ・必須:法令で定められている(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

13	外部	証明書	法定	378	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.8. 財産調査処理				・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・必須：割愛(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	-	379	預貯金等の調査について(照会、回答)	滞納者の預貯金等を調査する帳票	2.8. 財産調査処理	統一様式あり	全国地方税務協議会	・統一様式があるため、必須帳票として定義いたします。	・必須：(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
16	外部	照会文書	-	380	預貯金等の調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者の預貯金等を調査する帳票	2.8. 財産調査処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ※本帳票以降の一括照会については、本帳票での要否結果を踏まえて統一する想定です。個別に一括照会用の帳票が不要という意見がある場合、理由を併せてご教示ください。 ※一括照会用の基となる帳票が不要と整理された場合は、一括照会用帳票についても不要として整理いたします。	・不要：Excel(I市) ・必須：業務で利用(A市) ・必須：(B市) ・必須：X列と同意見(C市) ・必須：業務上必要※標準様式(E市) ・必須：(F市) ・必須：預貯金調査に使用。(J市) ・必須：金融機関との申し合わせで一括のみで照会を行うこととしている場合がある。(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。本帳票以降の「一括照会、回答」については、全て必須として統一する。 ・預貯金調査の電子化への対応が必要ではないか？電子データも必要では？(E市) 【回答】預貯金調査の電子化の方法については、検討中のため、標準仕様書上は定義しない。	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0	
16	外部	照会文書	-	381	対象者名簿	同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理			・照会する対象者の名簿について、要否を確認いたします。 ※本帳票以降の対象者名簿については、本帳票での要否結果を踏まえて統一する想定です。個別に対象者名簿が不要という意見がある場合、理由を併せてご教示ください。 ※対象者名簿の基となる帳票が不要と整理された場合は、対象者名簿についても不要として整理いたします。	・他市の状況次第(C市) ・不要：(I市) ・必須：照会書には、別紙記載として、一覧を提供するため(A市) ・必須：(B市) ・必須：業務上必要※標準様式(E市) ・必須：(F市) ・必須：一括調査に使用。(J市) ・必須：一括照会に使用(K市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。本帳票以降の「対象者名簿」については、全て必須として統一する。	必須	汎用紙	-	外部	7	1	0	0	0	0	
16	外部	照会文書	-	382	生命保険契約について(照会、回答)	滞納者の生命保険契約を調査する帳票	2.8. 財産調査処理	統一様式あり	全国地方税務協議会	・統一様式があるため、必須帳票として定義いたします。	・必須：(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
16	外部	照会文書	-	383	生命保険契約について(一括照会、回答)	複数の滞納者の生命保険契約を調査する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.380「預貯金等の調査について(一括照会、回答)」の要否に従う	・必須：(I市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0	

16	外部	照会文書	384	対象者名簿	同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理			・No.381「対象者名簿」の可否に従う	・略(1市)	保留	-	-	外部	0	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	385	損害保険契約について(照会、回答)	滞納者の損害保険契約を調査する帳票	2.8. 財産調査処理	統一様式あり	全国地方税務協議会	・統一様式があるため、必須帳票として定義いたします。	・必須:(1市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	386	損害保険契約について(一括照会、回答)	複数の滞納者の損害保険契約を調査する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.380「預貯金等の調査について(一括照会、回答)」の可否に従う	・必須:(1市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	387	対象者名簿	同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理			・No.381「対象者名簿」の可否に従う	・略(1市)	保留	-	-	外部	0	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	388	給与等の調査について(照会、回答)	滞納者の給与等を調査する帳票	2.8. 財産調査処理	統一様式あり	全国地方税務協議会	・統一様式があるため、必須帳票として定義いたします。	・必須:(1市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	389	対象者名簿	同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理			・No.381「対象者名簿」の可否に従う	・略(1市)	保留	-	-	外部	0	0	0	0	0	0

16	外部 照会文書	—	390	賞与等の調査について(照会、回答)	滞納者の賞与等を調査する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.388「給与等の調査について(照会、回答)」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 388で充足可(A市) 不要: ・No.388で充足可(B市) 不要: X列と同意見(C市) 不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) 不要: No.388で充足。(J市) 388を使用し、特に賞与の回答が必要な場合、付記している(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 統合可(F市) 必須: (I市) <p>【提案】不要の意見が多いため、No.388「給与等の調査について(照会、回答)」に本帳票を統合する。</p>	統合	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
16	外部 照会文書	—	391	退職金の調査について(照会、回答)	滞納者の退職金を調査するため、勤務先に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。件数は少ない認識しております。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 事例がない。(J市) 不要: 388で対応可能なため(H市) 現行システムになし。必用であればパソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 業務上必要。現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) 必須: (I市) <p>【提案】必須と不要が4:4であるが、使用頻度が低いという意見もあることから、本帳票はオプションとして定義する。</p>	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
16	外部 照会文書	—	392	給与月額等の調査について(照会、回答)	滞納者の給与月額等を調査する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.388「給与等の調査について(照会、回答)」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 388で充足可(A市) 不要: ・No.388で充足可(B市) 不要: X列と同意見(C市) 不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) 不要: No.388で充足。(J市) 現行システムになし。必用であればパソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 統合可(F市) 必須: (I市) <p>【提案】不要の意見が多いため、No.388「給与等の調査について(照会、回答)」に本帳票を統合する。</p>	統合	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
16	外部 照会文書	—	393	証券取引に関する調査について(照会、回答)	滞納者の証券取引を調査する帳票	2.8. 財産調査処理	統一様式あり	全国地方税務協議会	・統一様式があるため、必須帳票として定義いたします。	<ul style="list-style-type: none"> 必須: (I市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部 照会文書	—	394	担保債権額について(照会、回答)	自治体が差し押さえた不動産の担保債権額を調査するため、抵当権を設定した金融機関に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	<ul style="list-style-type: none"> 必須: 通常業務(I市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

16	外部	照会文書	395	物件目録	財産情報が記載された目録	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とされます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：割愛(I市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	396	電話加入権・質権原簿について(照会、回答)	電話加入権について、NTTに照会する帳票	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：(I市) <p>※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。</p>	保留	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	397	電話財産用財産目録	電話加入権の差押え、料金調査、公売、換価・配当時の財産目録	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とされます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：割愛(I市) <p>・24の次に移動してください(H市) 【事務局】配置変更については、第2回WT後に検討</p>	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	398	電話料金の調査について(照会、回答)	滞納者が支払っている電話料金について、NTTに照会する帳票	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> ・No.396「電話加入権・質権原簿について(照会、回答)」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・他市の状況次第(C市) ・不要：WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要：事例がない。(J市) ・不要：現在使用することはほぼない(K市) <p>・必須：(F市) ・必須：固定電話の照会というより、携帯電話の照会が主(I市) 【回答】携帯電話については、No.42「携帯電話契約について(照会、回答)」で対応する想定。 【提案】固定電話の照会については必要性が低く、不要の意見も多いことから、不要として定義する。</p>	不要	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
16	外部	照会文書	399	実態調査について(照会、回答)	他の執行機関の滞納整理状況を照会する帳票	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須：(I市) 	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	400	対象者名簿	同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> ・No.381「対象者名簿」の要否に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・略(I市) 	保留	-	-	外部	0	0	0	0	0	0

16	外部	照会文書	401	実態調査について(法人)(照会、回答)	法人の滞納者について、他の執行機関の滞納整理状況を照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.399「実態調査について(照会、回答)」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。	・不要: 389で充足可(A市) ・不要: No.399で充足。(J市) ・他市の状況次第(C市) ・必須: 個人と法人では照会内容に相違があるため、399での充足は不可(B市) ・必須: 業務上必要。回答内容が違いため、充足しない。項目が調整されれば可となる可能性あり。(E市) ・必須: (F市) ・必須: 生活保護の受給の欄とか明らかに異なると思うのですが…(I市) ・必須: (K市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
16	外部	照会文書	402	対象者名簿	同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理			・No.381「対象者名簿」の可否に従う	・略(I市)	保留	-	-	外部	0	0	0	0	0	
16	外部	照会文書	403	滞納状況等に関する調査について(都道府県税事務所)(依頼、回答)	他の執行機関(都道府県税事務所)の滞納整理状況を照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.399「実態調査について(照会、回答)」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。	・不要: 389で充足可(A市) ・不要: No.399で充足可(B市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要: 現行システムから出力していない。(J市) ・他市の状況次第(C市) ・必須: (F市) ・必須: 兼用可(I市) ・必須: 397を使用すると削除項目が多い(K市) 【提案】兼用可とする意見が多いため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
16	外部	照会文書	404	滞納状況等に関する調査について(税務署)(依頼、回答)	他の執行機関(税務署)の滞納整理状況を照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.399「実態調査について(照会、回答)」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。	・不要: 389で充足可(A市) ・不要: No.399で充足可(B市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要: 現行システムから出力していない。(J市) ・他市の状況次第(C市) ・必須: (F市) ・必須: 兼用可(I市) ・必須: 397を使用すると削除項目が多い(K市) 【提案】兼用可とする意見が多いため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
16	外部	照会文書	405	外国人登録について※自治体宛て(照会、回答)	外国人の国籍や現住所、世帯主氏名などを照会する帳票	2.8. 財産調査処理			庁内文書について、システムから出力する必要はあるでしょうか ※本帳票以降の自治体宛て帳票については、本帳票での可否結果を踏まえて統一する想定です。個別に自治体宛て帳票が不要という意見がある場合、理由を併せてご教示ください。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: No.399で充足可(B市) ・不要: (I市) ・不要: 現行システムから出力していない。(J市) ・不要: (K市) ・必須: No.399を使用。通常の実態調査関係書類に加筆及びスタンプにて対応(E市) ・必須: (F市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) 【確認】No.399の実態調査で対応可能という意見が多いが、問題ないか。(C市) 【提案】(問題ない場合)本帳票は不要として定義する。本帳票以降の「自治体宛て(照会、回答)」については、全て不要として統一する。	確認	-	-	外部	3	6	0	0	0	0

16	外部	照会文書	406	外国人登録について ※他自治体宛て(照会、回答)	外国人の国籍や現住所、世帯主氏名などを照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・No.399「実態調査について(照会、回答)」、449「住民票の交付について(申請書)※他自治体宛て」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。 ・不要: 449で充足可(A市) ・不要: No.399で充足可(B市) ・不要: No.399で充足。(J市) ・不要: (K市) ・所管業務でないため不明(I市) ・必須: No.399を使用(E市) ・必須: (F市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) 【提案】No.405「外国人登録について※自治体宛て(照会、回答)」を不要として定義した場合、本帳票も不要とする。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
16	外部	照会文書	407	クレジット加盟店等の調査について(照会)	法人のクレジット加盟契約について、クレジット会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 事例が少ない。(J市) ・必須: (B市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務(I市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
16	外部	照会文書	408	クレジット契約の取引履歴について(照会、回答)	クレジットカードの使用状況を調査するため、クレジット会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: (B市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務(I市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	409	対象者名簿	同一の照会先について、照会する滞納者を一元化した帳票	2.8. 財産調査処理			・No.381「対象者名簿」の要否に従う ・略(I市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	410	売掛債権等調査票(照会、回答)	滞納者の売掛金を調査するため、取引先に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 未使用のため(A市) ・必須: (B市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務(I市) ・必須: 売掛金調査に必要。(J市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0

16	外部	照会文書	411	診療報酬の支払いに関する調査(照会、回答)	滞納者の診療報酬を調査するため、病院等に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・不要: 未使用のため(A市) ・必須: (B市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 通常業務(I市) ・必須: 診療報酬調査に必要。(J市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	412	年金債権等について(照会、回答)	年金の受給状況について調査するため、年金機構に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	413	対象者名簿	・同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	414	年金担保貸付状況について(照会、回答)	年金担保貸付を調査するため、年金機構に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・不要: 未使用のため(A市) ・不要: No.412の照会のみ(I市) ・不要: 調査していない。(J市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 ・必須: 年金機構ではなく貸付を行っている会社等への照会も必要(B市) 【事務局】帳票概要に、貸付先を照会先として追記する。	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0
16	外部	照会文書	415	年金の振込方法等について(照会、回答)	年金の振込方法を調査するため、年金機構に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・No.412「年金債権等について(照会、回答)」で充足できるでしょうか。充足できる場合、本帳票を削除いたします。	統合	-	-	外部	1	6	0	0	0	0

16	外部	照会文書	416	小規模企業共済契約について(照会、回答)	小規模共済について調査するため、中小機構に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要:未使用のため(A市) ・不要:事例がない。(J市) ・必須:(B市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:ただし、頻度は稀(I市) ・必須:現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
16	外部	照会文書	417	相続放棄・限定承認の申述の有無等について(照会、回答)	滞納者の相続放棄の状況について調査するため、裁判所に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:通常業務(I市) ・不要:相続放棄の調査のためには相続図を作成し、相続人のリスト等が必要になってくるがシステムで打ち出すためにはそれらの情報を2回登録しなければならず非効率だから(H市) 【回答】被相続人の情報が入力された帳票がシステムから出力が一般的であるため、必須として定義する想定。	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	418	相続財産管理人の調査について(照会、回答)	滞納者の相続財産管理人の選任の有無を調査するため、裁判所に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・不要:未使用のため(A市) ・不要:官報にて確認(E市) ・不要:(I市) ・不要:調査していない。(J市) ・現行システムなし。必要であればパソコン作成(K市) ・必須:(B市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須:(F市) 【提案】官報での確認でも可能であるが、文書での照会もできたほうが良いという構成員があるため、本帳票はオプションとする。	オプション	汎用紙	-	外部	3	5	0	0	0	0
16	外部	照会文書	419	家賃の賃貸借契約内容について(照会、回答)	滞納者の賃貸借契約(賃料、支払日、支払方法等)について調査するため、不動産賃貸借契約相手に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	【事務局】「不動産の貸主」→「不動産賃貸借契約相手等」に修正する。 ・不要:未使用のため(A市) ・必須:(B市) ・必須:使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:通常業務(I市) ・必須:現行システムでは出力していない。システムで調査できるとよい。(J市) ・必須:現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	420	賃貸借中の家賃について(照会、回答)	滞納者の個人情報(電話番号、勤務先)について、不動産賃貸借契約相手に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・(No.419「家賃の賃貸借契約内容について(照会、回答)」との違いがわからない(I市) 【回答】貸主に、滞納者(借主)の個人情報を確認する。 ・不要:未使用のため(A市) ・不要:No.419に包含できる。(J市) ・他市の状況次第(C市) ・必須:(B市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:現行システムであり。上記419と一体(K市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	2	0	0	0	0

16	外部	照会文書	421	携帯電話契約について(照会、回答)	滞納者の携帯電話契約について調査するため、携帯電話会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: Excel(I市)	必須	汎用紙	-	外部	0	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	422	携帯電話契約について(一括照会、回答)	複数の滞納者の携帯電話契約について調査するため、携帯電話会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・不要: (I市) ・不要: 一括調査は行っていない。(J市) ・必須: 携帯需要が高まっているため(A市) ・必須: (B市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	423	対象者名簿	・同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	・略(I市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	424	株式等の調査について(照会、回答)	滞納者の株式等を調査するため、証券会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: (B市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: (I市) ・必須: 現行システムなし。振替機関(証券会社)あて照会として、あれば利用すると思われる(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
16	外部	照会文書	425	国税還付金等の調査について(依頼、回答)	国税還付金等を調査するため、税務署に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。システム外で取りまとめ、税務署に提出する運用が一般的であると考えております。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおりシステム外で取りまとめ(E市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・不要: 現行システムになし。別の対応(K市) ・不要: 相続放棄の調査のためには相続図を作成し、相続人のリスト等が必要になってくるがシステムで打ち出すためにはそれらの情報を2回登録しなければならず非効率だから(H市) ・他市の状況次第(C市) ・必須: (F市) ・必須: ただし、各税務署との関係によっては個別の照会が必要であり、年一回で済む。(I市) ※システムから出力していない(I市) ・必須: 財産調査に必要なため(H市) 【確認】システム外での出力で問題ないか。(H市) 【提案】システム外での対応が多いため、本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0

16	外部	照会文書	426	実態調査回答書(個別回答)	他の執行機関から実態調査を受けた際の回答書	2.8. 財産調査処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要: 同上(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	427	対象者名簿	回答者のリスト	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	・略(I市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	428	自動車登録の調査について(都道府県税事務所)(照会、回答)	滞納者の自動車を調査するため、都道府県税事務所に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: (B市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: (I市) ・必須: 現行システムでは出力せず、ワードにて作成。システム対応が望ましい。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
16	外部	照会文書	429	自動車登録の調査について(陸運支局)(照会、回答)	滞納者の自動車を調査するため、陸運局に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須: (B市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: (I市) ・必須: 現行システムでは出力せず、ワードにて作成。システム対応が望ましい。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 	必須	汎用紙	-	外部	7	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	430	電気料金支払い状況の調査について(照会、回答)	滞納者の電気料金を調査するため、電力会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: Excel(I市) ・必須: ライフラインで使用しているため、調査しやすいため(A市) ・必須: (B市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムでは出力していない。システムで調査できるとよい。(J市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	0	0	0

16	外部	照会文書	431	電気料金支払い状況の調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者の電気料金を調査するため、電力会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・No.380「預貯金等の調査について(一括照会、回答)」の要否に従う	・不要:(I市) ・380より422に従う方が適当と考えます(H市) 【回答】一括照会、回答は一元的に統一する想定	保留	-	-	外部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	432	対象者名簿	・同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	・略(I市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	433	水道料金支払い状況の調査について(照会、回答)	滞納者の水道料金を調査するため、自治体に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・不要: Excel(I市) ・現行システムであり、回答は得られない。(K市) 【確認】回答が得られないとは、どういう趣旨か。有益な照会結果が得られないということか。 ・必須: ライフラインで使用しているため、調査しやすいため(A市) ・必須: (B市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 現行システムでは出力していない。システムで調査できるとよい。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。	確認	汎用紙	-	外部	7	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	434	水道料金支払い状況の調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者の水道料金を調査するため、自治体に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・No.380「預貯金等の調査について(一括照会、回答)」の要否に従う	・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	435	対象者名簿	・同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	・略(I市)	保留	-	-	外部	0	0	0	0	0	0
16	外部	照会文書	436	宅建保証分担金の調査について(照会、回答)	宅建弁済業務保証分担金を調査するため、供託先に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 事例がない。(J市) ・必須: (B市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: システムから出力していないが、稀にこれで解決することがある。(I市) ・必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0

16	外部	照会文書	437	在所期間の調査について(照会、回答)	刑務所等在所期間を調査するため、刑務所等に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (I市) 不要: 事例が少ない。(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: (B市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 業務上必要。現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が1/4あるため、オプション帳票として定義する。 	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
16	外部	照会文書	438	服務状況の調査について(照会、回答)	刑務所等服務先、服務状況を調査するため、刑務所等に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (I市) 不要: 事例が少ない。(J市) 現行システムなし(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: (B市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 業務上必要。現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が1/4あるため、オプション帳票として定義する。 	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
16	外部	照会文書	439	児童手当口座の調査について(照会、回答)	滞納者の児童手当口座を調査するため、自治体に照会する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: ほとんど利用したことがない。むしろ、預金照会により受給の事実が判明することが多い。(I市) 不要: 事例がない。(J市) 現行システムなし(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: (B市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 業務上必要。現システム未対応帳票。使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須: (F市) 【提案】必須多数だが、件数も少なく、現状システム外出力が1/4あるため、オプション帳票として定義する。 	オプション	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
16	外部	照会文書	440	確定申告閲覧申請書	確定申告の資料を閲覧するため、税務署に申請する帳票	2.8. 財産調査処理	あり(業界標準)	国税庁HP掲載「申告等閲覧申請書」	・統一様式があるため、必須帳票として定義いたします。	<ul style="list-style-type: none"> 必須: (I市) <ul style="list-style-type: none"> 閲覧対象者のリストが必要(H市) 【事務局】第2回WT以降、他の照会同様、本帳票についても対象者名簿を新規に追加する。 	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	441	固定資産税図面の調査について(照会、回答)	固定資産税の課税客体の間取りを確認する図面を調査するため、自治体に申請する帳票	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: 未使用(E市) 不要: 事例がない。(J市) 現行システムなし(K市) 他市の状況次第(C市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: (B市) 必須: (F市) 必須: 通常業務。word(I市) 【提案】必須と不要が3:3だが、件数も少なく、現状システム外出力が1/3あるため、オプション帳票として定義する。 	オプション	汎用紙	-	外部	3	4	0	0	0	0

16	外部	照会文書	442	ガス会社への調査について(照会、回答)	滞納者のガス料金を調査するため、ガス会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: Excel(I市) 必須: (B市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 必須: 業務上必要(E市) 必須: (F市) 必須: 現行システムでは出力していない。システムで調査できるとよい。(J市) 必須: 現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	7	2	0	0	0	0
16	外部	照会文書	443	ガス会社への調査について(一括照会、回答)	複数の滞納者のガス料金を調査するため、ガス会社に照会する帳票	2.8. 財産調査処理		・No.380「預貯金等の調査について(一括照会、回答)」の要否に従う	<ul style="list-style-type: none"> 不要: (I市) 	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	444	対象者名簿	・同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	<ul style="list-style-type: none"> 略(I市) 	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	445	フリー調査書	照会内容を自由に編集可能な照会帳票	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> 機能要件2.8.3.で、「照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。」と定義したため、帳票として定義いたしません。 	<ul style="list-style-type: none"> 略(I市) テンプレートの利用が可能なのが必要です。(H市) 【事務局】機能側の記載で対応する想定。	不要	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	446	対象者名簿	・同一の照会先について、照会する滞納者を一覧化した帳票	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	<ul style="list-style-type: none"> フリー調査は個別に内容が異なることが前提のため名簿は想定されないため(H市) 【回答】現時点ではすべての照会文書について、対象者名簿を付随させる想定。	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
16	外部	照会文書	447	照会前住所一覧(個別調査)	調査対象の滞納者の、現住所以前の住所リスト	2.8. 財産調査処理		<ul style="list-style-type: none"> 本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。システム外からの作成も考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 調査書に一定数の住所履歴が記載されればよい。(J市) 他市の状況次第(C市) 現行システムなし(K市) 必須: 現在は住民情報システムから作成(E市) 必須: (F市) 必須: 旧住所で該当があることもあるので。(I市) 【提案】必須とする構成員が3/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	4	3	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	448	住民票の交付について※自治体宛て	自治体内他課宛ての住民票交付申請書	2.7. 滞納処分処理		No.405「外国人登録について※自治体宛て(照会、回答)」の要否に従う	・必須:(I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	449	住民票の交付について(申請書)※自治体宛て	住民票交付の申請書	2.7. 滞納処分処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	450	住民票の交付について(一括申請書)※自治体宛て	住民票交付の一括申請書	2.7. 滞納処分処理		・No.380「預貯金等の調査について(一括照会、回答)」の要否に従う	・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	1	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	451	対象者名簿	複数の申請を行う場合の、申請者のリスト	2.8. 財産調査処理		・No.381「対象者名簿」の要否に従う	・略(I市)	保留	-	-	外部	0	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	452	戸籍等の交付について※自治体宛て	自治体内他課宛ての戸籍交付申請書	2.7. 滞納処分処理		No.405「外国人登録について※自治体宛て(照会、回答)」の要否に従う	・必須:(I市)	保留	-	-	外部	1	1	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	453	戸籍等の交付について※自治体宛て	他自治体宛ての戸籍交付申請書	2.7. 滞納処分処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	454	戸籍の附票の交付について	他自治体宛ての戸籍附票交付申請書	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 453で充足可(A市) ・不要: No.453で充足(B市) ・不要: X列と同意見(C市) ・不要: No.453で充足。(J市) ・現行システムなし(K市) ・WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・必須: 統合可(F市) ・必須: まとめることができる(I市) <p>【提案】統合可という意見多数のため、No.453「戸籍等の交付について※他自治体宛て」に統合する。</p>	統合	-	-	外部	3	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	455	外国人旧登録原票及び出入国記録等の交付について(調査)	外国人旧登録原票及び出入国記録等を調査するため、入国管理局宛てに申請する帳票	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・現行システムなし(K市) <p>・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 使用が見込まれるため。現行システムで実装(C市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: (F市) ・必須: 相続調査の際など(I市) ・必須: 現行システムでは出力していない。システムで調査できるとよい。(J市) <p>【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。</p>	必須	汎用紙	-	外部	6	2	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	456	登記事項証明書交付申請書(会社法人用)(個別調査)	商業登記簿の申請書	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 <p>・必須: (I市)</p>	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	457	登記事項証明書交付申請書(不動産用)(個別調査)	不動産登記簿の申請書	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 <p>・必須: (I市)</p>	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	458	登記事項要約書交付申請書(不動産用)(個別調査)	不動産登記事項要約書の申請書	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> ・要否をご回答ください。No. 456「登記事項証明書交付申請書(会社法人用)(個別調査)」、457「登記事項証明書交付申請書(不動産用)(個別調査)」で充足可能であるため、削除を想定しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: X列と同意見(C市) ・不要: すみません、要約書を請求したことがございません…(I市) ・不要: 使用していない。(J市) ・不要: 現行システムでなし。仕様しない。(K市) ・WTの論点・確認事項のとおり(E市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 統合可(F市) ・必須: 456は不動産と関係なく、457とは申請様式が異なるため(H市) <p>【確認】本帳票を使用する頻度は高いか。使途と併せて確認。</p> <p>【提案】不要とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は不要として定義する。</p>	確認	-	-	外部	2	6	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	459	(差押)登記嘱託書(不動産)	差押の登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	460	(差押)登記嘱託書副本(不動産)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・要否をご回答ください。登記嘱託書について、副本(返送用)は必要性が高いでしょうか。 ※本帳票以降の登記嘱託書の返送用帳票については、本帳票での要否結果を踏まえて統一する想定です。個別に返送用帳票が不要という意見がある場合、理由を併せてご教示ください。 ※返送用の基となる帳票が不要と整理された場合は、返送用帳票についても不要として整理いたします。	・必須:(F市) ・不要:(A市) ・不要:(B市) ・不要:未使用(E市) ・不要:副本運用していない(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・他市の状況次第(C市) ・現行システムなし。登記完了証で通知されるので使用していない(K市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。本帳票以降の「副本」については、全て不要として統一する。	不要	-	-	外部	1	6	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	461	(差押)登記原因証明情報(不動産)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市) ・48の前に移動してください。(H市) 【事務局】配置変更については、第2回WT後に検討	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	462	(参加差押)登記嘱託書(不動産)	参加差押の登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	463	(参加差押)登記嘱託書副本(不動産)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	1	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	464	(参加差押)登記原因証明情報(不動産)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	1	0	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	465	(差押)登記嘱託書(所有権登記名義人表示変更)	差押に伴う所有権登記名義人表示変更を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:(I市) ・必須:現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	466	(差押)登記嘱託書副本(所有権登記名義人表示変更)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	467	登記原因証明情報(納税義務承継にかかる所有権移転)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・不要:納税義務承継が原因で所有権移転するのではないと考えます(K市) ・必須:所有権移転時に使用している(A市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:使用頻度(小)(E市) ・必須:(F市) ・必須:(I市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	468	(参加差押)登記嘱託書(所有権登記名義人表示変更)	参加差押に伴う所有権登記名義人表示変更を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・必須:登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:(I市) ・必須:現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	469	(参加差押)登記嘱託書副本(所有権登記名義人表示変更)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う ・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	470	登記原因証明情報(納税義務承継にかかる所有権移転)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・不要:納税義務承継が原因で所有権移転するのではないと考える(K市)	・必須:467と同様の扱い(A市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:使用頻度(小)(E市) ・必須:(F市) ・必須:(I市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	471	(差押)登記嘱託書(所有権登記名義人表示更正)	差押に伴う所有権登記名義人表示更正を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市)	・必須:登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:(I市) ・必須:現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	472	(差押)登記嘱託書副本(所有権登記名義人表示更正)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う ・不要:(I市)		保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	473	(参加差押)登記嘱託書(所有権登記名義人表示更正)	参加差押に伴う所有権登記名義人表示更正を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市)	・必須:登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) ・必須:(I市) ・必須:現行システムであり。(K市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	474	(参加差押)登記嘱託書副本(所有権登記名義人表示更正)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う ・不要:(I市)		保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	475	(差押)登記嘱託書(所有権移転)(相続)	差押に伴う相続による所有権移転を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	476	(差押)登記嘱託書副本(所有権移転)(相続)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	477	(参加差押)登記嘱託書(所有権移転)(相続)	参加差押に伴う相続による所有権移転を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	478	(参加差押)登記嘱託書副本(所有権移転)(相続)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	479	(差押)登記嘱託書(所有権移転)(被相続)	差押に伴う相続によらない所有権移転を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・錯誤などか？よく存じ上げません。(I市) ・現行システムになし。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須:登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(F市) <p>【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。</p>	必須	汎用紙	-	外部	4	3	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	480	(差押)登記嘱託書副本(所有権移転)(被相続)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	481	(参加差押)登記嘱託書(所有権移転)(被相続)	参加差押に伴う相続によらない所有権移転を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし。パソコン作成(K市) ・前同(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須:登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	4	3	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	482	(参加差押)登記嘱託書副本(所有権移転)(被相続)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う ・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	483	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理			・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 ・必須:(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	484	(差押解除)登記嘱託書(不動産)	差押解除の登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須:(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	485	(差押解除)登記嘱託書副本(不動産)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う ・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	486	(差押解除)登記原因証明情報(不動産)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須:(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	487	(参加差押解除)登記嘱託書(不動産)	参加差押解除の登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	488	(参加差押解除)登記嘱託書副本(不動産)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	489	(参加差押解除)登記原因証明情報(不動産)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	490	(差押解除)登記嘱託書(所有権登記名義人表示変更)	差押解除に伴う所有権登記名義人表示変更登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・必須:(F市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) 【確認】所有権登記の移転を伴う差押解除はあるのか。事務局においては、国税徴収法80条3項における登記の抹消のみで足りる認識。(C市) ・不要:解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要:不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要:(B市) ・不要:解除時に表示を変更しないため(H市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか?解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) 【提案】不要とする構成員が5/8団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	491	(参加差押解除)登記嘱託書(所有権登記名義人表示変更)	参加差押解除に伴う所有権登記名義人表示変更登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・必須:(F市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ・必須:登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) ・不要:解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要:不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要:解除時に表示を変更しないため(H市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか?解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) 【提案】不要とする構成員が5/8団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	0

17	外部	申請書	法定	492	(差押解除)登記嘱託書(所有権登記名義人表示更正)	差押解除に伴う所有権登記名義人表示更正登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理				・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要: 不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要: 解除時に表示を修正しないため(H市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか? 解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) ・必須: (F市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) 【提案】不要とする構成員が5/8団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	493	(参加差押解除)登記嘱託書(所有権登記名義人表示更正)	参加差押解除に伴う所有権登記名義人表示更正登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要: 不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要: 解除時に表示を修正しないため(H市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか? 解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) ・必須: (F市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) 【提案】不要とする構成員が5/8団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	494	(差押解除)登記嘱託書(所有権移転)(相続)	差押解除に伴う所有権移転登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要: 不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要: 解除時に所有権移転しないため(H市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか? 解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) ・必須: (F市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: 登記嘱託書の内容を変更して出力している(A市) 【提案】不要とする構成員が4/7団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	495	(参加差押解除)登記嘱託書(所有権移転)(相続)	参加差押解除に伴う所有権移転登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要: 不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか? 解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) ・必須: (F市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 【提案】不要とする構成員が5/7団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	2	6	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	496	(差押解除)登記嘱託書(所有権移転)(被相続)	参加差押に伴う相続による所有権移転を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要: 不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか? 解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) ・必須: (F市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 【提案】不要とする構成員が6/8団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	2	6	0	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	497	(参加差押解除)登記嘱託書(所有権移転)(被相続)	参加差押に伴う相続によらない所有権移転を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・不要: 解除時にすることはないと考えます(K市) ・不要: 不使用。近隣の支局では解除での所有権移転はしてもらえない(E市) ・不要: 解除時に所有権移転しないため(H市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか? 解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) ・必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須: (F市) 【提案】不要とする構成員が6/8団体あるため、また、差押の解除だけでよいため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	498	登記嘱託書(猶予抵当権設定)	猶予に伴う抵当権設定登記を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	499	登記嘱託書副本(猶予抵当権設定)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	500	登記原因証明情報(猶予担保権設定)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・不要: 担保提供書(H市) ・必須: 現行システムになし。猶予をシステム化するのであれば、あることが望ましい(K市) ・必須: (I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) 【提案】必須とする構成員が5/9団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	501	登記嘱託書(抵当権設定)(登記抹消)	猶予に伴う抵当権設定登記抹消を行う嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	502	登記嘱託書副本(抵当権設定)(登記抹消)	返送用の登記嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・No.460「(差押)登記嘱託書副本(不動産)」の要否に従う	保留	-	-	外部	0	2	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	503	登記原因証明情報(猶予担保権設定解除)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理			<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 現行システムでは出力していない。(J市) 不要: 複雑になるのでシステムでの対応に向かない(H市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: 現行システムになし。猶予をシステム化するのであれば、あることが望ましい(K市) 必須: (I市) 必須: (F市) 必須: 業務上必要(E市) 必須: 使用が見込まれるため(C市) <p>【提案】必須とする構成員が5/9団体あるため、本帳票は必須として定義する。</p>	必須	-	-	外部	5	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	504	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 略(I市) (J市) 	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	505	登記嘱託書(公売)(売却決定)	公売に伴い、差押登記を抹消する登記の嘱託書	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 現行システムでは出力していない。(J市) 不要: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: (I市) 必須: (F市) 必須: 使用頻度(小)(E市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) <p>【提案】必須とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。</p>	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	506	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。 	<ul style="list-style-type: none"> 略(I市) (J市) 	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	507	登記原因証明情報(不動産売買:担保権解除)	登記嘱託書に付属する登記の原因証明書	2.7. 滞納処分処理		<ul style="list-style-type: none"> 不要: 未使用のため(A市) 不要: (B市) 不要: 現行システムでは出力していない。(J市) 不要: 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) <ul style="list-style-type: none"> 必須: (I市) 必須: (F市) 必須: 使用頻度(小)(E市) 必須: 出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) <p>【提案】必須とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。</p>	必須	汎用紙	-	外部	5	3	0	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	508	登記嘱託取下書	登記嘱託を取り下げる帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・解除した場合に、表示変更を行うのか? 解除するだけでいいのでは。回答不可。(I市) 	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	509	(差押)登録嘱託書(自動車)	自動車の差押における登録嘱託書	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: (I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行で使用あり(C市) 【提案】必須とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	510	(差押)登録の目的等(自動車)	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	511	(参加差押)登録嘱託書(自動車)	自動車の参加差押における登録嘱託書	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: 使用が見込まれるため。現行で使用あり(C市) 	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0	
17	外部	申請書	法定	512	(参加差押)登録の目的等(自動車)	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票	2.7. 滞納処分処理				<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・不要: 目的は参加差押のため(H市) 	必須	-	-	外部	4	4	0	0	0	0	

17	外部	申請書	法定	513	(差押解除)登録嘱託書(自動車)	自動車の差押解除における登録嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:使用が見込まれるため。現行で使用あり(C市)) ・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が3/7団体だが、国土交通省HPに掲載される、OCR様式で登録嘱託する自治体と、本帳票で登録嘱託する自治体の両方が考えられるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	514	(差押解除)登録の目的等(自動車)	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票	2.7. 滞納処分処理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・不要:目的がないため(H市) ・必須:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:使用が見込まれるため。現行で使用あり(C市) 【提案】必須と不要が4:4であり、必要性も高いと考えられるため、本帳票は必須として定義する。	必須	-	-	外部	4	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	515	(参加差押解除)登録嘱託書(自動車)	自動車の参加差押解除における登録嘱託書	2.7. 滞納処分処理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:使用が見込まれるため。現行で使用あり(C市) ・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 【提案】必須とする構成員が3/7団体だが、国土交通省HPに掲載される、OCR様式で登録嘱託する自治体と、本帳票で登録嘱託する自治体の両方が考えられるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	4	4	0	0	0	0
17	外部	申請書	法定	516	(参加差押解除)登録の目的等(自動車)	登録嘱託書に付属する登録の目的等を記載した帳票	2.7. 滞納処分処理			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。	・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:現行システム外で作成(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・不要:目的がないため(H市) ・必須:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:使用が見込まれるため。現行で使用あり(C市) 【提案】必須と不要が4:4であり、必要性も高いと考えられるため、本帳票は必須として定義する。	必須	-	-	外部	4	4	0	0	0	0
9	外部	通知書	処分(差押以外)	517	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理			・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0

9	外部 通知書	処分(差押以外)	518	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理		・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とを考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0
18	外部 申請書	法定外	519	延滞金減免申請書	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	6.3. その他		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 法令上求められている(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
18	外部 申請書	法定外	520	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.1. 滞納情報管理		・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須とを考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0
18	外部 申請書	法定外	521	納付誓約書	納付を誓約する帳票	2.4. 分納処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 通常業務(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
23	外部 お知らせ・案内	—	522	納付計画書	納付誓約の計画概要	2.4. 分納処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 通常業務(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
23	外部 お知らせ・案内	—	523	納付計画明細書	納付誓約の計画明細	2.4. 分納処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 通常業務(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0

18	外部	申請書	法定外	524	分納誓約書	納付誓約を行う際に、滞納者が生活収支状況を申告するための帳票	2.4. 分納処理			<ul style="list-style-type: none"> 不要：(I市) 不要：現行、システム外で作成(B市) 不要：使用していない。(No.521納付誓約書のみ)(J市) 必須：現行システムで作成(K市) 必須：(F市) 必須：業務上必要(E市) 必須：使用が見込まれるため。現行で使用あり(C市) 必須：記載内容は、計画に基づく内容を誓約させる。(A市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 収支状況を伺うため、調査書を用意しているが、分納誓約とは別。納税相談一般で利用している。(I市) 【事務局】分納だけでなく、納税相談一般に対応可能となるよう、帳票名称「分納誓約書」→「納付誓約申立書」と修正する。 	必須	汎用紙	-	外部	5	4	0	0	0	0
18	外部	申請書	法定外	525	分納誓約承認書	分納誓約の申請に対し、承認した際に手交する帳票	2.4. 分納処理			<ul style="list-style-type: none"> 機能要件2.4.14.で分納申請書を削除しているため、本帳票も削除いたします。 略(I市) (J市) 	不要	-	-	外部	0	0	0	0	0	0
18	外部	申請書	法定外	526	分納納付明細書	分割納付計画の明細(納付期日、納付誓約額等)を記載した帳票	2.4. 分納処理			<ul style="list-style-type: none"> No.525「分納誓約承認書」を削除しているため、本帳票も削除いたします。 必須：これは必要では？なぜNo.525と連動するのか？連動させるとしたら、分納誓約承認書と一体であると帳票概要に記載がないと怖くて回答できない。(I市) 【回答】本帳票はNo.522「納付計画書」と同一の内容と思われるために統合する。 	統合	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
18	外部	申請書	法定外	527	分納納付内訳書	納付誓約の、納付税目の詳細を記載した帳票	2.4. 分納処理			<ul style="list-style-type: none"> No.525「分納誓約承認書」を削除しているため、本帳票も削除いたします。 必須：これは必要では？なぜNo.525と連動するのか？連動させるとしたら、分納誓約承認書と一体であると帳票概要に記載がないと怖くて回答できない。(I市) 【回答】本帳票はNo.523「納付計画明細書」と同一の内容と思われるため、統合する。 	統合	-	-	外部	0	0	0	0	0	0
18	外部	申請書	法定外	528	鑑定評価依頼書	不動産の評価鑑定のため、不動産鑑定士に依頼する帳票	2.9. 公売管理			<ul style="list-style-type: none"> 不要：(I市) 不要：システムから出力可能だが、利用ケースは非常に少ない。(A市) 不要：(B市) 不要：事例がない(J市) 現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) 必須：(F市) 必須：使用頻度(小)使用頻度が低いためExcel、Wordで手作り(E市) 必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムで使用無(C市) 【確認】システムから出力されなくても問題ないか。件数は少ないと想定しており、システムで定義する必要性はさほど高くないと理解している。 【提案】(必要性が高くない場合)本帳票は不要として定義する。 	確認	-	-	外部	3	5	0	0	0	0

18	外部	申請書	法定外	529	鑑定評価完了届	不動産の評価鑑定が完了した際、自治体に完了を報告する帳票	2.9. 公売管理		・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。また、システムから出力する必要性は高いでしょうか。要否と併せてご回答ください。 ・不要：未使用(E市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：事例がない(J市) ・不要：(I市) ・現行システムで作成していない。パソコン作成(K市) ・必須：(F市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため。現行システムで使用無(C市) 【確認】システムから出力されなくても問題ないか。件数は少ないと想定しており、システムで定義する必要性はさほど高くないと理解している。 【提案】(必要性が高くない場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	2	6	0	0	0	0
18	外部	申請書	法定外	530	分割納付口座振替明細書	分割納付の口座振替依頼書	2.4. 分納処理		・機能要件2.4.31.で口座振替依頼書をシステム上出力しないと定義したため、本帳票も削除いたします。 ・必須：口座振替の依頼書を出さないことと、口座振替の登録をして、明細書を出力することは別問題ではないか。(I市) 【回答】帳票名称はR社を踏襲し”明細書”だが、帳票サンプルは口座振替の依頼書に見受けられるため。	不要	-	-	外部	1	0	0	0	0	0
18	外部	申請書	法定外	531	分割納付口座振替報告書	分割納付の口座振替の完了報告書	2.4. 分納処理		・機能要件2.4.31.で口座振替依頼書をシステム上出力しないと定義したため、本帳票も削除いたします。 ・不要：(I市) ・(J市)	不要	-	-	外部	0	1	0	0	0	0
19	外部	督促	-	532	督促状	滞納後、一定期日経過した納税義務者に発送する、納付書を添付した督促状	-	あり(統一様式) 第四号様式又は第四号の二様式	・収納側で定義済みのため、検討不要です。 ・略(I市) ・(J市)	必須	専用紙 (圧着ハガキ)	-	外部	0	0	0	0	0	0
20	外部	催告	-	533	不在者連絡票	訪問時、不在の場合に投函する帳票	2.2. 催告処理 2.3. 交渉・臨戸処理		・要否をご回答ください。事務局においては、一般的に利用される催告書と考えており、必須と想定しております。 ※No.533～542にて、事務局で催告書の要不要について記載しております。過不足あればご指摘ください。 不要の指摘については、標準仕様書上でデフォルトで文章を規定する必要性が低い理由と併せてご回答ください。 不足の指摘については、帳票タイトル、具体的な利用シーン、標準仕様書上でデフォルトで文章を規定する必要性と併せてご回答ください。 ※デフォルトで規定する文章については、第1回WT終了後、随時検討してまいります。 ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・必須：現行システムで作成(K市) ・必須：通常業務(I市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：X列と同意見。なお、本市ではハンディターミナルで独自のものも別途使用している。(C市) ・必須：催告書で流用可(A市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。	必須	汎用紙	-	外部	6	3	1	0	0	0

20	外部	催告	—	534	催告書(差押え言及無)	差押えに言及していない催告書	2.2. 催告処理			<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・必須: コロナ等の状況下で作成しました。(K市) ・必須: 通常業務(I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 催告書で流用可(A市) ・必須: (B市) 【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 ・ユーザーで催告書を登録できる仕様である中でどのように帳票仕様を明記するのか検討が必要(H市) 【回答】第2回WT終了後の項目検討時に、仕様への記載等についても随時検討予定。 	必須	汎用紙	-	外部	8	1	0	1	0	0
20	外部	催告	—	535	催告書(差押え言及有)	差押えに言及している催告書	2.2. 催告処理			<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 現行システムで作成(K市) ・必須: 通常業務(I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 催告書で流用可(A市) ・必須: (B市) ・必須: 催告書として使用。(J市) 【提案】全構成員が必須としているため、本帳票は必須として定義する。 	必須	汎用紙	-	外部	9	0	1	1	0	0
20	外部	催告	—	536	分納不履行通知書	分割納付が不履行となった際に通知する催告書	2.2. 催告処理			<ul style="list-style-type: none"> ・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・必須: 通常業務(I市) ・(J市) 	必須	汎用紙	-	外部	2	0	0	0	0	0
20	外部	催告	—	537	分割納付取消通知	分割納付が不履行となり、分割納付計画を取り消す際に通知する催告書	2.2. 催告処理			<ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・不要: (I市) ・不要: WTの論点・確認事項のとおり(E市) ・不要: X列と同意見(C市) ・不要: 536で充足可能(A市) ・不要: (B市) ・不要: 使用していない。(J市) ・現行システムで作成していない。(K市) 【提案】不要とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は不要として定義する。 	不要	-	-	外部	1	7	0	0	0	0
20	外部	催告	—	538	差押予告書	差押直前の催告書	2.2. 催告処理			<ul style="list-style-type: none"> ・必須: 現行システムで作成(K市) ・必須: 通常業務(I市) ・必須: (F市) ・必須: 「差押執行予告書」は帳票にある。(E市) ・必須: X列と同意見(C市) ・必須: 催告書で流用可(A市) ・必須: (B市) ・必須: 差押予告として使用。(J市) ※専用紙: 裏面に法令等の根拠を印刷した色紙を使用。(J市) 【提案】全構成員が必須としているため、本帳票は必須として定義する。 	必須	汎用紙	-	外部	9	0	1	1	0	0

20	外部	催告	539	差押不動産の公売について(予告)	差押不動産の公売直前の催告書	2.2. 催告処理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・必須: 通常業務(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
20	外部	催告	540	滞納市税の面談通知書	自治体への来庁に言及する催告書	2.2. 催告処理		・要否についてご回答ください。頻繁に使用される帳票ではないと判断し、不要として整理する想定です。	・現行システムで作成していない。(K市) ・不要:(I市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:「来庁要請」は帳票にある。(E市) ・必須:使用が見込まれるため。本市では「来庁依頼」として発行中。「来庁依頼」約4,000件(C市) ・必須:催告書で流用可(A市) ・必須:催告に必要なため(H市) 【提案】必須とする構成員が5/8団体あるが、通常の催告書で流用可能という意見もあることから、本帳票はオプションとして定義する。	オプション	-	-	外部	5	3	0	1	0	0
20	外部	催告	541	滞納処分(差押)後の催告書	滞納処分後、追加で滞納処分を行う旨言及する催告書	2.2. 催告処理		・要否についてご回答ください。頻繁に使用される帳票ではないと判断し、不要として整理する想定です。	・必須: 現行システムで作成(K市) ・必須:(F市) ・必須: 催告書で流用可(A市) ・不要: 文面を拝見する限り、差押後ではなく、差押予告ではないか(I市) 【回答】(差押・換価後に発送する)差押予告という理解。 ・不要: 未使用(E市) ・不要: X列と同意見(C市) ・不要:(B市) ・不要: 使用していない。(J市) 【提案】催告書(差押予告等)で流用可能という意見もあり、デフォルトでは定義しない。本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	6	0	0	0	0
20	外部	催告	542	市税の再分割納付について	分割納付完了者に対し、新規の分割納付計画策定の必要がある場合に送付する催告書	2.2. 催告処理		・要否についてご回答ください。頻繁に使用される帳票ではないと判断し、不要として整理する想定です。	・現行システムで作成していない。(K市) ・不要:(I市) ・不要: X列と同意見(C市) ・不要:(B市) ・不要: 使用していない。(J市) ・必須: 催告書で流用可(A市) ・必須:(F市) ・必須:(E市) 【提案】不要とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	外部	3	5	0	0	0	1
20	外部	催告	543	フリー催告書	文章を自由に編集可能な催告書	2.2. 催告処理		・機能要件で、催告書は印字項目を任意に編集できるよう定義しているため、帳票要件上では定義の必要がないため、不要といたします。	・略(I市) ・(J市)	不要	-	-	外部	0	0	0	0	0	0

20	外部	催告	—	544	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0	
33	内部	作業帳票	対象者リスト	545	分納不履行通知一覧	No.536「催告書」で統合している「分納不履行通知」の発着者リスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・本帳票の必要性、用途をご確認ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要:(B市) ※可(EUC可):EUCによる代替可(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・現行システムで帳票は作成していない。システム上、抽出機能がある。(K市) ・サンプルがないとなんともいえないが、現行システムでは同様の書面を出力できないので、あると便利です。(I市) ・必須:(F市) ・必須:分割納付不履行者の催告書データ作成のため(E市) ※可(EUC可):分割納付の管理上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。(E市) ・必須:実際に使用している。代替でなく、内容確認が容易な一覧が好ましい。(C市) ・必須:対象者把握のため(A市) 【事務局】収納側の議論を踏襲すると、一括処理する帳票はリストが同時に出るよう合意しているため、必須として定義する。 【事務局】他の一括処理で出力する帳票のリストについては、不足分は第2回WT以降、新規に追加を想定。	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	0	2
20	外部	催告	—	546	債権現在額申立催告書(公債権用)	自治体が換価した財産を配当するにあたり、権利者から債権現在額申立を提出してもらうための催告書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・私債権と公債権で様式を分ける必要はあるでしょうか。	・不要:(B市) ・必須:様式を分けていない(I市) ・必須:様式を分ける必要は無い(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:X列と同意見。公私別々は他市の状況次第(C市) ・必須:私債権と公債権で分ける必要はない(A市) ・必須:事例がない。公債権と私債権を分ける必要はない。(J市) ・必須:私債権用と公債権用は国税様式において異なる。用途も内容もまったく異なります。現行システムなし。パソコン作成(K市) 【確認】私債権用と公債権用が分かれるのは、「債権現在額申立書」についてか確認。(K市) 【事務局】本帳票のU社「329(221)」「313(209)」, R社「6-184(180)」は、No.548「債権現在額申立書(返送用)」に整理される。No.546「債権現在額申立催告書(公債権用)」547「債権現在額申立催告書(私債権用)」は帳票名称から(公債権用)(私債権用)を削除し、統合する。	確認	-	-	外部	8	1	0	0	0	0	
20	外部	催告	—	547	債権現在額申立催告書(私債権用)	自治体が換価した財産を配当するにあたり、権利者から債権現在額申立を提出してもらうための催告書	2.7. 滞納処分処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・私債権と公債権で様式を分ける必要はあるでしょうか。	・不要:(B市) ・必須:(I市) ・必須:様式を分ける必要は無い(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:X列と同意見。公私別々は他市の状況次第(C市) ・必須:私債権と公債権で分ける必要はない(A市) ・必須:事例がない。公債権と私債権を分ける必要はない。(J市) ・必須:私債権用と公債権用は国税様式において異なる。用途も内容もまったく異なります。現行システムなし。パソコン作成(K市) 【事務局】本帳票のU社「330(222)」「314(210)」, R社「6-182(178)」は、No.548に整理される。No.546「債権現在額申立催告書(公債権用)」547「債権現在額申立催告書(私債権用)」は帳票名称から(公債権用)(私債権用)を削除し、統合する。	保留	-	-	外部	7	1	0	0	0	0	
20	外部	催告	—	548	債権現在額申立書(返送用)	執行機関の到達確認の際、執行機関が自治体に返送する帳票	2.7. 滞納処分処理			・No.13「差押書(不動産)※交付要求29条執行機関用(返送用)」の要否に従う	・必須:回答してもらうために必要だが、通常は先方の様式で提出される?(I市) ・(J市)	保留	-	-	外部	1	0	0	0	0	0	

20	外部	催告	—	549	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	2.7. 滞納処分処理			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0
20	外部	催告	—	550	財産目録	財産情報が記載された目録	2.7. 滞納処分処理			・財産目録の付属は、財産を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	0	0	0	0	0	0
21	外部	公示送達文書	—	551	公示送達書	返戻となった帳票を公示送達する帳票	4.1. 返戻・公示処理			・機能要件で、本帳票を必要と判断したため、オプション帳票として定義いたします。	・必須:(I市) ・(J市)	オプション	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
22	外部	宛名ラベル	—	552	送付状	窓あき封筒用の宛先が記載された帳票	6.3. その他			・機能要件で、本帳票を必要と判断したため、必須帳票として定義いたします。	・必須:(I市) ・(J市)	必須	汎用紙	-	外部	1	0	0	0	0	0
22	外部	宛名ラベル	—	553	封筒(宛名書)	宛名シール同様、封筒に貼付して使用する宛先が記載された帳票	6.3. その他			・機能要件6.3.14「宛名」で、本帳票は不要と判断したため、削除いたします。	・略(I市) ・(J市)	不要	-	-	外部	0	0	0	0	0	0
24	内部	調定表	—	554	不納欠損調査	不納欠損処理の結果を出力した帳票	2.12. 不納欠損処理			・機能要件で、本帳票を必要と判断したため、必須帳票として定義いたします。	・不要:(I市) ・(J市)	必須	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	555	滞納管理カード	滞納者の基本情報(氏名、住所等)を1枚のカードとしてまとめた帳票	2.1.滞納情報管理		・機能要件で必須と定義されたため、必要と考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	必須	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	556	滞納管理カード簡易版	滞納整理カードの情報を一部制限した帳票	2.1.滞納情報管理		・2.1.2の議論で簡易的なカードは不要と定義されており、削除する想定です。	・不要:(I市) ・(J市)	不要	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	557	滞納者整理簿	課税状況、納付状況、滞納状況をまとめた帳票	2.1.滞納情報管理		・2.1.3の議論で滞納整理簿は滞納整理カードや滞納明細で不要と定義されており、削除する想定です。	・不要:(I市) ・(J市)	不要	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	558	経過詳細一覧	交渉経過を時系列に記載した一覧	2.1.滞納情報管理		・3社とも具備しているため、必須といたします。 ・R社「【催告訪問実態調査の記録】」は、「記事一覧表(行動/予定)」の一部の項目を抽出したものと見受けられるため、統合しております。	・必須:(I市) ・(J市)	必須	-	×	内部	1	0	0	1	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	559	未納明細(単独出力)	滞納者の未納期別の明細書	2.1.滞納情報管理		・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	560	【別紙】未納明細書(年度集計)	滞納者の未納期別の明細書(年度集計)	2.1.滞納情報管理		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	・必須:(F市) ・他市の状況次第。本市では滞納明細の抽出条件で追加することが可能(C市) ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	561	【別紙】未納明細書 (世帯合算)	滞納者の未納期別の明細書(世帯合算)	2.1. 滞納情報管理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・必須:(F市) ・他市の状況次第。本市では滞納明細の抽出条件で追加することが可能(C市)	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	562	【別紙】滞納明細書 (完納分含む)	滞納者の未納期別の明細書(完納分含む)	2.1. 滞納情報管理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	内部	2	5	0	1	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	563	【別紙】滞納処分費明細書	滞納者の滞納処分費の明細書	2.1. 滞納情報管理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。 ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・現行システムになし。別途手管理し、最終結果をシステムに入力。(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須:徴収する必要があるため(H市) 【事務局】滞納処分費を管理可能かAPPLIC確認中	保留	-	-	内部	4	4	0	1	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	564	延滞金計算内訳書	延滞金の計算過程の内訳書	2.1. 滞納情報管理			・機能要件で、本帳票を必要と判断したため、必須帳票として定義いたします。 ・必須:充足減免計算結果の決裁時に利用する?(I市) ・(J市)	必須	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	565	納付受託証書	納付受託の金額計算書	2.6. 納付受託処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。 ・不要:No.568のR社「納付(納入)受託証書【決議用】4-1」で十分(I市) 【回答】ベンダ3社とも具備しているため、必須として定義する。	必須	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	566	不納欠損決議書	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:これから落とすという決裁は取っていない。落としたという決裁をとっているが、その場合でも帳票 はシステムから出力していない。(I市) 【回答】欠損前に決裁をとる運用も考えられることから、必須として定義する。	必須	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	567	納付誓約書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	568	納付(納入)受託証券 一覧(引継書)(決裁 用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	569	納付(納入)受託証券 取消決定書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	570	配当計算書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	571	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・要否についてご回答ください。 ※本帳票以降の送付先帳票については、本帳票で の要否結果を踏まえて統一する想定です。個別に送 付先帳票が不要という意見がある場合、理由を併せ てご教示ください。 ※送付先帳票の基となる帳票が不要と整理された場 合は、送付先帳票についても不要として整理いたしま す。	・不要:未使用(E市) ・不要:取立訴訟を考えると、きちんと管理するためにかかる帳票が欲しい。もともと、システム対応できて いないので、Wordで管理している。(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:(J市) ・不要:使用していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・他市の状況次第(G市) ・必須:(F市) ・必須:送達確認のため(H市) 【確認】不要の団体において、送達確認をしていないということか。または、システム外出力等、代替案で 十分ということか。 【提案】不要とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は不要として定義する。本帳票以降の「送達一 覧」については、全て不要として統一する。	確認	-	-	内部	2	5	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	572	充当決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
23	外部	お知らせ・案内	573	送達記録書	文書を自治体職員が滞納 者自宅等に直接送達したこ とを記録する帳票	6.3. その他			・現行システムで帳票を出力しているでしょうか。ま た、システムから出力する必要性は高いでしょうか。 要否と併せてご回答ください。	・現行システムになし(K市) ・略(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。手書きで対応。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:使用が見込まれるため。現行でも使用(C市) 【確認】システムから出力されなくても問題ないか。システムで定義する必要性はさほど高くないと理解し ている。 【提案】(必要性が高くない場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	外部	3	4	0	1	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	574	差押決議書兼差押通 知決議書(決裁用)(不 動産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	575	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場合 の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	576	(担保権実行)続行決 定決議書(決裁用)(不 動産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:Wordにて求意見書に対する回答文を作り、それを下駄板にて決裁している。(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	577	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場合 の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	578	(強制執行)続行決定 決議書(決裁用)(不動 産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	579	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	580	差押決議書兼差押通 知決議書(決裁用)(債 権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	581	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	582	(担保権実行)続行決 定決議書(決裁用)(債 権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	583	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	584	(強制執行)続行決定 決議書(決裁用)(債権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	585	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	586	差押債権の取立決議 書(決裁用)(債権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	587	差押決議書兼差押通 知決議書(決裁用)(電 話加入権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	588	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	589	(担保権実行)続行決 定決議書(決裁用)(電 話加入権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 同上(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	590	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	591	(強制執行)続行決定 決議書(決裁用)(電話 加入権)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 同上(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	592	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	593	差押決議書兼差押通 知決議書(決裁用)(無 体財産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	594	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	595	(担保権実行)続行決 定決議書(決裁用)(無 体財産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	596	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	597	(強制執行)続行決定 決議書(決裁用)(無体 財産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	598	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	599	差押決議書兼差押通 知決議書(決裁用)(動 産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	600	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	601	搜索調書(決裁用)(動 産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	602	取上調書(決裁用)(動 産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0	
25	内部	決議書・ 決裁資料	603	差押財産搬出調書(決 裁用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0	
25	内部	決議書・ 決裁資料	604	捜索・搬出調書(決裁 用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0	
25	内部	決議書・ 決裁資料	605	財産の引渡命令書(決 裁用)(財産汎用型)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市) 【事務局】財産の引渡命令書は滞納者宛て、占有者宛てを具備するため、本帳票は不要とする。No.606 「財産の引渡命令書(滞納者あて)(決裁用)(動産)」607「財産の引渡命令書(占有者あて)(決裁用)(動 産)」を主に使用する予定。	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	606	財産の引渡命令書 (占有者あて)(決裁 用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	607	財産の引渡命令書 (占有者あて)(決裁 用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	608	取上証書引渡決議書(決裁用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	609	(担保権実行)続行決定決議書(決裁用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	610	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場合 の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	611	(強制執行)続行決定決議書(決裁用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	612	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場合 の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	613	差押決議書兼差押通知決議書(決裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	614	財産の引渡命令書 (滞納者あて)(決裁 用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	615	財産の引渡命令書 (占有者あて)(決裁 用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	616	差押財産占有調書(決 裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	617	搜索・占有調書(決裁 用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	618	差押財産搬出調書(決 裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	619	搜索・搬出調書(決裁 用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	620	捜索調書(決裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	621	(担保権実行)続行決定決議書(決裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	622	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場合 の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	623	(強制執行)続行決定決議書(決裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:同上(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	624	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場合 の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	625	参加差押決議書兼差押通知決議書(決裁用)(不動産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	626	送達一覧	複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	627		参加差押決議書兼差押通知決議書(決裁用)(電話加入権)	決裁用の決議書	6.3. その他	・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	628	送達一覧	複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	629		参加差押決議書兼差押通知決議書(決裁用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他	・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	630	送達一覧	複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	631		参加差押決議書兼差押通知決議書(決裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他	・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	632	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	633	(82)交付要求決議書兼交付要求通知決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	634	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	635	(10)交付要求決議書兼交付要求通知決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	636	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	637	(29)交付要求決議書兼交付要求及び差押通知決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	638	送達一覧	複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	639	(36)交付要求決議書兼交付要求及び差押通知決議書(決裁用)(債権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	640	送達一覧	複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	641	(交付破産)交付要求決議書兼交付要求通知決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	642	送達一覧	複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	643	債権現在額申立書(決裁用)(不動産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	644	債権現在額申立書(決 裁用)(交付破産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	645	差押解除決議書兼差 押解除通知決議書(決 裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	646	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	647	(差押解除)差押解除 決議書兼差押解除通 知決議書(決裁用)(債 権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	648	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	649	(差押解除)差押解除 決議書兼差押解除通 知決議書(決裁用)(電 話加入権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	650	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	651	(差押解除)差押解除 決議書兼差押解除通 知決議書(決裁用)(無 体財産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	652	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	653	(差押解除)差押解除 決議書兼差押解除通 知決議書(決裁用)(動 産)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	654	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	655	(差押解除)差押解除 決議書兼差押解除通 知決議書(決裁用)(自 動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	656	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	657	参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	658	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	659	(参加差押解除)参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(決裁用)(電話加入権)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	660	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	661	(参加差押解除)参加差押解除決議書兼参加差押解除通知決議書(決裁用)(動産)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	662	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	663	(参加差押解除)参加 差押解除決議書兼参 加差押解除通知決議 書(決裁用)(自動車)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	664	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	665	交付要求解除決議書 兼交付要求解除通知 決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	666	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	667	(交付解除)交付要求 解除決議書兼交付要 求解除通知決議書(決 裁用)(債権)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	668	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	669		(交付破産解除)交付 要求解除決議書兼交 付要求解除通知決議 書(破産管財人)	決裁用の決議書	6.3. その他	・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	670	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	671		(交付破産解除)交付 要求解除決議書兼交 付要求解除通知決議 書(裁判所)	決裁用の決議書	6.3. その他	・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	672	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	673		参加差押等の状況に 関する照会書(決裁 用)	決裁用の決議書	6.3. その他	・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	674	換価執行決定に関する 求意見書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:法令上求められている(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	675	換価執行決定決議書 (決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:法令上求められている(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	676	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	677	換価執行決定取消決 議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:重要なので(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	678	送達一覧	・複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	679	換価執行決定取消決 議書兼公売手続の続 行通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	680	送達一覧	複数の送付先(滞納者、 権利者等)に送付する場 合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	681	担保解除決議書	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	682	納期限変更告知書(決 裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	683	相続による納付義務 承継決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	684	相続による納付義務 承継変更決議書(決 裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	685	第二次納税義務決議 書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	686	連帯納付義務決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	687	履行期限繰上決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	688	公売公告兼見積額額公告(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	689	公売予告通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	690	公売通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	691	公売通知書兼債権申立催告書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	692	最高価申込者の決定等の公告(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	693	次順位買受申込者の決定等の公告(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	694	売却決定通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	695	売却決定取消通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	696	最高価申込者決定の取消通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	697	次順位買受申込者決定の取消通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	698	公売取下げ公告(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	699	徴収猶予の許可通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	700	徴収猶予の期間延長許可通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	701	担保設定決議書	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	702	徴収猶予の不許可通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	703	徴収猶予の期間延長不許可通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	704	弁明要求決議書	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	705	徴収猶予取消通知書 (決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	706	徴収猶予期間延長取 消通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	707	換価猶予通知書(決裁 用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	708	換価猶予期間延長通 知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	709	担保設定決議書	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	710	換価猶予取消通知書 (決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	711	換価猶予期間延長取 消通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	712	換価猶予の許可通知 書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	713	換価猶予の期間延長 許可通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	714	担保設定決議書	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	715	換価猶予の不許可通 知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	716	換価猶予の期間延長不許可通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	717	換価猶予取消通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	718	換価猶予期間延長取消通知書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	719	滞納処分の停止決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	720	未納明細	No.559「未納明細(単独出力)」と同一の帳票を、同時の様式に出力	6.3. その他			・未納明細の付属は、期別を記載しきれない場合などに必要であるため、出力は必須と考えます。 ・別紙として分離して出力するか、元の帳票に統合して出力するかは、システムベンダによることといたします。	・略(I市) ・(J市)	必須	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	721	滞納処分停止調査	執行停止を行うにあたり、停止理由や実態調査、財産調査の結果をまとめた帳票	2.10. 執行停止処理			・3社とも具備しており、必須帳票として定義いたします。	・不要:(I市) ・(J市)	必須	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	722	収入・財産調査書	執行停止を行うにあたり、 給与収入、財産調査の結果 を詳細にまとめた帳票	2.10. 執行停止処 理		・機能要件2.10.1「執行停止管理」で、調査状況は不 要と判断したため、削除いたします。	・略(I市) ・(J市)	不要	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	723	滞納処分 の停止解除 決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	724	預貯金等の調査につ いて(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要: 当市では調査に当たり、伺いを立てていない。(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	725	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	726	照会文書決裁書 預貯 金等(一覧伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	727	金融機関の預貯金等 の調査証(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	728	生命保険契約について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	729	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	730	照会文書決裁書 生命 保険(一覧伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	731	損害保険契約について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	732	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	733	照会文書決裁書 損害 保険(一覧伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	734	簡易保険契約について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	735	給与等の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	736	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	737	賞与等の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	738	給与月額等の調査について(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	739	担保債権額について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:不動産差押えにあたって行うことが通常で、その場合は決裁の一内容となっている。単に調査だけであれば伺いは立てない。(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	740	電話加入権・質権原簿について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	741	電話加入権・質権原簿について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市) ※電話加入権の差押に関する帳票は、No.24「差押調書(電話加入権)※滞納者用」の要否に従う。	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	742	住民票等の交付につ いて(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	743	戸籍の附票の交付につ いて(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	744	戸籍謄本交付申請 (伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	745	外国人旧登録原票及 び出入国記録等の交 付について(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	746	実態調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	747	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	748	クレジット加盟店等の 調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	749	診療報酬の支払いに 関する調査(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	750	年金債権等について (照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	751	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	752	年金の振込方法等について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	753	年金担保貸付状況について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	754	小規模企業共済契約について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	755	相続放棄・限定承認の申述の有無等について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	756	家賃の賃貸借契約内容について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	757	賃貸借中の家賃について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	758	商業登記簿の交付申請(個別伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	759	不動産登記簿の交付申請(個別伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	760	不動産登記要約の調査証(個別伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	761	携帯電話契約について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	762	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	763	株式等の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	764	滞納状況等に関する調査について(依頼)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	765	国税還付金等の調査について(依頼)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・不要:当市では、前述のように税務署と協力関係にあるため、ある時期に一齐に調査依頼などを行っているが、その際は伺いを立てている。もともと、個別に還付金調査することはないので、不要とした。(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
34	内部	作業帳票 結果点検	766	給与等の差押金額計算書(月払い給与計算例)	差押えた給与等の取立可能額計算書	2.8. 財産調査処理		・機能要件でオプションとして定義しているため、オプション帳票として定義いたします。	・必須:通常業務(I市) ・(J市)	オプション	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
34	内部	作業帳票 結果点検	767	年金の差押金額計算書	差押えた年金の取立可能額計算書	2.8. 財産調査処理		・機能要件でオプションとして定義しているため、オプション帳票として定義いたします。	・必須:通常業務(I市) ・(J市)	オプション	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	768	実態調査回答書(個別伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・不要:回答書は必要だが、伺い決裁の関係では不要。(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	769	組合員等の持分の払戻等請求の予告決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考えます。	・必須:法令上求められている(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	770	送達一覧	・複数の送付先(組合、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	771		組合員等の持分の払戻等請求決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:法令上求められている(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	772	送達一覧	・複数の送付先(組合、権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	773		競売開始決定通知書兼求意見書について(回答)(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	774		参加差押財産換価催告決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:Excel利用(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	775		差押債権支払催告決議書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	776	送達一覧	・複数の送付先(第三債務者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	777	換価催告について(回答)(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:Word利用(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	778	生命保険解約請求決議書	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	779	質権の解除依頼決議書	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・利用したことがないので、判断が付きません。すみません。(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	780	債権現在額申立催告決議書	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	781	送達一覧	・複数の送付先(権利者等)に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	782	鑑定評価依頼決議書	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	783	外国人登録について (照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	784	外国人登録について (他市町村向け)(照 会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	785	自動車登録の調査に ついて(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	786	電気料金支払い状況 の調査について(照 会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	787	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	788	水道料金支払い状況の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	789	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	790	宅建保証分担金の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	791	売掛債権等調査票(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	792	相続財産管理人の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	793	証券取引に関する調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・ 決裁資料	794	在所期間の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	795	服務状況の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	796	児童手当口座の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	797	確定申告閲覧申請書(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	798	退職金の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・ 決裁資料	799	固定資産税図面の調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と 考えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	800	ガス会社への調査について(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	801	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	802	電話料金の調査につ いて(照会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	803	クレジット契約の取引 履歴について(照 会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	804	送達一覧	・複数の照会先に送付する 場合の送付先のリスト	6.3. その他			・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	805	フリー調査書(照 会)(伺い)	決裁用の決議書	6.3. その他			・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	806	送達一覧	・複数の照会先に送付する場合の送付先のリスト	6.3. その他		・No.571「送達一覧」の要否に従う	・略(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	807	延滞金減免申請書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	808	公示送達文書(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	×	内部	1	0	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	809	分割納付口座振替依頼(決裁用)	決裁用の決議書	6.3. その他		・機能要件で起案文書を定義しているため、必須と考 えます。	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	1	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	810	月間スケジュール(決裁)	月間スケジュールの決議書	6.3. その他		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示くだ さい。	・必須:(F市) ・不要:確認できないが、不要と思われる…。以下同じ。(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・他市の状況次第。本市ではシステム外で作成(C市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	811	週間スケジュール(決裁)	週間スケジュールの決議書	6.3. その他		・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示くだ さい。	・必須:(F市) ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・他市の状況次第。本市ではシステム外で作成(C市) ・現行システムになし(K市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	812	日次スケジュール(決裁)	日次スケジュールの決議書	6.3. その他			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・他市の状況次第。本市ではシステム外で作成(C市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	813	督促料・延滞金管理	未納明細の決議書	6.3. その他			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・不要:未使用(E市) ・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・他市の状況次第(C市) 【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	814	電話加入権評価明細書	差押え中の電話加入権の、電話番号、未納電話量、最終算出価格等を記載した明細書	2.8. 財産調査処理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:現在は電話公売は実施していない(K市) ・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:電話加入権の差押実績がない。(J市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。電話加入権の差押は現在0件(E市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) 【確認】電話加入権の差押が減少の一途をたどる中、必要性は高いか。システム外出力で対応できないか。 【提案】(システム外で対応可能な場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	内部	3	6	0	1	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	815	電話加入権公売見積価格一覧	公売に付された電話加入権の見積価格を一覧化した帳票	2.9. 公売管理			・本帳票の必要性について、要否と併せてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第(C市) ・不要:現在は電話公売は実施していない(K市) ・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:電話加入権の差押実績がない。(J市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。電話加入権の差押は現在0件(E市) 【確認】電話加入権の差押が減少の一途をたどる中、必要性は高いか。システム外出力で対応できないか。 【提案】(システム外で対応可能な場合)本帳票は不要として定義する。	確認	-	-	内部	2	6	0	1	0	0
32	内部	作業帳票 集計表	816	預貯金調査集計表	預貯金調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:調査案件は、画面または集計が出来れば事足りる。(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・不要:(I市) ・現行システムになし(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。調査集計NO816~NO832が一括で出来るとなると利便性がありますのではないか?(E市) ・必須:滞納整理状況について分析を行うため必要。(C市) 可(EUC可):集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいと、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2

32	内部	作業帳票	集計表	817	給与調査集計表	給与調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・不要: (I市) ・現行システムになし(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がますのではないかと？ ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可): 集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいと、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	818	保険契約調査集計表	保険調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・不要: (I市) ・現行システムになし(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がますのではないかと？(E市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可): 集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいと、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	819	滞納者の実態調査集計表	実態調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・不要: (I市) ・現行システムになし(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がますのではないかと？ ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可): 集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいと、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	820	携帯電話調査集計表	携帯電話調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: (I市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がますのではないかと？ ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可): 集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいと、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	821	年金調査集計表	年金調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: (I市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (B市) ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がますのではないかと？ ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可): 集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいと、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2

32	内部	作業帳票	集計表	822	自動車調査集計表	自動車調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市)	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816~NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか?(E市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可):集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	823	電気料金支払状況調査集計表	電気料金支払状況調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市)	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816~NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか? ・必須:使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可):集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	824	水道料金支払状況調査集計表	水道料金支払状況調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市)	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816~NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか? ・必須:使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可):集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	825	不動産賃料調査集計表	不動産賃料調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市)	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816~NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか? ・必須:使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可):集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	826	宅建保証分担金調査集計表	宅建保証分担金調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市)	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816~NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか? ・必須:使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可):集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2

32	内部	作業帳票	集計表	827	債権・債務調査集計表	債権・債務調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	828	診療報酬調査集計表	診療報酬調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	829	相続放棄調査集計表	相続放棄調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	830	相続財産管理人調査集計表	相続財産管理人調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	831	有価証券取引調査集計表	有価証券取引調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2

32	内部	作業帳票	集計表	832	不動産賃料調査集計表	不動産賃料調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	833	在所期間調査集計表	在所期間調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。 (No.437「在所期間の調査について(照会、回答)」はオプション)	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	834	服務状況調査集計表	服務状況調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。 (No.438「服務状況の調査について(照会、回答)」はオプション)	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	835	児童手当口座調査集計表	児童手当口座調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※可(EUC可)：統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。 調査集計NO816～NO832が一括で出来るとなるとお利便性がありますのではないか？ ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。 (No.439「児童手当口座の調査について(照会、回答)」はオプション)	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	836	確定申告閲覧申請集計表	確定申告閲覧申請の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	・不要：(I市) ・不要：未使用(E市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) ・必須：(F市) ・必須：使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可)：集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) 【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよい場合、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。	不要	-	○	内部	2	6	0	0	0	1

32	内部	作業帳票 集計表	837	退職金調査集計表	退職金調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・必須:使用が見込まれるため(C市) <p>【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいため、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。 (No.391「退職金の調査について(照会、回答)」はオプション)</p>	不要	-	○	内部	2	6	0	0	0	2
32	内部	作業帳票 集計表	838	ガス会社調査集計表	ガス会社調査の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・現行システムになし(K市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) <p>※可(EUC可):統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。調査集計NO816~NO832が一括で出来るとなるとお利便性がまずいのではないかと？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須:使用が見込まれるため(C市) ※可(EUC可):集計で使用するため、データ抽出できれば良い(C市) <p>【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいため、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。</p>	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
32	内部	作業帳票 集計表	839	商業登記簿交付申請集計表	商業登記簿交付申請の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) <ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・現行システムになし(K市) <p>【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。</p>	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	1
32	内部	作業帳票 集計表	840	不動産登記簿交付申請集計表	不動産登記簿交付申請の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) <ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・現行システムになし(K市) <p>【提案】不要とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は不要として定義する。</p>	不要	-	-	内部	1	6	0	0	0	1
32	内部	作業帳票 集計表	841	固定資産税図面等交付申請集計表	固定資産税図面等交付申請の起案日を指定し、照会先と照会件数を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) <ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・不要:未使用(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:現行システムでは出力していない。(J市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・現行システムになし(K市) <p>【提案】必須とする構成員においてもEUC対応でよいため、本帳票は不要とし、EUC代替可とする。 (No.441「固定資産税図面の調査について(照会、回答)」はオプション)</p>	不要	-	○	内部	1	6	0	0	0	1

33	内部	作業帳票	対象者リスト	842	時効完成一覧表	時効完成者のリスト	2.11. 時効処理			<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムになし(K市) ・不要: No.845があれば不要。あれば使うレベル。時効完成した人のリストは不要。これから到来する人のリストはほしいが。(I市) 【回答】時効完成日を未来日で抽出することで対応可能。 ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: 時効完成日を未来日で抽出し、単純時効を防ぐ目的で使用。視認性の為、EUCでなく、帳票が好ましい(C市) ・必須: 欠損確認のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ・必須: 時効管理に必要。EUCで代替可。(J市) 【提案】使用する構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/4団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	7	1	0	1	0	4
32	内部	作業帳票	集計表	843	不納欠損対象集計表	不納欠損者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムになし(K市) ・不要: (I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: 使用が見込まれるため(C市) ・必須: 欠損確認のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ・必須: 不納欠損管理に必要。EUCで代替可。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が4/4団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	7	1	0	0	0	5
32	内部	作業帳票	集計表	844	執行停止集計表	執行停止の件数	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・別に集計していると思われる。別途の集計が不可ならば必用か?(K市) ・不要: サンプルの表であれば不要。現状、EUCで執行停止が入力されている人を抜き出し、発議簿と突合している。現状帳票はないので、あればうれしいが。対象者が特定できる必要がある。(I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: データを分析し、実績の確認や今後の方針を決める際の基礎資料として使用。(C市) ・必須: 報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ・必須: 執行停止管理に必要。EUCで代替可。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が4/4団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	7	1	0	0	0	5
32	内部	作業帳票	集計表	845	不納欠損集計表	不納欠損処分の対象者、法令、税目、欠損金額等を一覧化した集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・別に集計していると思われる。別途の集計が不可ならば必用か?(K市) ・必須: 欠損した対象者を特定するため。(I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: 法別集計表を不納欠損起案に添付している。視認性の為、EUCでなく、帳票が好ましい(C市) ・必須: 報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ・必須: 不納欠損管理に必要。EUCで代替可。(J市) 【提案】必須とする構成員が7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/4団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	7	1	0	1	0	3
32	内部	作業帳票	集計表	846	督促料・延滞金未納集計表	督促手数料、延滞金の未納分を調定年度、税別ごとに一覧化した集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 使用していない。(J市) ・不要: (I市) ・不要: 延滞金等のみ特だしする必要がない(H市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ・必須: 報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) 【提案】必須とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2

32	内部	作業帳票	集計表	847	未納ランク別集計表	未納ランク別の人数や未納額等の集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・要否をご回答ください。機能2.1.4.で定義した、滞納者のランク管理において(機能側では、滞納額、催告書送付回数、年度、差押履歴、差押中、滞納年数等でランク管理)、ランクごとの集計表が出力できる帳票であれば、必須でしょうか。 ・他市の状況次第。本市ではランク設定なし(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	848	収納一覧表	収納日、税目、担当者等対象者の収納額を抽出し、一覧化した集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・不要:使用していない。(J市) ・不要:収納のほうで、日別・月別などで集計表があるので、滞納では不要。(I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	849	年度別調定収納集計表	指定した年度、税目ごとの調定額、収納済額等を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:(B市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:使用していない。(J市) ・不要:収納である。(I市) 【提案】必須、不要が3:3であるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	3
32	内部	作業帳票	集計表	850	収納額集計表	毎月の収納件数、収納金額等を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・不要:事務局案で対応可能(H市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。統計資料上必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要。(E市) NO849を月別で処理することは手間であるため、データで抽出できる方が汎用性が高い。(E市) ・必須:849で充足可(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
32	内部	作業帳票	集計表	851	滞納一覧表	滞納者ごとの滞納額の詳細を、税目、期別、年度ごとに一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・不要:現行システムでは出力していない。エクセルにて管理。(J市) ・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:現行で使用なし。ただしあれば今後の滞納整理の方針を決める際の基礎資料として使用できる。視認性の為、EUCでなく、帳票が好ましい(C市) ・必須:調査、報告で利用(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	5	3	0	0	0	2

32	内部	作業帳票	集計表	852	滞納処分集計表	滞納者ごとの差押財産、滞納税額等を一覧化した集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他				・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ・必須:現行システムでは出力していない。エクセルにて管理。システム対応が望ましい。(J市) 【提案】必須とする構成員が5/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/3団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	6	1	0	0	0	4
32	内部	作業帳票	集計表	853	差押実績一覧表	現在差押中の財産、差押件数、差押対象の税目などを一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他				・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:データを分析し、実績の確認や今後の方針を決める際の基礎資料として使用。(C市) ・必須:報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ・必須:現行システムでは出力していない。エクセルにて管理。システム対応が望ましい。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が4/4団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	7	1	0	0	0	5
32	内部	作業帳票	集計表	854	処分後収納額一覧表	差押財産ごとの差押対象期別の金額、収納額等を一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他				・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:データを分析し、実績の確認や今後の方針を決める際の基礎資料として使用。(C市) ・必須:報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ・必須:現行システムでは出力していない。エクセルにて管理。システム対応が望ましい。(J市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が4/4団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	7	1	0	0	0	5
32	内部	作業帳票	集計表	855	滞納要因別集計表	該当の人数や滞納額の割合、合計額等を一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他				・滞納要因について、機能要件で定義していないため、本帳票も削除を想定。 ・必要な場合は、具体的な必要性をご教示ください。 (滞納要因について、無資力等が考えられますが、付箋機能でも充足可能と考えます。) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須:報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/3団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	5	3	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	856	滞納要因別未納者一覧	滞納要因ごとに抽出した未納者を一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他				・滞納要因について、機能要件で定義していないため、本帳票も削除を想定。 ・必要な場合は、具体的な必要性をご教示ください。 (滞納要因について、無資力等が考えられますが、付箋機能でも充足可能と考えます。) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須:報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/3団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	5	3	0	0	0	3

33	内部	作業帳票	対象者リスト	857	滞納者一覧書	滞納者を抽出し、滞納金額合計などを一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：EUCで引っ張ってこれたら十分(I市) ・必須：担当者ご事務量・事案把握(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須：報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須：(B市) ・必須：滞納者管理に使用。(J市) <p>【提案】必須とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が4/4団体あるため、EUC代替可とする。</p>	必須	-	○	内部	8	1	0	0	0	5
32	内部	作業帳票	集計表	858	滞納者一覧書集計表	担当者ごとに滞納者を抽出し、滞納合計、執行停止金額等を集計したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：使用していない。(J市) ・不要：(I市) ・必須：担当者ご事務量把握(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：現行での使用はないが、データ抽出により同じような内容のものを作成している。(C市) ・必須：報告資料に使用。EUCでも問題ない(A市) ・必須：(B市) <p>【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/3団体あるため、EUC代替可とする。</p>	必須	-	○	内部	6	3	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	859	該当者一覧表	氏名検索した際にヒットした該当者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：(H市) ・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：使用していない。(J市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) <p>・必須：(F市)</p> <p>・必須：業務上必要(E市)</p> <p>・必須：(B市)</p> <p>【確認】画面で確認できればよいと思えるが、どのような場面で利用するのか 【提案】(画面確認、EUC対応できればよい場合)本帳票は不要とし、EUC代替可とする。</p>	確認	-	-	内部	3	4	0	0	1	1
33	内部	作業帳票	対象者リスト	860	公示送達一覧表	公示送達処理を行う対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要：滞納システムでは処理していない(E市) ・不要：使用していない。(J市) ・不要：ただし、所在・滞納処分の停止候補抽出として有効に利用できる可能性あり(K市) <p>・必須：現行の運用で利用している。決裁用。(I市)</p> <p>・必須：(F市)</p> <p>・必須：対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市)</p> <p>・必須：(B市)</p> <p>【提案】必須とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が1団体あるため、EUC代替可とする。</p>	必須	-	○	内部	4	4	0	0	0	1
33	内部	作業帳票	対象者リスト	861	調査予定一覧表	財産調査予定者について、照会先で抽出した対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・財産調査予定のフラグについて、機能要件で定義していないため、本帳票も削除を想定しています。 ・必要な場合は、具体的な必要性をご教示ください。 (付箋機能でも充足可能と考えます。)	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ・必須：(B市) <p>・不要：(I市)</p> <p>・不要：付箋機能等で充足可能(A市)</p> <p>・不要：使用していない。(J市)</p> <p>【提案】必須、不要が3:3であるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/2団体あるため、EUC代替可とする。</p>	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2

33	内部	作業帳票	対象者リスト	862	照会状況一覧表	財産調査者について、照会先で抽出した対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市)	・必須:(F市) ・必須:業税側の依頼者一覧表としても使用するが調査先へ送付し、依頼名簿としても使用するため必要。(E市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/4団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	5	2	0	1	0	1
33	内部	作業帳票	対象者リスト	863	追加処分一覧表	既に処分を行っている滞納者に、新たに滞納が発生している場合、追加処分候補として抽出した対象者リスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市)	・必須:参加差押等事務の支援のため、現行も作成している(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/5団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	5	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	864	収納対象者一覧表	収納日を指定して、滞納者ごとに収納税目、収納額等を一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・不要:使用していない。(J市) ・不要:収納側であげているので滞納では不要。(I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市)	・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/5団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	865	未折衝者未収納者一覧表	折衝履歴、収納履歴がない対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市)	・必須:未対応者を把握して対応するため(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:出来ればあった方が好ましいと考えられるため(C市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/6団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	6	3	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	866	催告対象者確認一覧表	催告書を出した対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・不要:使用していない。(J市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市)	・必須:現行作成(K市) ・必須:催告を出した人を特定するため(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) 【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/6団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	6	2	0	0	0	2

33	内部	作業帳票	対象者リスト	867	除外者確認一覧表	催告書出力前に除外設定した対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 使用していない。(J市) ・不要: (I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 現行作成(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/5団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	5	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	868	注意対象者一覧表	注意事項フラグを立てた対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要: (K市) ・不要: フラグを立てることがない。(I市) ・不要: 付箋機能等で充足可能(A市) ・不要: 使用していない。(J市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要。抽出項目でフラグをキーにして抽出出来れば問題ないと想定する。NO855,856,866,868同様(E市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須の構成員においても、EUCでよいとする意見があるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とし、EUC代替可とする。 	不要	-	○	内部	3	5	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	869	催告通知履歴一覧表	発行日を指定して、催告書を出した対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: (I市) ・不要: 使用していない。(J市) ・現行システムになし。別途抽出(K市) ・現行での使用はない。EUCで対応している。(C市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須の構成員においても、EUCでよいとする意見があるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とし、EUC代替可とする。 	不要	-	○	内部	4	3	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	870	催告不可一覧表	催告書発行不可の対象者リスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 使用していない。(J市) ・不要: (I市) ・現行システムになし。(K市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/4団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	871	分納誓約リスト	分納誓約日等を指定して抽出した、分納誓約者の対象者リスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: (K市) ・不要: (H市) ・不要: (I市) ・不要: 使用していない。(J市) ・現行での使用はない。EUCで対応している。(C市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※不可: 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須と不要が4:4であるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/4団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	4	0	1	0	2

33	内部	作業帳票	対象者リスト	872	分納誓約明細一覧表	No.871「分納誓約リスト」の滞納明細の一覧	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・個人の対象画面を展開し、未納明細を出力することでは不足するでしょうか。No.868「分納誓約リスト」にも誓約金額は記載されているため、不要と考えております。	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(K市) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※不可:滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) <p>【確認】具体的な使用を確認。どのような場面で使用するか。 【提案】(必要性が高い場合)帳票はオプションとして定義する。EUCは可とする。</p>	確認	-	-	内部	4	4	0	1	0	1
33	内部	作業帳票	対象者リスト	873	分納誓約履行状況一覧表	分納誓約の履行状況のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・履行状況の管理機能は2.4.19「分納履行状況管理」で定義されているため、必要性は高いと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:EUCで出力している。あると便利。(I市) ・現行での使用はない。No. 875の分納不履行リストを使用(C市) ・必須:分納履行状況の確認のため(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ・必須:現行システムでは出力していない。リストにより履行確認が可能。履行確認できれば可。(J市) <p>【提案】必須とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3団体あるため、EUC代替可とする。</p>	必須	-	○	内部	7	1	0	1	1	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	874	一括発行明細	分納誓約者に毎月一括で分割納付書を発行する機能について、一括発行した納付書の内訳明細	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・分納誓約者に毎月一括で分割納付書を発行する機能を、機能側で定義していないため、本要件は不要と考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(K市) ・不要:(I市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):発行履歴またはデータ抽出で対応可能(E市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) <p>【提案】機能2.2.6「一斉催告時の催告書に納付書が出力できること。」にて発行した納付書に伴い、リストが発行されることを想定。本帳票は必須とし、EUCについても可とする。なお、機能に不備があれば、機能側に機能を追加することも検討する。</p>	必須	-	○	内部	3	5	0	0	0	1
33	内部	作業帳票	対象者リスト	875	不履行対象者一覧表	分納誓約の不履行者リスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・不要:No.873で充足。(J市) ・必須:分納履行の確認支援のため(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:使用が見込まれるため。視認性の為、EUCでなく、帳票が好ましい(C市) ・必須:対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) <p>【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/6団体あるため、EUC代替可とする。</p>	必須	-	○	内部	6	3	0	0	0	2

33	内部	作業帳票	対象者リスト	876	分納要解除一覧表	分納誓約が終了し、解除の必要がある対象者リスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			<ul style="list-style-type: none"> ・不要: No.873があれば十分。(I市) ・不要: 使用していない。(J市) ・不要: そもそも分納管理上で解除が機能要件になっていないため(H市) 【確認】機能側2.4.12.「分納誓約(納付誓約、債務承認)情報(誓約日、誓約履歴本日入金分)、登録履歴、取消)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。」で取り扱う、分納の取消とは異なるか。 【事務局】(取消で充足できない場合、かつ本帳票が必須・オプションの場合、)機能側に分納誓約終了を解除できる機能を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 差押解除漏れを防ぐ(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 使用が見込まれるため。視認性の為、EUCでなく、帳票が好ましい(C市) ・必須: 対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員が6/8団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/6団体あるため、EUC代替可とする。 	確認	-	○	内部	6	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	877	納付受託証券取立依頼簿	納付受託による取立について、証券種類、記号番号、券面金額、支払場所等を記載し一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他		<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) <ul style="list-style-type: none"> ・不要: 事例が少ない。(J市) ・不要: (I市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 現行システムあり(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/6団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	5	3	0	0	0	2	
33	内部	作業帳票	対象者リスト	878	金券受託整理簿	納付受託で受託した証券を一覧化した整理簿	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 事例が少ない。(J市) <ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 現行システムあり(K市) ・必須: (I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/6団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	5	3	0	0	0	2		
33	内部	作業帳票	対象者リスト	879	公売実績リスト	公売に付された財産、件数などを記載したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: 現行システムでは出力していない。(J市) ・不要: (I市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: (H市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: 公売実績集計が簡便にできる。(K市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要(E市) ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須と不要が4:4であるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/4団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	4	0	0	0	2		
33	内部	作業帳票	対象者リスト	880	徴収猶予一覧表	徴収猶予中の対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要: もともと、新型コロナの関係で相当の数を受けたので、あれば便利(I市) ・不要: 使用していない。(J市) <ul style="list-style-type: none"> ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要。 ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 猶予対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ・必須: 徴収猶予対象者管理(K市) ・現行での使用はない。集計をとる必要があるためEUCで対応している。(C市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	6	2	0	0	0	3		

33	内部	作業帳票	対象者リスト	881	徴収猶予終了者一覧表	徴収猶予を終了した対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須: 徴収猶予終了者管理のため。大幅増のため今後要(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要) ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 猶予終了対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	6	2	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	882	換価猶予一覧表	換価猶予中の対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・現行での使用はない。集計をとる必要があるためEUCで対応している。(C市) ・必須: 換価猶予対象者管理のため(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 猶予対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	6	2	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	883	猶予終了者一覧表	換価猶予を終了した対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・他市の状況次第。現行での使用はない(C市) ・必須: 徴収猶予と同様(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 猶予対象者把握のため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	6	2	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	884	死亡者一覧表	死亡対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須: 相続調査等の対象選定に利用(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 死亡者の調定を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	6	2	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	885	執行停止一覧表	執行停止中の対象者のリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・現行での使用はない。集計はEUCで対応している。(C市) ・必須:(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 執行停止対象者を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	6	2	0	0	0	4

33	内部	作業帳票	対象者リスト	886	欠損対象一覧表	不納欠損の対象者／除外者の対象者リスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。出力はできるが使用していない。EUCで対応している。(C市) ・必須:(K市) ・必須:対象者の特定のため。(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:不納欠損対象者を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) ・必須:不納欠損管理に必要。EUCで代替可。 ※可(EUC可):画面以外での確認が必要。(J市) 【提案】必須とする構成員が7/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が5団体あるため、EUC代替可とする。 <p>・10-7などにおける理由欄は不要。また、通知書番号が必要。集計の際には不要だが、個人対象者の一覧表では特定のために必要。(I市)</p> <p>【事務局】項目については、第2回WT以降順次対応</p>	必須	-	○	内部	7	1	0	0	0	4
33	内部	作業帳票	対象者リスト	887	重複リスト	異なる宛名番号で、氏名、住所、生年月日等が同一の人物を出力するリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:使用していない。(J市) ・不要:EUCで抽出し、目視で確認している。(I市) ・不要:マイナンバーが同一のものだけでよい(H市) 【事務局】マイナンバーを管理しない滞納システムがあるため、現在の帳票概要は残しつつ、マイナンバーについても追記する。 ・必須:再転入確認か?(K市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須と不要が4:4であるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2団体あるため、EUC代替可とする。 	必須	-	○	内部	4	4	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	888	共有者リスト	同一人や共有者、関連者を名寄せした対象者について、名寄せの詳細を一覧化したリスト	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:画面で確認している。(I市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(H市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】不要とする構成員が4/7団体あるため、本帳票は不要として定義する。 【提案】データでも必要という意見が2団体あるため、EUC代替可とする。 	不要	-	○	内部	3	4	0	0	1	1
33	内部	作業帳票	対象者リスト	889	財産一覧表	財産が判明している滞納者について、財産の種類、財産状況(調査済、処分中、処分解除等)を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他	・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:広域連合、滞納整理組合への資料提供のため(H市) ・必須:処分対象者を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可とする。 	必須	-	○	内部	5	2	0	0	0	2

33	内部	作業帳票	対象者リスト	890	滞納処分状況一覧表	滞納処分、執行停止等を受けている滞納者について、滞納処分状況(差押中、差押解除、交付要求等)、執行停止状況を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・現行での使用はない。EUCで対応している。(C市) ・不要: 使用していない。(J市) ・不要: (I市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要。 ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 処分状況を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	4	3	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	891	状況対象者一覧	特定の条件で抽出された滞納者について、個人情報、調定額、収納額、滞納額等を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: 使用していない。(J市) ・不要: (I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要。 ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 調査、報告で利用(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が2/4団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	5	2	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	892	処分異動履歴照会	滞納者の処分異動履歴(督促状発送等)を、期別ごとに一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: 使用していない。(J市) ・不要: (I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要。 ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 処分状況を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員が4/6団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3/4団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	893	分納調定更正対象一覧	分納計画策定後、更正により調定額が変更となった滞納者について、策定時調定額、更正後調定額などを一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要: (I市) ・不要: 未使用のため(A市) ・不要: 使用していない。(J市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要。 ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が2/3団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	3	4	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	894	時効管理一覧	滞納者ごとに、期別ごとに時効の成立、中断、起算日、時効中断事由等を記載した帳票	2.11. 時効処理			・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要: (I市) ・不要: 使用していない。(J市) ・必須: (F市) ・必須: 業務上必要。 ※可(EUC可): 滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須: 処分状況を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須: (B市) ※可(EUC可): (B市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	4	3	0	0	0	2

33	内部	作業帳票	対象者リスト	895	時効成立対象一覧	時効が成立した滞納者について、納期限、時効中断事由、不納欠損処分理由等を一覧化した帳票	2.11. 時効処理					・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:欠損対象を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) ・必須:時効管理に必要。EUCで代替可。(J市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が4/5団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	5	2	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	896	執行停止要件別一覧	執行停止事由ごとに抽出した滞納者について、個人情報、期別数、調定額、収納額などを一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他					・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:844に包括される(H市) ・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:欠損対象を把握するため。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) ・必須:執行停止管理に必要。EUCで代替可。(J市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が4/5団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	5	2	0	0	0	3
33	内部	作業帳票	対象者リスト	897	督促料・延滞金未納一覧	督促手数料、延滞金の未納者について、個人情報、督促手数料、延滞金額を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他					・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:調査、報告で利用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	898	分納対象者一覧	分納対象者を抽出し、一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他					・不要:使用していない。(J市) ・不要:画面で確認しているので不要(I市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:調査、報告で利用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	899	未納者一覧	税目ごとに未納者を抽出し、一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他					・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:調査、報告で利用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) ・必須:滞納者管理に必要。EUCで代替可。(J市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が4/5団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	5	2	0	0	1	2

33	内部	作業帳票	対象者リスト	900	分納誓約分収納伝票一覧	分納誓約者を抽出し、収納額などを記載した集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:調査、報告で利用。EUCでも問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員において、EUCでよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	901	納付履歴照会	滞納者の納付履歴を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:納税相談の資料とすることがあるため(H市) ※EUC・画面確認不可(H市) ・必須:業務上必要。 ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:問い合わせに対応するために必要。画面、CSVで確認できれば問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員が5/7団体あるため、本帳票は必須として定義する。 【提案】EUCや画面確認でもよいとする意見が3団体あるため、EUC代替可とする。	必須	-	○	内部	5	2	0	1	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	902	期別詳細一覧表	納税義務者の調定情報等の詳細を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(画面確認可):(E市) ・必須:問い合わせに対応するために必要。画面で確認できれば問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員において、EUC・画面でよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	4	3	0	0	1	1
33	内部	作業帳票	対象者リスト	903	世帯照会	滞納者の世帯情報(世帯員の個人情報、続柄、収納額等)を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要:(I市) ・不要:使用していない。(J市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※可(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:問い合わせに対応するために必要。画面で確認できれば問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(EUC可):(B市) 【提案】必須とする構成員において、EUC・画面でよいとする意見が3/4団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	不要	-	○	内部	4	3	0	0	0	2
33	内部	作業帳票	対象者リスト	904	個人照会	滞納者の調定情報、滞納情報を一覧化した帳票	5.1. 統計資料作成 6.3. その他			・不要:使用していない。(J市) ・不要:(I市) ・必須:(F市) ・必須:業務上必要(E市) ※(EUC可):滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須:問い合わせに対応するために必要。画面で確認できれば問題ない(A市) ・必須:(B市) ※可(画面確認可):(B市) ・必須:X列と同意見(C市) 【確認】画面確認・EUCでの対応は可能か(C市) 【提案】(対応可能な場合)EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。	確認	-	-	内部	5	3	0	0	1	1

35	内部	作業帳票	マスタリスト	905	担当者変更不可一覧表	担当者の変更不可を設定した対象者のリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。 	<p>【事務局】機能側に、担当者固定機能を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：使用していない。(J市) ・不要：(I市) ・現行での使用はない。EUCで対応している。(C市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) (EUC可)：滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須：年度繰越処理前等に不可設定を継続するかどうかの確認に使用(K市) 【確認】必須の構成員において、帳票で出力する必要性は高いか。EUCでも問題ないか。 【提案】(問題ない場合)EUC対応とし、本帳票は不要とする。 	確認	-	-	内部	3	5	0	0	0	2
35	内部	作業帳票	マスタリスト	906	担当者設定一覧表	担当者ごとに設定された対象者のリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：使用していない。(J市) ・不要：(I市) ・現行での使用はない。EUCで対応している。(C市) ・必須：滞納者一覧表としてあり。データでもよい(K市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) ・必須：担当者の対象者把握のため。画面、EUCで確認できれば問題ない(A市) ・必須：(B市) ※可(EUC可)：(B市) 【提案】必須とする構成員において、EUC・画面でよいとする意見が4/5団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。 	不要	-	○	内部	5	3	0	0	0	3
35	内部	作業帳票	マスタリスト	907	アクセスログ一覧表	担当者ごとのアクセスログリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・本帳票の必要性、用途をご回答ください。 ・EUC、画面確認による代替可否もご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(C市) ・不要：(I市) ・不要：未使用のため(A市) ・不要：(B市) ・不要：使用していない。(J市) ・必須：(F市) ・必須：業務上必要(E市) ※滞納整理補助資料をして必要。データの方が汎用性・利便性が高い。データでも必要だが帳票でも必要(E市) 【提案】必須とする構成員において、EUC・画面でよいとする意見が1団体あるため、EUC対応可と判断し、本帳票を不要とする。 	不要	-	○	内部	2	5	0	0	0	1
38	内部	保管用	-	908	差押調書(市保管用)(不動産)	控えとして保管する帳票	<ul style="list-style-type: none"> ・本帳票を、システムから出力する必要性は高いでしょうか。(コピーでは不足でしょうか) ・事務局においては、システムから出力する必要性が低いと考え、不要とする想定です。 ※本帳票以降の控え帳票については、本帳票での要否結果を踏まえて統一する想定です。個別に控え帳票の要不要に疑義がある場合、理由を併せてご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不明(利用方法等)(K市) ・不要：決裁用文書があれば十分(I市) ・不要：決議書、返信用を使用(E市) ・不要：決裁用で充足可(A市) ・不要：決裁用があれば保管用は不要(B市) ・不要：決議用文書が控えとなるため、別に控えは不要。(J市) ・必須：(F市) ・必須：使用が見込まれるため(C市) 【確認】決裁欄以外、決議書と同一内容が記載される想定だが、控えが出力される必要性は高いか。また、コピーでの代用は困難か。(O市) 【提案】(代用可能である場合)本帳票は不要として定義する。本帳票以降の「市保管用」については、全て不要として統一する。 	確認	-	-	内部	2	6	0	0	0	0
38	内部	保管用	-	909	(担保権実行)執行法定通知書(市保管用)(不動産)	控えとして保管する帳票	<ul style="list-style-type: none"> ・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の要否に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要：(I市) ・(J市) 	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0

38	内部	保管用	910	(強制執行)執行決定通知書(市保管用)(不動産)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	911	納付(納入)受託証書原符(市控)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	912	差押調書(市保管用)(債権)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	913	(担保権実行)執行決定通知書(市保管用)(債権)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	914	(強制執行)執行決定通知書(市保管用)(債権)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	915	差押調書(市保管用)(電話加入権)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0

38	内部	保管用	916	(担保権実行)続行決定通知書(市保管用)(電話加入権)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	917	(強制執行)続行決定通知書(市保管用)(電話加入権)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	918	差押調書(市保管用)(無体財産)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	919	(担保権実行)続行決定通知書(市保管用)(無体財産)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	920	(強制執行)続行決定通知書(市保管用)(無体財産)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	921	差押調書(市保管用)(動産)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の要否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0

38	内部	保管用	928	(強制執行)執行決定通知書(市保管用)(不動産)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	929	差押調書(市保管用)(自動車)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	930	差押財産搬出調書(市保管用)(自動車)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	931	搜索・搬出調書(市保管用)(自動車)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	932	搜索調書(市保管用)(自動車)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	933	(担保権実行)執行決定通知書(市保管用)(自動車)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0

38	内部	保管用	934	(強制執行)執行決定通知書(市保管用)(自動車)	控えとして保管する帳票	-					・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	935	参加差押調書(市保管用)(不動産)	控えとして保管する帳票	-					・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	936	参加差押調書(市保管用)(電話加入権)	控えとして保管する帳票	-					・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	937	参加差押調書(市保管用)(動産)	控えとして保管する帳票	-					・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	938	参加差押調書(市保管用)(自動車)	控えとして保管する帳票	-					・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	939	組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書(市保管用)	控えとして保管する帳票	-					・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0

38	内部	保管用	940	組合員等の持分の払戻等請求書(市保管用)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	941	債権現在額申立催告書(市保管)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	942	【滞納者実態調査】別紙調査依頼名簿(市保管)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	943	【滞納法人実態調査】別紙調査依頼名簿(市保管)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	944	分割納付口座振替明細書(市保管)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・不要:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
38	内部	保管用	945	納付(納入)受託証書(控え)	控えとして保管する帳票	-				・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	・必須:(I市) ・(J市)	保留	-	-	内部	1	1	0	0	0	0

25	内部	決議書・決裁資料	951	市税等滞納整理復命書	指定の期間内の訪問徴収による入金記録の報告用集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他		・システムから出力する必要性は高いでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(O市) ・必須:(F市) ・不要:(K市) ・不要:(I市) ・不要:市会計部署指定の用紙、滞納システム外帳票(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) 【提案】不要とする構成員が6/7団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	7	0	0	0	0
38	内部	保管用	952	市税等滞納整理復命書一覧表	No.951「市税等滞納整理復命書」の控え帳票	-		・No.908「差押調書(市保管用)(不動産)」の可否に従う	<ul style="list-style-type: none"> ・不要:(I市) ・(J市) 	保留	-	-	内部	0	2	0	0	0	0
33	内部	作業帳票	953	市税等滞納整理復命書集計表	指定の期間内の窓口入金による入金記録の報告用集計表	5.1. 統計資料作成 6.3. その他		・システムから出力する必要性は高いでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・必須:(F市) ・他市の状況次第。現行システムで使用無(O市) ・不要:(K市) ・不要:(I市) ・不要:市会計部署指定の用紙、滞納システム外帳票(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) 【提案】不要とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	7	0	0	0	0
25	内部	決議書・決裁資料	954	市税徴収金払込書	窓口入金した金額を指定金融機関へ払込む帳票	-		・システムから出力する必要性は高いでしょうか	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況次第。現行システムで使用無(O市) ・必須:(F市) ・不要:(K市) ・不要:(I市) ・不要:市会計部署指定の用紙、滞納システム外帳票(E市) ・不要:未使用のため(A市) ・不要:(B市) ・不要:使用していない。(J市) 【提案】不要とする構成員が7/8団体あるため、本帳票は不要として定義する。	不要	-	-	内部	1	7	0	0	0	0

帳票WT 事前確認回答欄の凡例:比較表

帳票の要否		業務上の要否を回答ください(不要の場合、以降の回答は不要です)
要否判断の理由・備考		(特に必要とした場合)上記回答の理由・用途を回答ください 出力条件などの要望がある場合もこちらへ記載ください
出力方式		出力方式について以下から選択して回答ください 個別 :対象を指定して1件ずつ個別に出力する帳票(主にオンライン処理) 一括 :対象範囲を指定して一括で出力する帳票(主にバッチ処理) 個別/一括 :状況に応じて、個別と一括の両方での出力が必要な帳票
外部帳票のみ	用紙	印字用紙について以下より選択して回答ください (なお、コピー偽造防止用紙は汎用紙として回答ください) 汎用紙 :通常の印刷用紙 専用紙 :専用紙のうち、圧着ハガキ・複写用紙などの特殊な加工がされていない用紙 専用紙(圧着ハガキ) :印刷後、圧着機にて圧着し個人情報部分などを秘匿できる用紙 専用紙(複写用紙) :複写印字に対応した用紙
	専用紙の理由	専用紙を利用している場合はその理由を回答ください 例) 郵送料金の低減化のため圧着ハガキを利用している OCRのため枠などを読み取らないようにしている 見やすさの観点から、定型の文章・枠などはプレプリントしている 大量印刷を効率的に実施するため、連続帳票プリンタを利用している など
内部帳票のみ	代替の可否	当該帳票について、帳票そのものを出力しない方式を許容できるか回答ください。 可(画面確認可) :システム画面で情報が確認できれば紙やデータの出力は不要 可(EUC可) :EUCでのデータ出力でも問題ない 不可 :帳票として出力する必要があるため不可
	代替可否の理由	(特に「不可」とした場合)上記回答の理由を教えてください